

乳幼児等の医療費無料化に関する請願（井出一太郎君紹介）（第一九三〇号）
小児慢性疾患対策の強化充実に関する請願（井出一太郎君紹介）（第一九三二号）
金融労働者の労働時間短縮、週休二日制実施等に関する請願（荒木宏君紹介）（第一九五九号）
同（田代文久君紹介）（第一九六〇号）
同（多田光雄君紹介）（第一九六一号）
同（津川武一君紹介）（第一九六二号）
同（寺前巖君紹介）（第一九六三号）
同（土橋一吉君紹介）（第一九六四号）
同（中川利三郎君紹介）（第一九六五号）
同（東中光雄君紹介）（第一九六六号）
同（不破哲三君紹介）（第一九六七号）
同（増本一彦君紹介）（第一九六八号）
同（松本善明君紹介）（第一九六九号）
同（三谷秀治君紹介）（第一九七〇号）
社会保険診療報酬の引上げに関する請願（木下元二君紹介）（第二〇一〇号）
せき髄損傷者に対する労働者災害補償保険の給付改善に関する請願（枝村要作君紹介）（第二〇二四号）
歯科技工士資格付与の特例措置に関する請願（高橋千寿君紹介）（第二〇二七号）
晴眼者を対象とするはり師、きゆう師養成学校規則に関する請願（高橋千寿君紹介）（第二〇二八号）
は本委員会に付託された。

三月三十日
国民年金制度の改善に関する陳情書外七件（指宿市議会議長吹留光男外七名）（第一六七七号）
同外四件（鹿児島県出水郡長島町議会議長赤瀬優外四名）（第一九〇号）
同外一件（福井県議会議長高木孝一外一名）（第二二二二号）
民間戦災被害者の救済に関する陳情書（愛知県議会議長神田敏一）（第一六八号）

同（十都道府県議会議長代表広島県議会議長西田修一外九名）（第二〇〇号）
国民健康保険事業費増額に関する陳情書（西宮市議会議長阪本信弘）（第一六九号）
夜間保育所の設置に関する陳情書（貝塚市議会議長池田功志）（第一七〇号）
乳幼児の医療費無料化に関する陳情書外一件（大洲市議会議長西川順蔵外一名）（第一七一七号）
同（十都道府県議会議長代表広島県議会議長西田修一外九名）（第一九四号）
失業保険法による特別保険料制度の廃止に関する陳情書（滝川市議会議長田中君太郎）（第一九一五号）
建築国民健康保険に対する補助率増額等に関する陳情書（長岡市表町一の一〇新海建築組合連合会中越支部長藤川晴一外二十九名）（第一九二二号）
晴眼者を対象とするはり師、きゆう師養成学校規則に関する陳情書外六件（津市桜橋通り二三重県視覚障害者協会会長梅田二郎外六名）（第一九三三号）
老人福祉対策に関する陳情書（広島市金屋町一の一七広島県退職者友の会赤川昭祐）（第一九五九号）
高齢者の労働対策に関する陳情書（三重県議会議長千葉胤一）（第一九六六号）
心臓疾患児童に対する医療充実に関する陳情書（十都道府県議会議長代表広島県議会議長西田修一外九名）（第一九七七号）
看護婦確保対策に関する陳情書（十都道府県議会議長代表広島県議会議長西田修一外九名）（第一九八八号）
同（東海北陸七県議会議長代表静岡県議会議長小池政太郎外六名）（第二三三九号）
簡易水道国庫補助率の引上げ等に関する陳情書（静岡市追手町四の三〇静岡県簡易水道協会会長黒石寛雄）（第一九九九号）
健康保険法の一部改正反対に関する陳情書（清瀬市議会議長増田直夫）（第二三二二号）

医療保障及び健康保険制度の確立に関する陳情書（室蘭市議会議長青野二郎）（第二二三三号）
老人医療制度の改革に関する陳情書（岡山県久米郡久米南町議会議長近藤栄）（第二三四四号）
原子爆弾被害者援護法の早期制定に関する陳情書外二件（宮城県玉造郡岩出山町議会議長佐々木清外二名）（第二三五五号）
港湾労働法の一部を改正する法律案反対に関する陳情書外三件（神戸市生田区仲町通四の二六全国金属労働組合兵庫地方本部執行委員長小山欽三外三名）（第二三六六号）
清掃事業に対する国庫補助率引上げに関する陳情書外一件（兵庫県議会議長代表伊丹市議會議長倉橋貞一外二名）（第二三七七号）
重度心身障害児の医療無料化に関する陳情書（高松市番町一の一〇の三七香川県町議會議長会長畑中由夫）（第二三八八号）
生活環境整備特別措置法の早期制定に関する陳情書（関東一都九県議會議長代表伊丹市議會議長富田直之外九名）（第二四〇〇号）
都市地域における福祉、生活環境施設の整備に関する陳情書（十都道府県議會議長代表広島県議會議長西田修一外九名）（第二四一一号）
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
参考人出席要求に関する件
駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第二九号）
港湾労働法の一部を改正する法律案（内閣提出第四〇号）
公衆衛生に関する件（天然痘発生に関する問題）
労働関係の基本施策に関する件
○田川委員長 これより会議を開きます。
駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。
質疑の申し出があります。順次これを許します。
大橋敏雄君。
○大橋（敏）委員 米軍の基地の返還あるいは縮小というのは、当然のことですけれども、われわれとしては非常にうれしきことでありますけれども、そのつど解雇される労働者の立場からしてみれば、これはきわめて深刻な重要問題であるはずで、これらの諸問題につきまして政府は、関係当局の皆さんは、きめこまかい配慮のもとに指導あるいは適切な措置を講じていただきたい、そして解雇される労働者の生活の安定をはかっていただきたいということを冒頭に要望して質問に入ります。
まず最初、施設庁にお尋ねしますが、去る三月三十日、相模補給廠の従業員が七百数十名解雇通知を受けたというのを聞いておりますけれども、その点の事情をまず説明していただきたいと思います。
○松崎政府委員 お答えいたします。
三月の三十日付をもちまして、いまおっしゃいますように七百数十名ばかりの人員整理通告が相模原補給廠で出ました。その内容を見ますと、従来、昨年度、戦車その他戦車車両の修理機能の縮小というようなことを政府としては申し入れておたわけてございますが、その分ではございませんで、ベトナムからの返送物品の処理の仕事が和平の成立の結果減ったということがおまな理由でございます。それらの離職対策につきましては、駐留軍関係離職者等臨時措置法等に基づき万全を期してまいります。
○大橋（敏）委員 三月の三十日に解雇通告がされたというところでございますが、実施はたしか六月の二十九日だと聞いておりますけれども、間違いないでしょうか。
○松崎政府委員 発効日はそのとおりでございます。
○大橋（敏）委員 そうして見ますと、最近労働者の皆さんからよく要望されております、解雇通告

は少なくとも九十日間とはいえず、その要望を満たしていると思われるわけですが、その判断はよろしいですか。

○松崎政府委員 ちょうど九十日になるかと思えます。

○大橋(敏)委員 この補給廠の従業員七百八十数名の解雇される方々の平均年齢は幾らぐらいになっておりますか。

○松崎政府委員 いま詳細には調べておりませんが、大体五十足らずだと思えます。

○大橋(敏)委員 平均年齢が詳しくわからぬけれども五十歳そこそこであるという事は、かなり高年齢者ですね。私は現在求人と求職の関係を調べてみましたら、求人数に対して求職者が非常に多いということが一般的に統計上あらわれておりますし、問題化されている中に、しかもこういう高年齢者ともなればさらに就職が困難であろうという事を心配するわけですが、この補給廠の解雇者はどのような対策のもとに再就職をはからうとなされているか。

○松崎政府委員 私どもで行なっております離職対策をさきに申し上げて御説明いたしますが、離職前の職業訓練と申しますか、そういうことをかねがねやっておるわけでございます。これは具体的にいまの相模原の七百八十名ばかりの方々についてはまだちょっと資料はできておりませんが、昨年度約五千人ぐらゐの対象者について、自動車の運転とかクレーンの操作とか、あるいは変わったものでは調理士の講習とか、そういうこともやっておるわけでございます。それによつてできるだけ資格、免許等をとっていただいで次の就職の便に供したいということが一つでございます。

それから退職手当等につきまして、一般の公務員の場合に比しまして若干高率のものを支給できるようになっております。さらに特別給付金を最高三十五万円支給できるようになっております。

○大橋(敏)委員 労働省にお尋ねいたしますが、これは労働省の職業安定業務統計の表でござい

すが、これは必ずしも駐留軍関係じゃないのです。一般的な問題ですが、これによりまして、いわゆる月間有効求人数に対する月間有効求職者数、それに就職件数あるいは求職倍率、こういう表になつてゐるわけですが、これを見てまいりますと、四十一歳から五十歳の求職倍率は三・四倍になつております。それから五十一歳から五十五歳になると四・三倍というきわめて高い求職倍率を示しているわけでございます。いま、相模補給廠から解雇される皆さんは五十歳前後の方々ばかりだということですね。これはいよいよ求職困難であるということが数字の上からもはっきりしているわけですが、労働省としてはこれに対して特別な配慮をなさつてゐるのかどうか。

○道正政府委員 相模総合補給廠の駐留軍労働者の解雇問題につきましては、神奈川県当局と密接な連絡をとりまして対策につとめてゐるところでございます。神奈川県におきましては駐留軍労働者対策協議会というものがございまして、この幹事会をさそく開きまして各般の対策をきめておりまして、たゞいま防衛施設庁のほうからお話がございます対策とあわせまして、労働省としてやるべき施策を強力に進める考えでございます。いろいろございしますが、臨時に総合相談所というのを設置いたしまして、管轄の安定所だけで大量の解雇者の職業あっせん等は不可能でございますので、もよりの安定所からも職員を動員いたしまして、きめこまかな対策を講ずるつもりでございます。特に、おやめになる方々の今後の御希望を聴取するのが基本でございますので、ケースワーク方式を採用いたしまして事情聴取を行ない、それに基づきまして、極力御希望に沿うような就職のあっせんにつとめるという態度で臨んでおります。

ただいま大橋先生御指摘のように、中高年齢者の就職は若年者に比しまして必ずしも容易でございせん。しかしながら東京あるいは神奈川県は、いわゆる過疎地帯の県とは違ひまして、総体的には求人もございしますので、極力離職者の方々の御要

望に沿うような再就職のあっせんにつとめ、その過程におきまして必要があれば職業訓練等も実施して、少しでも有利な職場に再就職していただくというところに今後とも努力をいたしたいと思ひます。

○大橋(敏)委員 施設庁に聞きますが、いま通告されているのは七百八十数名だと聞いておりますけれども、さらに百名が追加されるということとも聞き及んでおりますが、この点はどうですか。

○松崎政府委員 お答えいたします。

先のことがよくわからなくて恐縮でございますが、そういうこともあり得るというふうに私どもは予想しております。

○大橋(敏)委員 労働省にお尋ねしますが、いま言つたように七百八十数名のみならず、またまたそれに百名が追加される予想であるというのです。私はこの再就職について非常に心配をするわけでございますが、実は過去三年間の駐留軍関係の解雇者数、就職者数を調べてみましたところ、四十五年では解雇者数二百五十五人のうち就職したのが百六十七人、四十六年では二百九名中就職したのが百六十七人、四十七年では二百二十四名中七十五名、合計して解雇者五百四十八名中三百四十二名が就職した。わずか六二％ですね。ましてや今度は五十歳前後の高年齢者がほとんどです。この就職はそれこそ想像以上に困難であることを十分踏まへられた上で、しっかりした対策を講じていただきたい、これを強く要望いたします。

大臣、これは労働省、施設庁がともに強い連携のもとに行なわれていると思ひますけれども、大臣のほうから一言、この重要な高年齢者の再就職についての所信を述べていただきたいと思ひます。

○加藤国務大臣 大橋議員から御指摘のように、駐留軍関係も日本を取り巻く諸情勢の変化——これはまあいい方向に向かつておりますが、その性質としてかように大量の離職者が出る。これはほんとに御本人にとってはお気の毒と思ひます。

特に、御指摘のように駐留軍に就職なさつてからだいぶ年数もたつておりますので、高年齢者が多い。求職の倍率から見ても、いま大橋議員がおっしゃつたとおりでありまして、これに對しましては職業紹介、職業訓練、こういう面は当然であります。促進手当を出してこれを援助する。しかし、私は一般に離職者対策については、特に相模の補給廠は七百何名、また百名追加ということを考えますと、従来の対策がおりますが、私は、施設庁と労働省、両省庁のお役所の人も本氣になつて、いろいろの手当てをいたしたいと思ひます。

心から親切に、懇切丁寧に、要するにただ形式的だとか、やることはわかつておるんだという気持ちではなく、私からも関係の連中に対しては、これは親切にやらなくちゃならぬぞ、こういうふうな心から指示をいたしておりますので、手厚い援護措置を十分講じたいと思ひます。

○大橋(敏)委員 施設庁にお尋ねしますが、沖縄の駐留軍関係労働者の給料の遅延がいま大きな社会問題化しつつあるわけですが、その原因、理由は一体何だったのか、あるいはこれについてどのような解決策を立てられてゐるのか、説明していただきたいと思ひます。

○松崎政府委員 沖縄の復帰に伴ひまして、駐留軍従業員関係の諸制度、特に給与制度については本土並みになつたところがございますが、その実施事務と申しますか、たとえば給与の支払い事務が本土並みに達していないという事について、まことに遺憾に思つております。

それで、これの最初の復帰直後のあたりの混乱は、たとえば復帰前に長期のストライキがあつて軍の内部がいろいろ混乱したとか、あるいは軍の若干の編成がえがあつたとか、あるいは沖縄県庁における要員が最初の段階で十分充ててできなかったかと思ひますが、これが現在、二百六十名から二百七十名になつております。

それから、さらに昨年の十二月から、それでも

なかなか進まないものでございますから、私どものほうといたしましては、約四十人のアルバイトを雇う予算と申しますか、そういうものを沖縄県庁に流しまして、ただいまはその四十人の人を二つの渉外労管に投入して、給与関係事務等の手伝いをしているはずでございます。

それから、現地の沖縄の米軍と沖縄県庁との間に、最近給与支払い事務改善のための検討委員会と申しますか、そういうものを二月から開いて、これは事務の問題でございますから、どういふことで滞るのかやっております。これに私も国側の者として出先の者が入りまして、三者でやっておりますが、ただいままでのところ、まず最初に改善ができたと思えますのは、米軍のほうから前月の各人の労働時間等の通知が県庁に参りますが、その通知の日取りを、約束では翌月の三日となっていましたのを、二日ぐらいいはなるはずでございます。三月の場合には、三月三日でなくして三月の二日に、ほとんど大部分県庁に渡しました。それから間違ひもだいたい減ったように聞いておりますので、その辺の改善は進んできていると思えます。県庁の中のいろいろの事務の流れ、コンピュータとの連携等についての問題、そういう問題もこまかく事務的に現在詰めておりますので、早急にこの改善ができますように、私どもとしては、これは職員長期派遣等も行ないましてやっております。

○大橋(敏)委員 なる御説明なさいましたけれども、理由はいかにあれ、問題はあるのですよ。何だか七十日間ぐらいの遅延らしいですね。けれども、とんでもないですよ。長官、これはどう思われますか。

○高松政府委員 この前もこの問題について私申し上げたのですが、何と云っても、これが遅延していることは致命的な問題だと思えます。われわれとしては、これはとにかく早く正常な状態に戻すということで、昨年の復帰以来これに全力をかけてまいりました。昨年は少なくともボーナスを支払う前、十一月までに一応完全な

状態に戻すということを目標にしてやりました。しかし、残念ながらこれができませんでした。次いで、本年三月までにはこれを正常な状態に戻すというところでやっております。本土府県は十日の支払い日が大体基準でございますけれども、それに対して、現在十四日ないし十三日、三日ないし四日おくられているというふうな状態に現在なっているわけでございます。しかし、もう二、三日のことでございますから、これを何とかして縮めたい。先ほどおっしゃいました、最初は七十何日という非常にひどい状態もございましたが、そういう状態からはようやく抜けましたけれども、そういう点で、まだ不十分であるということでも、いま全力を傾けております。

で、この前も申し上げましたが、何が原因かというところが実は私どもとして非常につかみかねている問題です。原因がわかれば、そこをしっかりとすれば問題は解決するはずだと思っております。ですから、いろいろなところの原因があるようでございます。それらがたいへん複合して非常にむずかしい状態になっておりますが、先ほど労働部長が御説明申し上げましたように、県も米軍もそれぞれ一生懸命になってその改善策につとめておるといふ状態でございます。もうしばらく御猶予いただきたいと思えます。何とかいたしたいと思えます。

○大橋(敏)委員 要するに、米軍基地で働いていたそうした労働者の皆さんに対するいわゆる軽視であろうと思えます。私は、軽く見ておるのであると思えます。もっとほんとうに重視し、そして尊重した立場で、今後手厚い対策を進めていただきたい。

それから、駐留軍関係労働者の沖縄復帰前と復帰後の状況について私もひとつ調べてみたのですけれども、復帰前一種の方が一万八千五百三十三人、二種の方が八千二百五十四名、合計しますと、一種、二種で二万六千三百七十七人であったわけですが、復帰後の一種の方が一万五千八百六十六人、二種の方が三千九百六十八人、合計一万九千五百五十四人で

すから、先ほどの復帰前の数字からいまの数字を引きますと七千二百五十三人になるわけですが、七千二百五十三人から、復帰後解雇されたのは九百十二人ですので、六千三百四十一人という方が一体どうなったのかわからないという私の疑問なんです。これは労働省から出ている資料で計算したわけですが、復帰前の解雇人員は不明だとしてあります。復帰後は九百十二人だとしてあります。私はその六千三百四十一人の人は一体どうなっているのかわからないという疑問がわいたのですけれども、どうなったのでしょうか。

○松崎政府委員 私どものほうで承知しております数字を申し上げますと、復帰に際しまして、これは従前軍が直接雇用していた者、いまおっしゃいました旧一種とか旧二種とかいう問題、そういうものに基づいて間接雇用制度に移ることにして、それに基いて間接雇用制度に移ることにして、その意向照会を、沖縄県を通じて復帰の時点でやったわけでございます。そのときの数は約二万六千程度でございます。それで、いま先生のおっしゃいました数の中にはおそらく三公社、水道公社ですね、そういうところの職員の数が入っております。そのほか、いろいろなところに、推定でございますけれども、思えます。

○大橋(敏)委員 施設庁の復帰前後で調べられた数字もこれはきちっと符合するわけですが、私はこの六千数百人の人が一体どうなったのかわからないという疑問を抱いておりますので、これはまた後に開かれる委員会において一回尋ねてみたいと思っております。その点調べていただきたいと思えます。

そのほか、特免といわれた人ですね。特殊免許といいますが、特別に免許された人が三千五百四十九人、それから四種の方が八千二百三十九人、メードさん等が一万四千七百七十名、それからアメリカの団体に直接雇用されているのが二十九名で、合計五万二千八百九十四名。これは先ほどの一種、二種の数を含めてです。合計五万二千八百九十四名、これは防衛施設庁から出された資料

なんです。私が特にここで聞きたいのはこの四種ですね、重要産業に従事していた人たちが、この四種の方々の取り扱いがどうなったのであろうかという事です。わかりますか。つまり四種の方が法的にどういう扱いを受けてきたか。

○松崎政府委員 旧四種の方々は従前も、いわゆる請負契約を米軍と結んでいる業者のもとで働いておられた人たちでございます。これはいまの地位協定の十二条第四項で申します米軍並びに諸機関が需要する労務という事になりますので、いわゆる間接雇用と申しますか、施設庁長官を雇用主とします従業者にはなっておりません。

○大橋(敏)委員 私は同じような取り扱いをすべきではないか、こういう強い意見を持っているのですけれども、この点はどうですか。これは長官、どうです。

○高松政府委員 この四種の問題につきましては、現在いろいろな事件が起こっていることは承知いたしております。ただ、この問題は、米軍と当該請負業者との間の問題、あるいは当該請負業者とその従業員との間の問題、こういう形になっておりました。間接雇用の従業者の一種、二種というものを担当している私どもといたしましては、ちょっと関与することのできない問題であらうかというふうに考えております。ただ、現在沖縄で千数百名の四種の解雇問題が起こっており、これについてのいろいろな問題があり、これについては労働省とも協議会を設けていろいろ協議をしているところでございます。また結論は出ませんけれども、私どもとしてもできるだけ御協力をお願いいたします。かように存じておりますが、所管の事項とは少し間が離れる、こういうふうに理解しております。

○大橋(敏)委員 私は一つの例をあげますが、國場組というのがありますね。港灣荷役をやっているわけですが、港灣荷役というのは、昭和二十五年以来民間業者の請負で行なわれてきて、これまで業者は四度かわったそうだけれども、國場組の例を引きますと、今度千五百三十三人が解雇通知を

受けたわけですね。この解雇通知を出したのはいつですか。そしてその実施はいつですか。——私の調べたところでは、三月の十日、そして実施は三月三十一日だと聞いております。そうしますと、いままで守られてきた通告期間三十日が満了されているわけですね。問題ですよ、これは。どう考えられますか。

○渡邊(健)政府委員 解雇する場合には、先生御承知のように、基準法では三十日前に予告しなければならぬことになっておるわけでございます。したがって、こういうような労働者に対しても、当然使用者としては三十日の予告が必要なのでございます。ただ、基準法では三十日の予告日数に足りない場合には、その足りない日数については、予告手当としてその日数一日について平均賃金一日分を支払えばその予告の義務を免れることに相なっておりますので、予告手当を足りない日数分に相当するだけ支払われれば基準法違反の問題はないわけでございます。

そこで私も、基準法違反にならないように指導したわけでございますが、聞くところによりますと、三十一日に職場組のほうでは一日数が九日足りないわけでございます。十日から三十一日まで予告期間があるわけですが、したがって、九日分の予告手当を支払う旨を職場組は申し出たそうでございますが、何か労働者のほうでそれを受け取らないという事で争っておるというのが現状だというふう聞いております。

○大橋(敏)委員 大臣、これはやはり大きな問題になろうと思ひます。ただ九日分を賃金で埋め合わせればそれでいいという問題じゃないと思うのです。これにも大臣の立場からしっかりした指導をしていただきたい。

○加藤(國務)大臣 この問題は、三月二十九日に沖繩委員会に私出席いたしました、関係の外務省、施設庁それから運輸省、みな政府委員も——他の大臣はおらなかつたのでありますが、どうも聞いておりますと、何だかみんな責任があるようにないやうで、なすり合ひのような感じが、打ち合

せがなかつたので、私そのとき直観的にいたしまして、思ひつきと言つたらはなはだことばが適切でありませんが、これはいかぬ、こう思ひまして、その日に大臣の発言として、今後ひとつ連絡協議会というものをさつそつくらなければいかぬ、こう言つて強く関係各府委員に要望いたしました。質問者の方も賛成でありますので、二十九日に連絡協議会を開いて——そうすると、どこが中心になるか、こういうことでありまして、ほかの大臣も出席ありませんから、これも適切であります。が、労働省でやろう、こういつて発言いたしました。その後、総務長官も私の退席後すぐに来まして、労働大臣がそういうふうに発言をしたのであれば私も賛成、こういうので連絡協議会を設けまして、その日に第一回の会合をやりました。ところが、ここでやつても現地の間がなかなかぐあい悪いので、現地は何と云つたか、責任はどこにあるか、やはり県が中心にならなくちゃならぬというので電話連絡をとりまして、宮里副知事を本部長といたしまして、現地にも連絡協議会をつくつてさつそく充足いたしております。

先ほど政府委員から答弁ありました九日間の不足の問題も、解決したのはそのおかげで、今後やはり請負制度でありますけれども、これは駐留軍関係の法律ではいけません、これは駐留軍関係の法律で、これは法律の内容が多少違ひますが、これにたよるほかにいたし方ないと思ひますので、この法律を大いに発動して、いま言つたように、やはり関係者が一体となつて大いにやらなくちゃならぬ、こういう意味でやらしております。

○大橋(敏)委員 しっかりお願いいたします。そこで、いままでに請負業者が四度かわつたそうですけれども、従業員の方は、労働者のほうはずつと引き継がれてきたんですね。今回はこれで終わりになるのかどうか、あと業者が出るのかどうかというところが非常に注目されているわけですが、見通しはありますか。

○道正(政府)委員 現地の対策本部とは毎日何回となく連絡をとつて、時々刻々情報を集めております。ただ現在のところ非常にむづかしい状態にございまして、三月三十一日以降引き続き職場組が軍と請負契約を結びまして雇用関係を継続するということは非常に困難であらうというふうに思ひます。

○大橋(敏)委員 いま特別措置法で救済するという大臣のお話でございましたけれども、まあそうした法的な立場からの救済も大事ですけれども、やはり再就職させること自体がほんとうの援護措置ですから、ひとつその点も踏まえてよろしくお願いいたします。

一つの実例を申し上げますと、就職促進手当のことです。沖縄の那覇市の識名というところに住んでいらつしやるMさんという方です。復帰前、米軍の嘉手納エアベースに給油関係で働いていた方でございますが、十九年七月月働いたそうです。家族は五人、夫婦子供三人です。当時月給が四百ドル、約十四万円の人でありました。ところが、これは復帰直前解雇でありまして、直ちに失業保険に下つたわけですね。そうしますと、約十四万円の月給が月額七万円に下がるわけです。失業保険です。九カ月受給して、今度はいよいよ就職促進手当に入らるわけでございますけれども、これが月額三万六千九百円です。就職促進手当に入りまして、十四万円月給をもらつていた人が三万六千九百円に落ちるわけです。これは二種の方です。それからもう一つは四種の方ですが、これは米軍のダイナエレクトロンの旋盤工で、退職時、やはり日本のお金に直しますと、七万二千元の月給であつたということです。七人家族です。これも直前解雇でありまして、復帰後、現在就職促進手当は三万五千円でございます。七万二千元をもらつていた人が三万五千円ということですね。私がここで問題にしたいのは、現在の生活保護費が、沖縄は三級になると思ひますので、そのところを拾つてみますと、三万六千三百八十円です。それから今度改正になるその金額を見ますと、四

万一千四百七十二円ですね。もちろん就職促進手当も平均四万一千二百五十円にはなりますけれども、生活保護費よりも下回つてゐるわけですよ、就職促進手当は。ということは、生活保護費にはならない。生活保護費それ自体が低いといわれているのでしよう。さらに低いわけですから、こんなおどろきな手当では私は話にならない、当然これはもっと手厚い内容に改めるべきである、こう思ひますので、どうでしょう。

○道正(政府)委員 就職促進手当は、三年間、離職者の生活の援助をしながら再就職の促進をはかるうとする趣旨のものでございます。離職当初は失業保険金の支給が行なわれるわけでございますけれども、失業保険金も必ずしも十分とは申せませんけれども、生活保護費を上回る金額ではございます。それが切れたときに就職促進手当に移つて、合計通算三年間生活費の援助をするというシステムになつておることは御承知のとおりでございます。その金額につきましては、失業保険金受給者の現状その他を参考にして、失業者の生活保護費と同等の方法について若干異なるわけでございます。しかし御指摘のとおり、就職促進手当、これはことしの予算におきましても、従来の千四百円頭打ちを千三百十円という事で、一八%程度増額したわけでございますけれども、必ずしも十分ではございません。今後格段の努力をいたしまして、御指摘の事態の改善につとめたいと思ひます。

○加藤(國務)大臣 いま道正局長からお話があつたように、算定方式が違つておりますが、現実に片一方は五万何千、片一方は四万何千何百、理論はどうであらうか、これは違ふといふことは、いままで私、再三各議員からの御質問で聞いておりますが、就任以来、これには大いに予算の獲得に力を入れたのでありますが、いま道正局長から話があつたように、今後この増額については、本年度はもうきまりましたが、なお一そう努力いたします。十四万が七万といふのは、これは家族手当の関係その他で、家族関係の講成でそうなんだ

ろうと思ひますけれども、多少、御指摘のような矛盾の点も感じられますから、そういう意味でなお一そう努力いたしますことを大臣として約束いたします。

○大橋(敏)委員 大臣がお感じになったとおり、十四万の方が、家族五人ですけれども、失業保険になると七万円になるというところはほんとうに低過ぎますね。これはいまの諸物価の高騰のりから、当然失業保険の金額も大幅に引き上げるときが来ている。いまの大臣のお約束を私は期待しておきます。先ほど言いましたように、十四万の生活をしていった人が一年ほどたった後にはもうすでに三万六千九百円の生活に下がるということ、これはたいへんな苦痛を感じていらっしゃるであらうと思ひますね。たいへんなことだろうと思ひます。こういう事情もよくわかった上で、血の通った政治を行なうていただきたいということです。

それからもう一つお尋ねいたしますが、沖縄県の雇用状況を調べてみましたところが、四十七年の一月から十二月までの求人是一万二千六百一人です。求職者が何と十二万八千四百十人です。就職した人が九千六百二十一人、わずか七・五%です。いいですか。十二月だけを見ても、求人者が二千六百六人、求職者が一万一千三十八人、就職した人が三百二十三人、わずか二・九%なんです。話にならないですね。もう失業者だらけという感じですよ。これに對しまして、どういう考えで、どのような対策を立てられようとなさっているか。真剣な話です。お願いしますよ。

○道正政府委員 御指摘のとおり、本土に比べまして沖縄の雇用事情は必ずしもよくございません。求職倍率等もかなり高うございます。したがって、私も対策に苦慮をいたしておるわけでございますが、御承知の海洋博が近く本格的な工事にかかるわけでございます。また、かなり多額の沖縄振興関係の事業も進められておりますので、雇用事情は今後は好転すると期待いたしております。ただ、求職者と求人をはんとするの意味で

きめこまかく結びつけるということは、これは必ずしも容易でございせん。したがって、私もいたしましては、全体として雇用量がふえるからということで能く終われりというつもりは毛頭ございせん。安定所を動員いたしまして、求職者一人一人の側に立つて、きめこまかな就職のごあつせんにつとめるといふつもりでござい

○大橋(敏)委員 とにかく、沖縄が復帰されたその喜びは大きかったと思ひますが、こうした失業者の実態を見るにつけ、現地では泣いてる方々が非常に多くいらっしゃるということです。これに對しては、施設庁もさることながら、やはり労働省の大きな責任のもとに何かとこれを救っていただきたい。ほんとうに心から要望いたしております。

それでは、施設庁の方にお尋ねしますが、その前に、いまの問題ですが、これは失業者があるのですから、職業訓練を特に重視しなければならぬと思ひます。いま総合職業訓練所は一つだと思ひますけれども、これではまかない切れぬじゃないかと思ひます。

○加藤國務大臣 いま大橋委員からの御質問であります。道正局長から御説明したように、海洋博の問題、これはまた求人難というふうな関係で、なかなか妙な——沖縄の關係は離職者が、求職倍率がふえる、求人倍率もふえたというふうな關係は、これは独特だと思ひておりますが、よく聞きますと、やはりこの技能者が必要だといふので、うまくかみ合わないのではありません。今後海洋博が建設をいたしますと、サトウキビをつくっているのをやめて転換する。そうであつたら古来の産業が大きな打撃をこうむる。いろいろと沖縄は、ちよつと求職、求人、關係がかみ合つておらぬのであります。そういう点からいいますと、いま大橋議員からお尋ねのような点を私申し上げたかったのではありませんが、やはり職業訓練、技能者その他の問題に對しても考慮いたしたい。い

まざつて、どういふ手だてを講ずるかといふことにつきましても、いろいろ考へておりますが、技術のたいへんな一新をはかるとか、いろいろ職業訓練に對しまして特別な訓練を施すようなことを、これは当面の急務であらうと思ひます。これに對しまして省内におきましても、何とかこれが解決をはかる、こういう意味で努力いたしております。

以上のとおりであります。先ほど就職促進手当四万二千五百円と言ひましたが、四万一千二百五十円でありましたので、訂正をいたしておきます。

○大橋(敏)委員 では、職業訓練所を増設すると理解していいですか。

○道正政府委員 そのとおりでございまして、四十八年度におきましては既設の訓練校の整備拡充を行なうと同時に、雇用促進事業団で総合高等職業訓練校をさらに一校新設いたします。

○大橋(敏)委員 それでは、もう時間が来たようです。最後に施設庁にお尋ねいたしますが、沖縄復帰特別措置法の適用者については、特別給付金が支給されてない。私はこれを支給する方向で検討していただきたいといふことですよ。これが一つ。

もう一つは、旧四種適用者に特別給付金に準ずる給付をするといふことを聞いたわけでござい

○和田(耕)委員 駐留軍の労働者の問題については、かねがねの御努力によりまして、この法案の内容としては相當の対策が盛られておると思ひますが、ただこの問題をめぐる二つの大きな問題があると思ひます。

○松崎政府委員 最初の御質問について、沖縄復合法は一応私どもの所管ではございせんので、所管のほうの臨時措置法のほうで申し上げますと、国が雇用主になつています關係上特別給付金を払ふものはございせん。間接雇用の対象者もございせん。したがつて、そちらのほうではいろいろ難点があるかと思ひます。

一つは、駐留軍の労働者がいつ整理されるのかという問題についての見通しのようなものがないことが一つだと思ひます。もう一つは、せっかく相當の措置が講ぜられておりますけれども、離職者に対する就労あつせんといふことが、これが必ずしも十分でない。つまりまだ未就職者が相當たくさんおるといふ二つの問題だと思ひます。つまり法案の内容よりは、むしろこの法案の前提になつておる処理のしかたといふところに、かなり問題があるといふふうに私は思ひます。

それから、何か準じたようなものを払つたことがあるかという御質問でございせんが、これは沖縄の復帰に伴ひまして、これは要するに普通の特別給付金です。退職のときでございせんけれども、復帰に伴ひまして、従前のいわは米国の施政権下にあつたときの不利を謝すると申しますか、そういうたつたやうなことで、旧四種の方々、いわゆ

る一種二種に準ずるような方々です。について、關係の機關で大体認定がなされたので、それに対する見舞い金を支給いたしております。四十七年度予算であります。

○大橋(敏)委員 その金額は大体どの程度なんです。見舞い金といふのは。

○松崎政府委員 これは、勤続期間が十九年の方について最高四十万円弱だと思ひます。

○大橋(敏)委員 沖縄復帰に伴ひ、あるいは米軍の基地返還あるいは縮小に伴ひ、こうした離職者が続々と出てきておるわけでございせんが、とにかく生活安定第一と考へて、今後も労働省として施設庁、ともに連携を深く保たれて手厚い対策を打たれることを心からお願ひをしまして、私の質問を終わります。

○田川委員長 和田耕作君。

○和田(耕)委員 駐留軍の労働者の問題については、かねがねの御努力によりまして、この法案の内容としては相當の対策が盛られておると思ひますが、ただこの問題をめぐる二つの大きな問題があると思ひます。

一つは、駐留軍の労働者がいつ整理されるのかという問題についての見通しのようなものがないことが一つだと思ひます。もう一つは、せっかく相當の措置が講ぜられておりますけれども、離職者に対する就労あつせんといふことが、これが必ずしも十分でない。つまりまだ未就職者が相當たくさんおるといふ二つの問題だと思ひます。つまり法案の内容よりは、むしろこの法案の前提になつておる処理のしかたといふところに、かなり問題があるといふふうに私は思ひます。

まず第一点ですけれども、いままでベトナム戦争がある、あるいは朝鮮半島の緊張状態があるといふような状態のもとでは、なかなかこの基地の駐留軍の規模を、あるいは基地を整理するといふようなことについては見通しがつかなくなつたと思ひます。最近ではベトナム戦争が終結をいたしました。あるいは朝鮮半島も次第に平和な状態になりつつある。中国との關係も画期的な改善

が行なわれたというこの段階に立ちますと、アメリカのほうとしても日本における基地の整理あるいは統合の問題も、かなり方針として見込みが立てられる状態ではないかと思うのです。そこでこの際日本の駐留軍の、まあわれわれの関心は労働者の問題が中心ですけれども、労働者の整理というものがどのようなタイミングで、どのような規模で行なわれるかということについての一般的な一つの見通しについての協議が行なわれてしかるべきだと私は思うのですけれども、この点、国務大臣としての労働大臣、そして防衛施設庁の方々の御見解を承りたい。

○高松政府委員 御指摘のように、私も一つの見通しをぜひ得たい。それから米軍としての一つの長期的な見通しなり計画なりがあれば、それについてはぜひ承知したいということで、しばしばこれは米軍当局にも申し入れております。ただ残念ながら、現在のところでは現地の米軍自身にもその点についてはあまりはっきりした計画は持っていないようでございます。いま御指摘がありましたように、施設の整理統合あるいは閉鎖それから業務量の減少、たとえば一般の相模補給廠における七百八十八名の解雇のごとく、ベトナム送還の物資の処理をするものの仕事の量が減ってきている。それからもう一つは、米軍の予算の削減、こういうふうなものがからみまして、今後かなりの整理が行なわれてくるのではなからうかというふうに予測しまして、それで今度の臨時措置法についても延長をお願いしているわけでございますけれども、これについても、大体こういうふうになるであろうということは、残念ながら明確に把握いたしかねております。

ちなみに、最近における人員整理の数を申し上げますと、四十五年が七千四百二十九名、四十六年が四千四百八十一名、四十七年が大体五千七百名ぐらい。この傾向をずっとたどっていきまると、大体傾向としては六千七百七十名ぐらいの数というものが数字的にははじき出されてまいります。しかし関東計画において、たとえば二千六百とい

う数を米軍が発表いたしましたしておりますが、そういうふうなことを考えると、いまだ御指摘になつたようなことを考えますと、その数はまだふえるのじゃないか、私どもの予想しておる数よりはふえてくるのではなからうか、かように思っています。そういうことで正確な予想がつかないことは申しわけございませんが、大体そういうふうな実情にございます。

○加藤国務大臣 いま防衛施設庁からお話がありましたとおり、われわれ考えるのと、ほんとうにもう少し計画的に今後の見通しについて、発表というか事前に通告をしていただきたいという希望があるのですが、相手がやはり軍という関係上、軍の性格からいってどうもそういう点が、日本国内の問題でありませんので、施設庁もいまま言ったように困っておると思っておりますけれども、一方では極東の情勢が平穩化した、そうすると、こつちの問題にしわ寄せがくる。こういうような関係で、先ほど大橋議員にも御説明いたしましたのでありますけれども、これは私の管轄ではありませんが、防衛施設庁のほうも従来はもと駐留軍の関係のお世話をしてきた。これが今後労働者の対策に相当ウェットが高まってくるのではないかと、こういう関係が生じてくると私思いますので、長官にもこの間うちからお話を申し上げておるのであります。離職者の問題に対して、労働省もやるが、もう少し少しそっちも本腰になってくれ、こう言つて要望いたしておりますが、関係大臣にも私よくそのことをお話しいたしまして、もう少し施設庁、労働省、これが一体となって、先ほど申しましたのであります。ただお役所仕事で、従来の駐留軍のこの措置法によっていろいろお世話するという気持ちではどうも手ぬるい。やはり犠牲者であるという立場で、懇切丁寧に、心から親切をもつてこれに対する対策を機動的に機にに応じてやる、これが私必要だと思います。もうしようがないが、こういうかっこうでなく、手厚い援護措置を今後とる必要が特にあると思います。それはやはり何といつても一つの犠牲者でありますから、同胞に

対するあたたい温情をもつていろいろな措置をとって迅速に対処する、これが必要だと思ひます。

○和田(耕)委員 これは重ねて要望したいと思ひますけれども、先ほど申し上げたとおり、労働大臣もおっしゃるとおり、軍の問題でございまして、いつどこで作戦行動が必要だというふうなことがわからない、あるいはあり得るという状況のもとでは、そういうふうな議論もなかなかできにくいと思うのですが、いま申し上げたとおり、極東の状態はかなり安定的な状態になっているというところはアメリカ自身十分承知しておる。したがって、今後の見通しについても、何とかつてくれという日本からの要求は決して無理な要求ではない。これは独立国としては、本来かなり激しい戦闘がある場合でも当然のことですけれども、戦後たいへんお世話になったアメリカとの協力関係ということですから、変なことは申し上げないのですけれども、この際にアメリカ側と日本における基地の問題——労働者だけの問題ではありませんが、基地の問題と、したがって労働者の整理の問題について、新しい段階に立つて日本の政府としてぜひとも交渉をしていただきたいと私は思うのです。これは防衛庁長官だけでなく、外務大臣にもあるいは総理大臣にもぜひともひとつ——労働大臣は御自分の主管のことからいっても、そういう責任もあるわけだと思ふのです。特にいままでのような景気がずっと非常に調子がいいときにはそれでいいのですけれども、今後の問題は日本の景気としてはどういうふうになるかさだかな状態ではない、必ずしも明るい状態でもないというところで、一挙に数千人あるいはそれ以上の離職者が出てくるということ、今後非常に問題になる可能性を持つていくということもありますので、政府としてアメリカ側と基地の整理、縮小の問題についての打ち合わせ、労働者の整理につけてもらいたい、この問題についてぜひとも話を、施設庁にしたらつてやりにくいでしょう。いま

までは九十日の予告期間というもののさえ守られていないということですから、これも緊急な作戦行動があるときはそういうこともあり得ます。けれども現在はそのような状態じゃありません。だから日本の国の当然の要求として、そういうふうな要求をもってアメリカとの交渉をしてもらいたい、これが第一点です。

この問題についてはあとで労働大臣から御所信を承りたいと思ふのですけれども、きょうは時間もございせんから、先ほど申し上げた第二の点ですが、せっかくこの法律でもってかなり手厚い保護を受けておる労働者ですけれども、離職者に対する再就職の状況が少なくとも数字的に見れば必ずしも十分ではないという感じがするのですけれども、一番の問題はどういうところにありますか。

○道正政府委員 離職者がいまままで働いておられた勤務地の問題もあらうかと思ひますが、一般的には何と申ししましてもかなり高齢者が多いということでございます。御承知のように、学卒を中心として若年労働者につきましては最近雇用事情は非常に好転いたしてきておりますが、依然として中高年齢者の雇用事情は必ずしもよくございません。それに勤務地が都会地から遠いところになりますと、さらに困難の度が増えるわけでございます。そういうことが原因と思ひますので、われわれといたしましては関係の省庁あるいは関係の組合あるいは都道府県、総動員いたしまして、大量の離職者が発生した場合におきましては、いち早く対策本部等を設けて、きめこまかな対策を総合的に講じてまいっておりますけれども、御指摘のように必ずしも十分ではございませんが、今後とも万全の努力をするつもりでございます。

○和田(耕)委員 この離職者の就職先の御調査があるわけでございますけれども、これによりまして、民間が六八％、官公庁が九％、米軍が八％というふうになっておりますけれども、これは間違いないですね。

○道正政府委員 そのとおりでございます。

○和田(耕)委員 官公庁というのは主としてどういうところですか。

○道正政府委員 特に内訳はとっておりませんが、一般の官公庁でございます。

○和田(耕)委員 このような人たちは本来相当部分を防衛庁が引き受けるわけだと思っておりますけれども、この防衛庁が引き受けるということについて、国内では、あるいは国内の有効な政党の中にも相当強い反対をするものがあるのですけれども、私は本来アメリカの駐留軍の人たちは、防衛庁が大部分、希望によりますけれども、とにかく引き受けなきゃならぬという感じがするのです。施設庁の方にお伺いしますが、防衛庁がこの人たちの身柄を引き受けて再就職さすという問題については非常に困難がありますか。どういう状況になっておりますか。

○松崎政府委員 お答えいたします。米軍基地がかりに返還になりましたあと、そのあとの利用計画いかにありますが、そんなにたくさん自衛隊の基地になっているわけではないというところをまず申し上げておきたいと思っております。その自衛隊の基地にかりに引き続き使用と申ししますか、そういったところになったものの例で申し上げますと、たとえば最近沖縄の復帰に伴いまして、離島の沖永良部島とか久米島とか宮古島というところにレーダーサイトがございますが、その返還を受けまして、それを航空自衛隊が現在使用している、それから使用し始めているものがございます。そういう場合には、離島でございますし、なかなかほかに適当な仕事がない場合が多うございますので、航空自衛隊関係でそれを再雇用といえますか、できるだけ雇用するように庁内ではいろいろ協議をやっています。たとえば沖永良部の場合で申しますと、自衛隊への就職希望者は約三十人程あるというふうに捕捉しているのですが、その四十七年度で十二人ですが、四十八年度はちょっといま予算がきまっておりますが、四十八年度ははたして数は申し上げませんが、ほぼそれに似た数かそれ以上の数を雇い入れるように現在

予定いたしております。ただ問題は、警備というような職種が、自衛隊の場合ですと自衛隊の隊員を警備を行ないますので、そういった関係はなかなか使用することがむずかしいと思っております。

○和田(耕)委員 米軍のビヘービアと日本の自衛隊のビヘービアとはかなり違うと思っております。そういう点はあると思っておりますけれども、やはりそういう面も考えてみる必要がある。これはいろいろな意見がありますけれども、日本の最小限度の自衛力といっても相当な、いろいろな基地における配分が必要だということですから、こういう問題についてあまり遠慮しないで、必要な要員は必要な要員として自衛隊が保留するということのような体制をとる必要があると私は思うのです。この点も要望しておきたいと思っております。

そして中高年齢層の問題ですけれども、労働大臣、一般の中高年齢層の雇用促進という問題は大体御予定のとおり進んでおりますか。この問題を離れて、一般の中高年齢層の問題。

○道正政府委員 中高年齢層の対策は雇用政策上の最重要政策の一つとして取り組んでおりまして、いまその大きな柱として定年制の延長等を中心とする法律改正案を御提案申し上げて、これは、御承知のとおりでございます。全体として、大幅な改善というところは申せませんが、けれども、企業一般の理解も得つつ、改善を着実に進めていくということを進んでまいりたいと思っております。

○和田(耕)委員 役所の仕事は大体あまり重労働というものでなく、比較的頭を使う部分が多いと思うのですけれども、役所のほうに、中高年齢層でもって民間のそういう余った人で適当な人をもっと積極的に使うというような配慮は持っておられますか。あるいは、やはり役所でも若手の人をどんどん入れなければいかぬというふうに、一般の会社などと同じような感じを持っておりますか、どうですか。

私から申し上げるのは必ずしも適当かどうか存じませんが、中高年齢失業者等に対しまして特別措置法があることは御承知のとおりでございます。また、求職手帳制度というものもございまして、また、中高年齢向きの職種を定めまして、それぞれの職種ごとに雇用率を設定いたしております。これは官庁におきまして適用されております。これは各省庁で御努力を願っております。各官庁でございまして、御承知のように、官公庁には定年制というのがございます。全体といたしましては、民間と同じく、あるいは民間よりやや中高年齢層の構成比は少ないように考えております。ただ、現実問題といたしまして、一たんほかの職場をやめた方、これは五十五歳以上の方が多いわけでございますので、そういう方々、民間の離職者を官公庁が率先して受け入れるというところは、これは必ずしも容易ではないというふうに考えます。

○和田(耕)委員 外国と比べて、中高年齢でもできる職場で、しかも中高年齢が比較的少ないというのが一般的な日本の感じだと思っておりますけれども、これは自主的ないろいろな労使の交渉ということもあります。やはり指導する立場として労働省としても、そういう基本的な問題を解決していかないと、いつまでもこの中高年齢層の問題が解決できない。内容的にかえっていい場面がたくさんあると思う、中高年齢に切りかえても、それでなかなか進まないという原因をもっとひとつ御研究いただきたいと思います。

そして、最後ですけれども、今度のドルの切り下げの問題が駐留軍の労務者の整理という問題とかなり密接な関係を持つと思っておりますけれども、いままで支払いは円建てですね。前のドルの切り下げでもって一六・八八%、今度は変動相場制になっておりますけれども、相当大幅だ。これは支払い側のアメリカにとっては実際にどういう影響を持っておりますか。

○高松政府委員 円建てでこちらへ償還してくるわけでございますから、日本側としては何ら影響はないということになりますけれども、実際に、たとえば二〇%近いドルの切り下げがあるというふうなことになる場合は、アメリカ側の予算としては当然に響いてくるわけでございます。それについて、こういう点にあらわれてきたという形のもが現在までのところまだ見受けられません。ただこの前の一六%でしたが、あの問題のあ

○加藤國務大臣　和田議員のお説もとてもでありますから、その線に沿って大いに善処いたします。

それから先ほどの軍との関係の今後の見通しであります。これもなかなか當を得た、いま当面の問題と私思いますので、やり方をどう持つていくか、そういうことをいま頭の中で考えておりますが、関係の外務省を含めた方々と懇談するとか、

て、あなたの家族にどの党の人がおったか、あなたは共產黨員か、と、あつた。

意味があるというのは、どこの政党所属かということ調べるということが意味があるんでしょ。意味がないものだったら、撤廃せいで済む話

はこっちだ、こっちだと持っていきませんが、全体の政党的ことを記入するのでありますから、事実関係から、もと、前回とは相当な改革は来ている。

○加藤國務大臣 それは施設庁のほうで駐留軍の關係といろいろ協議したものと思いますが、従来を改めて全体のことを聞くのでありまして、寺前議員は、共産党だ、共産党だというほうへ持っていくますが、そういう見解をあなたは持たれておりますが、私はいまお答えしたとおり、ばく然と広くなったので、いままでのように共産党だけを対象としてこのことを聞くというのでありませんから、まあ趣味だとか加入のクラブを聞くとか、ことよったら、政党はどういうところか、参考に、君はどが好きなんだとか、こういうことは好ましいとは私は言いません。しかし世間にも、一般の民間にも多少、いろいろそういう点を仄聞いたしますので、ただ、そう共産党だけを特に書かすために一般を書かしたのだ、こうとるのもいかがかと私は考えておる次第であります。

○田川委員長 施設庁長官から発言を求められておりますので……。

るのだから、そんなことで左右することはできないはずだ。その点はいいですが、大臣。これは一番基本問題だから、局長じゃない。局長になんて答弁を求めている。あなたは閣僚として非常に重要な地位におるから、私はそのことを言っているんだ。——ちょっと待ってなさいよ。質問中、何しているのか。質問しているのに何だ。思想、信条でもって人を左右することはできないはずですよ、憲法に基づいて。そうしたら、基地内であっても同じことだ。基地内においても同じこと。そうすると、その基地内において、あなたはどの政党だか書け——それは調査するわけでしょう。書けということとは調査じゃないですか。共産党であろうとどこであろうと、調査は調査。調査をするということは、意図があるから調査をするんですよ。さきの施設庁長官のことをかきやるならば、基地の労働者としてどうかということの一つとして考えるということなんでしょう。その位置づけ

従業員を採用するにあたって、政治的団体の加入の有無を聞くことをもって直ちに憲法第十四条に違反すると断することは困難であるのみならず、逆に、国がみだりに介入いたしましたというところが、かえって違憲のそしりを招きかねない場合もあり得るわけでございます。必ずしも適切な例とも考えられませんが、たとえば特定の宗教を基本とするミッションスクールの場合に、その先生あるいは職員を採用するにあたって所属の宗教団体のいかに聞かなくとも、一がいに不当ときめ

○寺前委員 大臣、どうです。合衆国軍隊について特殊な性格だからやむを得ない、調査をやる、特定の思想、信条は合衆国軍隊という特殊な性格を持つておるからやるんだ、こう言うんでしょう。いまそう言ったじゃないですか、特殊な性格をいっているから思想、信条の調査が要るんだ。片一方では――私はさっきの局長の答弁を何も支持しませんよ。これは問題だともう。しかし、それはまた後日論争するけれど、それを一応置いといたとしても、特定の思想、信条を目的としてやることは好ましくない、こう言っているわけで

す。そのことはさっきの答弁でも、一般的には好ましくないと言っている。ところが、特定の思想、信条そのものを合衆国軍隊だからやる必要がある、合衆国軍隊の基地だからやる必要があるんだと言ったら、はつきりとさっきの答弁と食い違があるじゃないですか。

○加藤国務大臣 私はここにおつて聞いたのでありますが、寺前議員のお話とちよつと食い違つておりますから、もう一度施設庁からお答えいたします。

○高松政府委員 軍隊という特殊な性格からそういうことの調査が必要だ、こういうふうに申し上げたものではございませんで、そういうことは直ちに思想、信条そのものの調査というふうには理解されないけれども、しかし、そうかといって、政党加入の有無を記載させて、それをほかの材料と一緒にあわせて採用の判断の資料に資する、こういうことは軍隊という特性からいって、国際通念上からも当然であらう、こういうふうな申し上げたわけでございます。

先ほど職業安定局長からミッションスクールという話が出ましたが、四十三年六月の東京高裁判決にも、特定の新聞社、宗教学校等、そういうもののについては、これに反する者を採用することが業務上支障のある場合には、かかる者を採用しないことが許されるというふうな意味の、傍論ではございますけれども、そういう判決もございいます。それで私が申し上げましたのはそういう意味での——この場合の問題は、そういう思想、信条そのものを調査する必要があるのになぜ政党加入の有無を書かせるのかということになれば、そこにはやはり軍隊というものの特殊な性格がございまいしょうということをお願いしたわけでございいます。

○寺前委員 そうでしょう。軍隊という特殊なものがあるから書かすのだ、一般的にやったら書かす必要がないということでしょう。

○加藤国務大臣 寺前議員の聞き方はどうもものごとをこう曲げたようになつて、軍隊の特殊

性というので特定の信条を目的とするという意味でこちらは答弁したのを、寺前議員のほうは駐留軍という米軍の軍隊という特殊性、これを言っておるので、本問題については寺前議員の御質問とちよつと食い違いがあります。

○寺前委員 あなたは、評論家みたいにあつちとこちの間に立って何を言っているのだ。あなたに向つて質問しているのじゃないか。冗談じゃない。

軍隊という特殊な性格を持っているからそのものを調査するというふうな言うわけじゃないけれども、記載させて判断をする総合的な資料の中に入れてんだというところは、軍隊だからあえて要るんだということを指摘しているわけでしょう。軍隊だからあえて要るというところに思想調査が要るのだということを言っているわけでしょう。一般的には要らない。軍隊だからこれは要るのだ。だから、その特殊性から要るというのだ。軍隊という特殊な性格を持っているから、そこには思想、信条の調査が要るのだ。あなたたちのほうは、特定の思想、信条を調査することを目的とすることは好ましくないと言っている。片一方は好ましくないと言ひ、片一方は軍隊だから要るのだという話は合はぬじゃないか。どうです。

○道正政府委員 先ほど来申し上げておりますように、特定の思想、信条そのものを調査するかどうかという事実問題、これは防衛施設庁のほうから米軍と接触されておるわけでございますから、防衛施設庁のほうからお聞き取りいただきたいと思ひます。

○寺前委員 防衛施設庁の問題じゃないですよ。労働大臣として、前は労働大臣がしっかり答えているのだよ、そういう思想、信条調査をするというところは好ましくない。それに基づいて交渉するということまで言っている。やつたんだ。形は変えたやり方でもって持ち込んできている。だけれども内容は一緒だ。こういうことになつたら新しい大臣は、それはもう一度検討してみる必要があるというふうな考えられるのかどうか。そうで

なかったならば、田中内閣になってから変わったということになりますよ。私はそのことを言っているのだ。いや、前と同じだと言ふのだ。形は変つても内容はやはり思想、信条の調査が入っている以上は——施設庁長官が、軍隊という特殊性のあるところだから要るのだと言っているのだ。その立場でたら、この問題は後退せざるを得ないということになるじゃないですか。前の労働大臣と新しい労働大臣との関係を私は言っているのだ。だから新しい労働大臣は、これは問題だというふうな思われないのか。私はそのことを言っているのだ。

○加藤国務大臣 先ほど私から申し上げたように、もう一度言いますが、特定の思想、信条そのものを調査することを目的として行なわれるものであれば、一般的には好ましいものではないと考えます、こういうおるので……

○寺前委員 そうしたら、履歴書ですよ、あれは。履歴書の中に一ぱい書いてあるのだ。一ぱい書いてある中に思想調査があつたら、これは思想調査そのものを全体としては調査していないからいい、こういうふうに解釈するのか。その一項目であつても、その項目はなくては困るという性格だということ施設庁の長官は言っているのだよ。それはそのものを、履歴書の中の中の項目は思想そのものを調べるといふ調査なんだよ。だからこれは好ましくないという立場であつたら、これを理解していいの。私ははつきりしてらわぬと困る。前の労働大臣のときも同じ用紙なんだよ。だけれども、そこに思想、信条の調査があつたのだ。その項について好ましくないという指摘をしたのだよ。あなたもやはりそれは好ましくない、思想、信条そのものを調査するものであつたらそれは好ましくない、一項目であつてもそうなんだというふうな理解していいのですか。原労働大臣のときと同じように理解していいのですか。私は聞いておるのだ。

○加藤国務大臣 原労働大臣のときには、特定の共産党と、こう聞いたのでありますが、今度は一般にクラブ加入とかいろいろなことを聞く中に、全体を、あなたほどがお好みですかとかいうことは、これは特定の政党なり思想、信条を指定したのではありませんから、前回の原労働大臣のときは状態が変わつておる。今後、寺前議員の言うように、それが特定の思想、信条、政党を目的とした場合にはこれは好ましくないと言えますけれども、いまの場合にはそれに対して的確な判断が下せないと思ひます。

○寺前委員 前は共産党だけ書いてあつたのだよ。今度はもつとわかりやすく言えば、共産党、社会党、民社党、公明党、自民党、全部書いてある。どれかにまるをつけなさい。わかりやすくいえばそれだけのことだ。書く側になれば同じこと。前は共産党というところだけあつた。ほかのところは書いていなかった。今度はそれをこまかく分けただけの話。書く段になつたら一絡め。書く段に思想を持つのかという調査だと私は言うのだ。書く段になつたら一絡め。それをあなた、わからないのかいな。これは軍隊だから要るんだと施設庁の長官は言うのだよ。だからそこは私は問題だと言ふのだ。原労働大臣のときには、その点を、特定のことを書かすというのはいくつか、だからこれは検討しようというのだったんだよ。原労働大臣は、検討しようと言つたのに、それがちよつと形が変わつて、もつとこまかくとんとんと書き出したのを、あなたは、これはいろいろなことが一ぱい書いてある中だからかまわぬのや。それで、原労働大臣が言つておつたときとは全然違ふぞということになる。どうなんですか。

○高松政府委員 私先ほど申し上げましたのは、たくさん項目がありますその一つの項目にそういうものがある。そのたくさん項目に書かれてあることとあわせて、それも採用の判断の資料にする。そういうことは、これは軍隊というものの特殊な性格よりして当然ではないであらうか、こういうことを申し上げたわけでありまして、それが結果的にかりに思想調査というふうな形のように

見えまして、その程度の資料をとる、政党加入の有無についての記載を求めて、ほかのたぐさんの記載とあわせてそれで採用の判断を決するということとは、直ちにそれが思想、信条そのものを調査しているということには結びつかない、こういうことを申し上げたわけでございます。

○寺前委員 大臣、どうなんです。時間さえ過していったらいいという性格のものじゃないのですよ、ほんとに。共産党と書いたときにはこれは好ましくなかった、ほかの党の名前も全部並べたらその調査は特定政党の調査じゃない、そんなことはないですよ。書く人間においてはどの党かということ、調べるということにならなう同じことじゃないか。ちっとも変わらないじゃないか。

○加藤国務大臣 先ほどから文章を読んで私は私の意見として申し上げて、寺前議員の意見は意見。この話であなたの意見に私が従え、そう言ったって、なかなかそうはいきません、そう言うよりいたしかたございません。

○寺前委員 だから私は言うておるんだよ。佐藤内閣のときの労働大臣の答弁とは違うことになるのじゃないか。あのときは、これは好ましくないからといって再検討するという話だった。ああいうものは再検討してくれませんか。このまま過すわけにはいかぬからな、何ほ言われたって。

○加藤国務大臣 何回もお答えしたので、もう結局何回も言ったって、あなたの意見には従え。私は、私に従えと言っておるのじゃないか。こういう見解であります、こういうので、これを何回やっても……。

○寺前委員 私はこの問題は留保しておきますよ。この前の原労働大臣のときよりも内容は後退しているということになるんじゃないか。再検討してもらいます。

○加藤国務大臣 原労働大臣のときと状態が異なっておりますので、見解の相違も——多少は違っております。いま文章で申し上げましたとおりで、これ以上、結局、あなたの意見に従えと言ったって、もうこれ以上申し上げたって、何回やっ

ても同じでありますから……。

○寺前委員 私は了解するわけにいかないから、これは留保して終わります。

○田川委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○田川委員長 これより本案を討論に付するのでありますが、別に申し出がありませんので、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕
○田川委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○田川委員長 この際、竹内黎二君、川俣健二君、寺前委員、大橋敏雄君及び和田耕作君より、本案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

その趣旨の説明を聴取いたします。川俣健二君。

○川俣委員 私は、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について努力すること。

一 ドルの切下げ、円の変動相場制移行に伴う米軍関係労務予算の不足及び基地の整理統合等を理由とする人員整理が予想されるので、駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令第十条に基づく特別給付金の増額及び支給区分の拡大を考慮するとともに、労働者の雇用及び労働条件の確保に万全を図ること。

二 沖縄における旧第四種労働者をめぐる諸問題の改善を検討すること。

三 就職困難な中高年齢者が多い実情にあるので、再就職促進のため既設の援護措置の一層の充実と、制度の効果的な運用を図ること。

四 人員整理発出については、九十日以上予告期間の確保に最善を尽くすこと。

五 人員整理の予想される施設においては、人員整理予告前早期に希望退職者の募集を行ない、極力人員整理者の減少を図るよう努めること。

以上であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○田川委員長 本動議について採決いたします。本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○田川委員長 起立総員。よって、本案については竹内黎二君外四名提出の動議のごとく附帯決議を付するに決しました。

港灣労働法の一部を改正する法律案
港灣労働法の一部を改正する法律
港灣労働法(昭和四十年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五条」を「第五条の二」に、
第一章 港灣労働者の登録、雇用等
第一節 港灣労働者の登録、紹介等

第一節 港灣労働者の登録、紹介等
第一節 港灣労働者の登録、紹介等
第一節 港灣労働者の登録、紹介等

第一節 港灣労働者の登録、紹介等
第一節 港灣労働者の登録、紹介等
第一節 港灣労働者の登録、紹介等

第一節 港灣労働者の登録、紹介等
第一節 港灣労働者の登録、紹介等
第一節 港灣労働者の登録、紹介等

第一節 港灣労働者の登録、紹介等
第一節 港灣労働者の登録、紹介等
第一節 港灣労働者の登録、紹介等

第一節 港灣労働者の登録、紹介等
第一節 港灣労働者の登録、紹介等
第一節 港灣労働者の登録、紹介等

この際、労働大臣より発言を求められております。これを許します。労働大臣加藤常太郎君。

○加藤国務大臣 ただいま決議いただきました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重し、関係各省とも協議の上、措置いたしたいと存じます。

○田川委員長 なお、本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と稱する者あり
○田川委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○田川委員長 港灣労働法の一部を改正する法律案を議題といたします。

六 登録日雇港灣労働者 第八条第一項(第二

十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録を受けた日雇港灣労働者をいう。

第三条第三項中「関係行政機関」の下に「及び港灣労働協会」を加える。

第二章中第五条の次に次の一条を加える。

(勸告等)

第五条の二 労働大臣は、港灣雇用調整計画の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業主、事業主の団体その他の関係者に對し、港灣労働者の雇用の調整に関する事項について必要な勸告又は要請をすることができ

第三章及び第四章を次のように改める。

第三章 港灣労働者の登録、雇用等

第一節 日雇港灣労働者の登録、紹介等

第一款 通則

(日雇港灣労働者に係る事務の実施機関)

第六条 労働大臣は、第二十五条の十三第一項に規定する雇用調整規程につき同項前段の認可を受けている地区港灣労働協会(次章を除き、以下「地区協会」という。)が存する港灣において、公共職業安定所長が行なう日雇港灣労働者の登録、紹介その他需要供給の調整に関する事務のうち日雇港灣労働者の登録及び登録日雇港灣労働者の紹介その他需要供給の調整に関する事務(以下「登録日雇港灣労働者に係る事務」という。)を、当該地区協会に行なわせるものと

2 労働大臣は、前項の規定により地区協会に登録日雇港灣労働者に係る事務を行なわせることとしたとき、又は地区協会に登録日雇港灣労働者に係る事務を行なわせることとしたときは、当該地区協会が当該事務を開始する日及び当該事務を行なう事務所の所在地又は当該事務を廃止する日を、労働省令で定めるところにより、公表しなければならない。

3 労働大臣は、地区協会が天災その他の事由により登録日雇港灣労働者に係る事務を円滑に処

理することが困難となつた場合において必要があるとき、又は、当該事務を公共職業安定所長に行なわせることができる。

4 労働大臣は、前項の規定により公共職業安定所長に登録日雇港灣労働者に係る事務を行なわせることとし、又は公共職業安定所長が行なっている当該事務を行なわせることとするときは、労働省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 第一項の規定により地区協会に登録日雇港灣労働者に係る事務を行なわせる場合又は第三項の規定により公共職業安定所長に当該事務を行なわせることとした場合における当該事務の引継ぎその他公共職業安定所長と地区協会との間における当該事務の引継ぎに關し必要な事項は、労働省令で定める。

第二款 特定港灣における登録、紹介等

(特定港灣における事務)

第七条 地区協会が存する港灣(前条第三項の規定により労働大臣が登録日雇港灣労働者に係る事務を公共職業安定所長に行なわせている場合における当該港灣を除く。以下「特定港灣」という。)において公共職業安定所長及び地区協会が行なう日雇港灣労働者の登録、紹介その他需要供給の調整に関する事務については、この款及び第四款並びに第三節に定めるところによる。

(登録)

第八条 地区協会は、当該港灣において常時港灣運送の業務に従事する日雇港灣労働者について、その氏名、その者が主として従事することを希望する業務その他労働省令で定める事項を、日雇港灣労働者登録簿に登録する。

2 前項の日雇港灣労働者登録簿は、地区協会に備える。

3 第一項の規定による登録を受けようとする者は、地区協会に對し、労働省令で定めるところにより、登録の申請をしなければならない。

4 地区協会は、前項の申請をした者(次条において「申請者」という。)が主として従事することを希望する業務の種類に係る第三條第二項第二号の日雇港灣労働者の数(第十二條において「日雇港灣労働者の定数」という。)を限度として第一項の規定による登録を行なうものとする。

(登録の拒否)

第九条 地区協会は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の規定による登録を拒否しなければならない。

一 その者が主として従事することを希望する業務に常時従事するために必要な能力を有しない者

二 第十一条第一項第二号から第八号までのいずれかに該当したことにより登録日雇港灣労働者の登録を取り消された者であつて、その登録を取り消された日から起算して一年を経過していないもの

三 港灣運送の業務の正常な遂行をみだりに妨げるおそれのある者その他港灣運送の業務に使用されるのに必要な適格性を欠く者

2 地区協会は、申請者に対し、健康診断又は体力若しくは技能に關する検査を受けること、その他申請者の能力を判定するために必要な事項を指示することができる。この場合において、申請者が正当な理由がなくその指示に従わないときは、地区協会は、前条第一項の規定による登録を拒否しなければならない。

3 地区協会は、前二項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、理由を附してその旨を申請者に通知しなければならない。

(日雇港灣労働者登録票及び日雇港灣労働者手帳)

第十条 地区協会は、第八条第一項の規定による登録をしたときは、登録日雇港灣労働者に日雇港灣労働者登録票及び日雇港灣労働者手帳を交付しなければならない。

(登録の取消)

第十一条 地区協会は、登録日雇港灣労働者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の登録を取り消さなければならない。

一 第九条第一項第一号又は第三号に該当するに至つたと認められるとき

二 正当な理由がなく、地区協会の紹介する港灣運送の業務につくことをしばしば拒んだとき

三 正当な理由がなく、地区協会が第十七條第二項の規定により指示する訓練を受けることをしばしば拒んだとき

四 港灣運送の業務に従事する際、日雇港灣労働者登録票の携帯をしばしば怠つたとき

五 日雇港灣労働者登録票又は日雇港灣労働者手帳を他人に譲渡し、又は貸与したとき

六 第十七條第一項の規定に違反して、出頭をしばしば怠つたとき

七 偽りその他不正の行為により第八条第一項の規定による登録を受けたとき

八 偽りその他不正の行為により雇用調整手当の支給を受け、又は受けようとしたとき

2 第九条第三項の規定は、前項の規定により登録を取り消した場合に準用する。

第十二條 地区協会は、港灣雇用調整計画が策定され、又は変更されたことにより当該港灣雇用調整計画に係る日雇港灣労働者の定数が減少し、当該定数に係る種類の業務について登録を受けている登録日雇港灣労働者の当該定数を上回るに至つたときは、労働大臣の承認を受けて、その上回る数を限度として、登録日雇港灣労働者の登録を取り消すことができる。

2 前項の承認は、当該港灣における日雇港灣労働者の定数に係る種類の業務について登録を受けている登録日雇港灣労働者の数が当該定数を多数上回つており、その自然の減少のみによつては相当の期間を経過しても登録日雇港灣労働者の数が当該定数以下となる見通しがないため、当該港灣における登録日雇港灣労働者の適正な就労日数その他の労働条件の維持が困難で

あり、かつ、その状態が短期間に改善されることと困難であると認められる場合に行なうものとする。この場合において、労働大臣は、中央職業安定審議会の意見をきかなければならない。

3 第一項の規定による登録の取消しは、港湾運送の業務に従事した期間、生活の状況、港湾運送の業務に従事する能力及び適格性等の事情を考慮して労働省令で定める順位によつてしななければならない。

4 第九条第三項の規定は、第一項の規定により登録を取り消した場合に準用する。

(登録に関する差別取扱いの禁止)

第十三条 地区協会は、第八条第一項の規定による登録、第九条第一項若しくは第二項の規定による登録の拒否又は第十一条第一項若しくは前条第一項の規定による登録の取消しを行なうにあつては、その者の人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、差別取扱いをしてはならない。

(登録委員会の意見の聴取)

第十四条 地区協会は、第八条第一項の規定による登録、第九条第一項若しくは第二項の規定による登録の拒否又は第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定による登録の取消しを行なうときは、第二十五条の三十五第一項に規定する登録委員会の意見をきかなければならない。

(公共職業安定所長に対する報告)

第十五条 地区協会は、第八条第一項の規定による登録又は第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定による登録の取消しを行なつたときは、労働省令で定めるところにより、当該日雇労働者の氏名その他労働省令で定める事項を公共職業安定所長に報告しなければならない。

(日雇労働者の紹介)

第十六条 事業主は、日雇労働者を雇い入れ

ようとするときは、地区協会に日雇労働者に係る求人申込みをしなければならない。

2 地区協会は、事業主が申し込んだ日雇労働者に係る求人に対して登録日雇労働者を紹介するものとし、登録日雇労働者によつてはその求人充足することができなかつたときは、当該求人充足することができなかつた求人を公共職業安定所に連絡するものとする。

3 前項の規定により求人との連絡を受けた公共職業安定所は、当該求人に対して登録日雇労働者以外の日雇労働者(以下「非登録日雇労働者」という。)を紹介するものとする。

4 前項の規定により事業主に非登録日雇労働者を紹介した公共職業安定所は、当該紹介に係る事業主の氏名又は名称並びに非登録日雇労働者の氏名及び雇用期間を、地区協会に通知するものとする。

5 職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第二十條の規定は、第二項の規定により地区協会が登録日雇労働者の紹介を行なう場合に準用する。

(登録日雇労働者の出頭等)

第十七条 登録日雇労働者は、日曜日その他労働省令で定める日を除き、地区協会の指示するところにより、港湾運送の業務に紹介を受けるために出頭しなければならない。ただし、疾病又は負傷、地区協会の紹介による港湾運送の業務への就労その他労働省令で定める理由があるときは、この限りでない。

2 地区協会は、前項の規定により出頭したにもかかわらず、事業主に雇用されるに至らなかつた登録日雇労働者に対し、その者の知識、技能及び経験、日雇労働者に係る求人の状況等からみて必要があると認めるときは、第二十五条の十二第一項第三号の訓練を受けることを指示することができる。

3 地区協会は、登録日雇労働者が第一項の規定により出頭したときは、日雇労働者手帳の提出を求め、その者に対する港湾運送の業

務への紹介及び前項の規定による指示に関する事項その他労働省令で定める事項を記載したうえ、その者に当該日雇労働者手帳を返還しなければならない。

(登録日雇労働者の雇用期間の延長の承認)

第十八条 地区協会は、事業主がその雇用する登録日雇労働者をその者に係る求人の申込みの内容とした雇用期間(その雇用期間について次条第一項の規定による指示があつたときは、その指示された期間)をこえて引き続き雇用することについて申請をしたときは、期間を定め、雇用期間の延長を承認することができる。

事業主が当該延長した雇用期間をこえてさらに引き続き雇用することについて申請をしたときも、同様とする。

(日雇労働者の雇用期間の短縮の指示)

第十九条 地区協会は、登録日雇労働者の適正な就労日数を確保し、又は登録日雇労働者に係る求人の充足の不均衡を是正するために必要があると認めるときは、事業主が雇入れ、又は引き続き雇用しようとする登録日雇労働者の雇用期間の短縮を指示することができる。

2 地区協会は、前項の指示を行なつたときは、その旨を公共職業安定所長に報告しなければならない。

3 公共職業安定所長は、前項の報告を受けた場合において、登録日雇労働者の適正な就労日数を確保するために非登録日雇労働者の雇用期間を短縮する必要があると認めるときは、事業主が雇入れようとする非登録日雇労働者の雇用期間の短縮を指示することができる。

(日雇労働者の紹介停止)

第二十条 地区協会は、日雇労働者に係る求人の申込みをした事業主が、正当な理由がなく当該求人について紹介を受けた登録日雇労働者を雇入れなかつたときは、公共職業安定所長の承認を受けて、七日以内の期間を定め、

その期間、当該事業主に対し、登録日雇労働者の紹介を行なわないことができる。

2 地区協会は、前項の規定により登録日雇労働者の紹介を行なわないこととしたときは、当該期間、当該事業主の日雇労働者に係る求人の申込みを受理しないものとする。

第二十一条 地区協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、公共職業安定所長の承認を受けて、一月をこえない範囲内において労働省令で定める期間、当該事業主に対し、登録日雇労働者の紹介を行なわないことができる。

一 事業主が第十八条の承認を受けずに登録日雇労働者を引き続き雇用したとき。

二 事業主が第二十四条に規定する雇用期間をこえて非登録日雇労働者を引き続き雇用したとき。

2 前条第二項の規定は、前項の規定により登録日雇労働者の紹介を行なわないこととした場合に準用する。

第三款 特定港湾以外の港湾における登録、紹介等

(特定港湾以外の港湾における事務)

第二十二条 特定港湾以外の港湾において公共職業安定所長が行なう日雇労働者の登録、紹介その他需要供給の調整に関する事務については、この款及び次款並びに第三節に定めるところによる。

2 第八条から第十三条まで、第十七条、第十八条、第十九条第一項、第二十条第一項及び第二十一条第一項の規定は、前項の事務について準用する。この場合において、これらの規定中「地区協会」とあるのは、第八条第二項、第十一条第一項第二号及び第十七条第一項ただし書の規定にあつては「公共職業安定所」と、その他の規定にあつては「公共職業安定所長」と読み替へるものとし、第十二条第一項中「ときは、労働大臣の承認を受けて」とあるのは「場合において、労働大臣が指示したときは」と、同条第二項中「承認」とあるのは「指示」と、第十七

条第二項中「第二十五条の十二第一項第三号」とあるのは「第二十五条の十二第一項第三号又は第二十九条第二号」と、第十九条第一項中「又は引き続き雇用しようとする登録日雇港労働者」とあるのは「若しくは引き続き雇用しようとする登録日雇港労働者又は雇入れようとする非登録日雇港労働者」と、第二十条第一項及び第二十一条第一項中「ときは、公共職業安定所長の承認を受けて」とあるのは「ときは」と、「登録日雇港労働者の紹介」とあるのは「日雇港労働者の紹介」と読み替えるものとする。

3 公共職業安定所は、事業主が申し込んだ日雇港労働者に係る求人に対して求職者を紹介するときは、まず登録日雇港労働者を紹介するものとし、非登録日雇港労働者を登録日雇港労働者によつてはその求人充足することのできない場合において紹介するものとする。

4 第二項において準用する第九條第一項若しくは第二項、第十一條第一項、第十七條第一項若しくは第十九條第一項、第十八條若しくは第二十條第一項若しくは第二十一条第一項の規定による登録の拒否、登録の取消し、指示、承認若しくは紹介停止又は前項の規定による紹介は、労働大臣が中央職業安定審議会の意見をきいて定める基準によつてしなければならない。

第四款 日雇港労働者の直接雇入れの禁止等
(直接雇入れの禁止)
第二十三条 事業主は、公共職業安定所又は地区協会の紹介を受けて港運送の業務に使用するために雇入れた者でなければ、日雇港労働者として港運送の業務に使用してはならない。ただし、天災により求人の申込みをすることができないことその他の労働省令で定める理由があるときは、この限りでない。

2 事業主は、前項ただし書の規定に該当する場合において、同項本文に規定する者以外の者を日雇港労働者として港運送の業務に使用するとき、労働省令で定めるところにより、当

該日雇港労働者の雇用期間その他労働省令で定める事項を公共職業安定所長及び地区協会に届け出なければならない。

(非登録日雇港労働者の雇用期間の延長の禁止)
第二十四条 事業主は、その雇用する非登録日雇港労働者をその者に係る求人の申込みの内容とした雇用期間をこえて引き続き日雇港労働者として雇用してはならない。

第二節 常用港労働者の使用等
(常用港労働者に関する使用の届出)
第二十五条 事業主は、その雇用する労働者を常時港運送の業務に従事する常用港労働者として使用しようとするときは、労働省令で定めるところにより、その者の氏名、その者が主として従事する業務その他労働省令で定める事項を、公共職業安定所長に届け出なければならない。

2 事業主は、前項の規定による届出に係る労働者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、労働省令で定めるところにより、その者の氏名その他労働省令で定める事項を、公共職業安定所長に届け出なければならない。

一 死亡したとき。
二 離職したとき。
三 前二号に掲げる場合のほか、常時港運送の業務に従事する常用港労働者でなくなつたとき。

(常用港労働者証の交付)
第二十五条の二 公共職業安定所長は、前条第一項の規定による届出した事業主に對し、その届出に係る常用港労働者の常用港労働者証を交付する。

2 事業主は、前項の規定により常用港労働者証の交付を受けたときは、当該常用港労働者証に係る常用港労働者に当該常用港労働者証を交付しなければならない。

(常用港労働者の臨時使用の届出)
第二十五条の三 事業主は、その雇用する労働者

を常時港運送の業務に従事する常用港労働者以外の常用港労働者(次条において「臨時使用に係る常用港労働者」という。)として使用しようとするときは、労働省令で定めるところにより、その者の氏名、使用期間その他労働省令で定める事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

(常用港労働者の臨時使用の制限)
第二十五条の四 労働大臣は、港運送に必要な労働力の需要供給の状況等の著しい変動のため港運送の業務につくことができない登録日雇港労働者が著しく多数発生した港運送のある場合において、登録日雇港労働者の適正な就労日数を確保するために特に必要があるときと認めるときは、期間を定めて、当該港運送を、臨時使用に係る常用港労働者の使用を禁止する港運送として指定することができる。

2 事業主は、前項の規定による指定に係る港運送において、同項の規定により労働大臣が定めた期間内は、臨時使用に係る常用港労働者を使用してはならない。ただし、すでに前条の規定による届出があつた臨時使用に係る常用港労働者の使用については、当該届出に係る使用期間内は、この限りでない。

2 登録日雇港労働者は、日雇港労働者登録票及び日雇港労働者手帳を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

3 登録日雇港労働者は、公共職業安定所から港運送の業務以外の業務への紹介を受けてその業務についたときは、公共職業安定所長に日雇港労働者手帳を提出し、その旨の記載を受けなければならない。

4 第一項及び第二項の規定は、常用港労働者について準用する。この場合において、第一項中「日雇港労働者登録票」とあり、及び第二項中「日雇港労働者登録票及び日雇港労働者手帳」とあるのは、「常用港労働者証」と読み替えるものとする。

(港労働者の紹介停止)
第二十五条の六 公共職業安定所長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該事業主に紹介する港労働者の福祉を害するおそれがあると認めるときは、一月をこえない範囲内において労働省令で定める期間、当該事業主に對し、港労働者の紹介を行なうことができない。

一 事業主の雇用する港労働者の労働条件が法令に違反するとき。
二 事業主が偽りの求人条件により港労働者を雇用したとき。

2 公共職業安定所長は、前項の規定により港労働者の紹介を行なわなければならないこととしたときは、地区協会に對し、当該期間、当該事業主に登録日雇港労働者を紹介してはならない旨を指示するものとする。

3 第二十二條第四項の規定は、第一項の紹介停止について準用する。

4 地区協会は、第一項各号に掲げる事実があると認めるときは、公共職業安定所長に報告するものとする。

(労働省令への委任)
第二十五条の七 この章に定めるもののほか、日雇港労働者の登録、登録の拒否、登録の取消

昭和三十八年四月三日

第一類第七号 社会労働委員会議録第十二号

一五

し、紹介、紹介停止並びに雇用期間の延長の承認及び短縮の指示、登録日雇港労働者の出頭及び訓練の指示並びに日雇港労働者登録票、日雇港労働者手帳及び常用港労働者証に関する必要な事項は、労働省令で定める。

第四章 港労働協会の

第一節 通則

(種類)

第二十五条の八 港労働協会（以下「協会」という。）は、次に掲げるものとする。

一 地区港労働協会（以下この章において「地区協会」という。）

二 中央港労働協会（以下この章において「中央協会」という。）

(人格等)

第二十五条の九 協会は、法人とする。

二 協会でないものは、その名称中に港労働協会という文字を用いてはならない。

(登記)

第二十五条の十 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第二節 地区協会

(設立)

第二十五条の十一 地区協会は、政令で指定する港労働者に一個とする。

(業務)

第二十五条の十二 地区協会は、次の業務を行なうものとする。

一 日雇港労働者の登録を行なうこと。

二 登録日雇港労働者を港労働送の業務に紹介すること。

三 登録日雇港労働者に対して港労働送の業務に従事するために必要な知識及び技能を習得させるための訓練を行なうことその他登録日雇港労働者の需要供給の調整を行なうこと。

四 登録日雇港労働者の雇用機会の確保を図ること。

五 登録日雇港労働者に対して医師による健康診断を行なうこと。

六 前各号に掲げるもののほか、登録日雇港労働者の雇用の安定、福祉の増進及びこれらに関連する業務を行なうこと。

2 地区協会は、前項の業務のほか、次の業務を行なうことができる。

一 第四十四条第二項の規定による労働大臣の認可を受けて、同条第一項の納付金事務を処理すること。

二 第五十六条第一項の規定による労働大臣の認定を受けて、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第二条第三項の退職金共済契約を締結し、同法の定めるところにより当該退職金共済契約に係る事務を行なうこと。

3 地区協会は、第一項第六号に掲げる業務を行なおうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

4 地区協会は、第一項の業務を行なうにあつては、港労働調整計画に即応するように努めなければならない。

(雇用調整規程)

第二十五条の十三 地区協会は、前条第一項第一号から第四号までに掲げる業務（以下「雇用調整業務」という。）について、当該業務の開始前に、当該業務の実施に必要の規程（以下「雇用調整規程」という。）を定め、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 雇用調整規程には、次の事項を定めなければならない。

一 日雇港労働者の登録及び登録の拒否並びに登録日雇港労働者の登録の取消しに関する基準及び手続

二 登録日雇港労働者の紹介及び紹介停止に関する基準及び手続

三 登録日雇港労働者の訓練に関する基準及び手続

四 登録日雇港労働者の雇用期間の延長の承認及び短縮の指示に関する基準及び手続

五 登録日雇港労働者の雇用機会の確保の方法その他必要な事項

3 雇用調整規程は、その内容が次の各号に適合するものでなければならない。

一 法令及び中央協会が定める雇用調整規程に関する基準に違反しないこと。

二 特定の日雇港労働者又は事業主に対して不当な差別取扱いをするものでないこと。

4 労働大臣は、雇用調整規程が前項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該地区協会に対し、その雇用調整規程を変更すべきことを命じ、又は第一項の認可を取り消すことができる。

5 労働大臣は、第一項の認可をし、又は前項の規定による変更の命令若しくは認可の取消しをしようとするときは、中央職業安定審議会の意見をきかなければならない。

6 地区協会は、雇用調整規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

(関係労働者の意見の聴取)

第二十五条の十四 地区協会は、雇用調整規程を定めようとするときは、労働省令で定めるところにより、関係労働者を代表する者の意見をきかなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(会員の資格)

第二十五条の十五 会員は、港労働調整計画に沿ひ、かつ、雇用調整規程に従ひ、共同して、登録日雇港労働者の雇用機会の確保その他雇用の安定を図るよう努めなければならない。

（会員の資格）
第二十五条の十六 地区協会の会員の資格を有するものは、事業主とする。

第二十五条の十七 地区協会は、事業主が地区協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのにその加入を拒み、又はその加入について不当な条件をつけてはならない。

(会費)

第二十五条の十八 地区協会は、定款で定めるところにより、会員から会費を徴収することができる。

(発起人)

第二十五条の十九 地区協会を設立するには、その会員にならうとする十人以上のものが発起人となることを要する。

(創立総会)

第二十五条の二十 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともにその会議の開催日の少なくとも二週間前までに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

3 創立総会の議事は、会員の資格を有するもので、その創立総会の開催日までに発起人に対して会員となる旨を申し出たものの二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

(設立の認可)

第二十五条の二十一 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款及び労働省令で定める事項を記載した書面を労働大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 労働大臣は、設立の認可をしようとするときは、前項の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 設立の手続又は定款の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款に虚偽の記載がないこと。

三 職員、設備、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに

足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

四 前号に定めるもののほか、業務が公正かつ的確に行なわれ、登録日雇港労働者の雇用の安定及び福祉の増進に資することが確実であると認められること。

3 労働大臣は、第一項の認可をしようとするときは、中央職業安定審議会の意見をきかなければならない。

(事務の引継ぎ)

第二十五条の二十二 発起人は、設立の認可があつたときは、遅滞なく、その事務を地区協会の会長となるべき者に引き継がなければならぬ。

(成立の時期等)

第二十五条の二十三 地区協会は、主たる事業所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

2 地区協会は、成立の日から二週間以内に、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

(定款)

第二十五条の二十四 地区協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 業務

四 主たる事務所の所在地

五 会員の資格並びに加入及び脱退に関する事項

六 会議に関する事項

七 役員に関する事項

八 会計に関する事項

九 会費に関する事項

十 事業年度

十一 解散に関する事項

十二 定款の変更に関する事項

十三 公告の方法

2 定款の変更は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)

第二十五条の二十五 地区協会に、役員として、会長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

2 地区協会に、役員として、前項の理事及び監事のほか、定款で定めるところにより、非常勤の理事及び監事を置くことができる。

3 会長は、地区協会を代表し、その業務を総理する。

4 理事は、定款で定めるところにより、会長を補佐して業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

5 監事は、地区協会の業務及び経理の状況を監査する。

(役員)の任免及び任期

第二十五条の二十六 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

2 前項の規定により役員を選任は、労働大臣の認可を受けなければならない。

3 役員任期は、三年以内において定款で定める期間とする。ただし、設立当時の役員任期は、一年六月以内において創立総会で定める期間とする。

(役員)の欠格事項

第二十五条の二十七 次の各号のいずれかに該当する者は、地区協会の役員になることはできない。

一 この法律、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第五十条若しくは第六条又は職業安定法第四十四条の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

二 前号に掲げる法律の規定以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又は執行を受けるこ

とがなくなつた日から二年を経過しないもの(監事の兼職禁止)

第二十五条の二十八 監事は、地区協会の会長、理事又は職員を兼ねてはならない。

(代表権の制限)

第二十五条の二十九 地区協会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合には、定款で定めるところにより、監事が地区協会を代表する。

(雇用調整業務につかせる者)

第二十五条の三十 地区協会は、労働省令で定めるところにより、雇用調整業務につかせる役員及び職員に労働省令で定める雇用調整業務に関する講習を受けさせなければならない。

2 地区協会は、第二十五条の二十七各号のいずれかに該当する者を雇用調整業務につかせるはならない。

3 第二十五条の二十七各号のいずれかに該当する者は、雇用調整業務を行なつてはならない。

(秘密保持義務)

第二十五条の三十一 役員若しくは雇用調整業務に従事する職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(役員)の公務員たる性質

第二十五条の三十二 役員及び雇用調整業務に従事する職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(決算関係書類の備付け等)

第二十五条の三十三 会長は、通常総会の開催日の一週間前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 会長は、監事の意見書を添えて前項に規定する書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

(総会)

第二十五条の三十四 会長は、定款で定めるところにより、毎年一回、通常総会を招集しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

3 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 事業計画及び収支予算の決定又は変更

三 雇用調整規程の設定又は変更

四 解散

五 会員の除名

六 前各号に掲げるもののほか、定款で定める事項

4 総会の議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の過半数で決する。ただし、前項第一号又は第三号から第五号までの事項に係る議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

(登録委員会)

第二十五条の三十五 地区協会には、登録委員会を置かなければならない。

2 登録委員会は、地区協会の会長の諮問に応じ、第八條第一項の規定による登録、第九條第一項若しくは第二項の規定による登録の拒否又は第十一條第一項若しくは第十二條第一項の規定による登録の取消しの処分について意見を述べる。

3 登録委員会は、関係労働者を代表する委員、関係事業主を代表する委員及び学識経験のある委員各二人をもつて組織する。

4 委員は、地区協会の会長が労働大臣の承認を受けて委嘱する。この場合において、関係労働者を代表する委員については、労働省令で定めるところにより、港労働者の加入している労働者の団体が推せんした者のうちから委嘱するものとする。

(解散)

第二十五条の三十六 地区協会は、次の理由によつて解散する。

一 総会の議決

二 破産

三 設立の認可の取消し

四 第二条第一号又は第二十五条の十一に規定する指定の解除

2 前項第一号に掲げる理由による解散は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(清算人)

第二十五条の三十七 清算人は、前条第一項第一号に掲げる理由による解散の場合には総会において選任し、同項第三号又は第四号に掲げる理由による解散の場合には労働大臣が選任する。(財産の処分等)

第二十五条の三十八 清算人は、財産処分の方法を定め、総会の議決を経て労働大臣の認可を受けなければならない。ただし、総会が議決をしないとき、又はすることができないときは、総会の議決を経ることを要しない。

2 前項の規定により清算人が財産処分の方法を定めるときは、残余財産は、地区協会と類似の港湾労働者の福祉の増進のための活動を行なう団体に帰属させるものとしなければならない。

3 前項に規定する団体がなくときは、当該残余財産は、国に帰属する。

(準用)

第二十五条の三十九 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条、第五十条、第五十六条、第六十一条第二項、第六十二条及び第六十四条から第六十六条までの規定は地区協会の設立、管理及び運営について、同法第七十条、第七十一条、第七十五条、第七十六条、第七十七条から第八十一条まで、第八十二条(解散に係る部分を除く。及び第八十三条並びに非訴訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項(解散に係る部分を除く。)、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二十五第二項

及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條並びに第三百三十八條の規定は地同協会の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第五十六条中「裁判所へ利害関係人又は檢察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「労働大臣ハ利害関係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ」と、同法第七十五条中「前条」とあるのは「港湾労働法第二十五条の三十七」と読み替えるものとする。

第三節 中央協会
(設立)
第二十五条の四十 中央協会は、全国を通じて一個とする。

(業務)
第二十五条の四十一 中央協会は、会員間の連絡及び調整並びに会員に対する指導及び援助を行なうほか、次の業務を行なうものとする。
一 雇用調整規程に関する基準を定めること。
二 前号に掲げるもののほか、登録日雇港湾労働者の雇用の安定、福祉の増進及びこれらに關連する業務を行なうこと。

2 中央協会は、前項第二号に掲げる業務を行なうおとるときは、労働大臣の認可を受けなければならない。
3 第二十五条の十二第四項の規定は、中央協会が第一項の業務を行なう場合に準用する。

(雇用調整規程に関する基準)
第二十五条の四十二 中央協会は、雇用調整規程に関する基準を定めようとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第二十五条の十三第二項から第六項までの規定は、前項の雇用調整規程に関する基準について準用する。この場合において、同条第二項中「次の事項」とあるのは「次の事項に関する基本的な準則」と、同条第三項第一号中「法令及び中央協会が定める雇用調整規程に関する基準」とあるのは「法令」と、同条第四項中「当該地区協会」とあるのは「中央協会」と、同項及び同条第五項中「第一項」とあるのは「第二

十五條の四十二第一項」と、同条第六項中「地区協会」とあるのは「中央協会」と読み替えるものとする。

(会員)
第二十五条の四十三 中央協会の会員の資格を有するものは、地区協会とする。

2 地区協会は、すべて中央協会の会員となる。(発起人)
第二十五条の四十四 中央協会を設立するには、二以上の地区協会が発起人となることを要する。

(準用)
第二十五条の四十五 第二十五条の十八、第二十五条の二十から第二十五条の二十九まで、第二十五条の三十三及び第二十五条の三十四(第三項第五号を除く。並びに民法第四十四条、第五十条、第五十六条、第六十一条第二項、第六十二条及び第六十四条から第六十六条までの規定は中央協会の設立、管理及び運営について、第二十五条の三十六(第一項第四号を除く。)、第二十五条の三十七及び第二十五条の三十八並びに同法第七十条、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十七条から第八十一条まで、第八十二条(解散に係る部分を除く。及び第八十三条並びに非訴訟事件手続法第三十五条第二項(解散に係る部分を除く。)、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三百三十六条、第三百三十七條並びに第三百三十八條の規定は中央協会の解散及び清算について準用する。この場合において、第二十五条の二十四第一項第五号中「会員の資格並びに加入及び脱退に関する事項」とあるのは「会員の資格に関する事項」と、第二十五条の三十四第三項第三号中「雇用調整規程」とあるのは「雇用調整規程に関する基準」と、同条第四項中「前項第一号又は第三号から第五号まで」とあるのは「前項第一号、第三号又は第四号」と、第二十五条の三十七中「同項第三号又は第四号」とあるのは「同項第三号」と、民法第五十六条中

「裁判所ハ利害関係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「労働大臣ハ利害関係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ」と、同法第七十五条中「前条」とあるのは「港湾労働法第二十五条の四十五ニ於テ準用スル同法第二十五条の三十七」と読み替えるものとする。

第四節 監督
(決算関係書類の提出)
第二十五条の四十六 協会は、毎事業年度、通常総会の終了の日から一月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を労働大臣に提出しなければならない。

(報告の徴収等)
第二十五条の四十七 地区協会は、登録日雇港湾労働者の紹介の状況その他労働省令で定める事項を、労働省令で定めるところにより、定期的に、公共職業安定所長に報告しなければならない。

2 労働大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、協会に対し、その業務に關し必要な報告を求め、又は当該職員に、協会の事務所に立ち入り、関係者に対して質問し、若しくは帳簿書類の検査をさせることができる。

3 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第二十五条の四十八 労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に關して監督上必要な命令をすることができ。

(役員解任命令)

第二十五条の四十九 労働大臣は、協会の役員又は雇用調整業務に従事する地区協会の職員がこの法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは雇用調整規程に違反する行為をしたと

き、又は雇用調整業務に關し著しく不適当な行為をしたときは、当該協会に対し、その役員又は職員を解任すべきことを命ずることができ

る。

(設立の認可の取消し)
第二十五条の五十 労働大臣は、協会が次の各号のいずれかに該当するときは、設立の認可を取り消すことができる。

一 法令、定款又は雇用調整規程に違反した運営を行つたとき。

二 前二条の規定による命令に違反したとき。

三 雇用調整業務を実施しなかつたとき。

第二十九条に次のただし書を加える。

ただし、地区協会が存する港灣においては、第二号の業務は、行なわないものとする。

第三十条第一項中、「その該当することについて、の公共職業安定所長」を「その該当することについては、公共職業安定所長の証明を、第二号に該当する者についてはその該当することについての地区協会」に、同項第一号中「第二十条第一項の規定により公共職業安定所に」を「第十七条第一項(第二十二條第二項において準用する場合を含む。)の規定により」に改め、同項第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十五条の十二第一項第三号の訓練を受ける者

第三十条第二項中「該当する日につき」の下に「労働省令で定めるところにより」を加える。

第三十一条第二項中「業務について」の下に「公共職業安定所に」を加える。

第三十二条第一項中「公共職業安定所」を「地区協会(特定港灣以外の港灣においては、公共職業安定所)」に、「第二十九条第二号の訓練」を「第二十五条の十二第一項第三号の訓練(地区協会が存する港灣以外の港灣においては、第二十九条第二号の訓練)」に改める。

第三十四条中「第二十条第二項」を「第二十二條第二項において準用する第十七條第二項」に改

第一類第七号

社会労働委員会議録第十二号

昭和四十八年四月三日

第六十四條の二 地区協会が行なつた日雇港灣労働者の登録に關する不服申立て)

第六十四條の二 地区協会が行なつた日雇港灣労働者の登録に關する不服申立て)

める。

第三十五条第三項中「当該事業主が港灣運送の業務に使用するために雇用した日雇港灣労働者の労働省令で定める方法により算出した延数を」を「当該事業主がその月において港灣運送の業務に使用するために雇用した日雇港灣労働者の当該雇用に係る就労日数を合計して得た数を」に改め、「控除した額」の下に「とその月において離職した常時港灣運送の業務に従事する常用港灣労働者であつて当該離職の日が当該事業主に雇用された日から六月以内であるものの当該雇用期間の総日数を合計して得た数を労働大臣が定める金額に乘じて得た額との合計額」を加える。

第四十八條第二項中「(明治二十九年法律第八十九号)」を削る。

第五十六條第一項中「(昭和三十四年法律第六百〇号)」を削る。

第五十七條の次に次の一条を加える。

(地区協会が存する港灣における認定)
第五十七條の二 地区協会が存する港灣に第五十六條第一項の規定による労働大臣の認定を受けた事業主団体がある場合において、地区協会が同項の規定による労働大臣の認定を受けたときは、当該事業主団体に係る当該認定は、その効力を失ふものとする。この場合において、当該事業主団体が締結していた中小企業退職金共済法第二條第三項の退職金共済契約及びこれに基づく同条第六項の共済契約者としての権利義務は、当該地区協会が引き継ぐものとし、当該港灣における登録日雇港灣労働者は、引き続き、当該引き継がれた退職金共済契約に基づく同条第七項の被共済者であるものとする。

第六十一條第一項中「第十三條第二項」を「第二十五条の二第二項」に改める。

第六十四條中「公共職業安定所」の下に「若しくは地区協会」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(日雇港灣労働者の登録に關する不服申立て)
第六十四條の二 地区協会が行なつた日雇港灣労働者の登録に關する不服申立て)

第六十四條の二 地区協会が行なつた日雇港灣労働者の登録に關する不服申立て)

第六十四條の二 地区協会が行なつた日雇港灣労働者の登録に關する不服申立て)

第六十四條の二 地区協会が行なつた日雇港灣労働者の登録に關する不服申立て)

第六十四條の二 地区協会が行なつた日雇港灣労働者の登録に關する不服申立て)

第六十四條の二 地区協会が行なつた日雇港灣労働者の登録に關する不服申立て)

第六十四條の二 地区協会が行なつた日雇港灣労働者の登録に關する不服申立て)

第六十四條の二 地区協会が行なつた日雇港灣労働者の登録に關する不服申立て)

第六十四條の二 地区協会が行なつた日雇港灣労働者の登録に關する不服申立て)

第六十四條の二 地区協会が行なつた日雇港灣労働者の登録に關する不服申立て)

第六十四條の二 地区協会が行なつた日雇港灣労働者の登録に關する不服申立て)

第六十四條の二 地区協会が行なつた日雇港灣労働者の登録に關する不服申立て)

働者の登録に關する処分不服がある者は、都道府県知事に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができ

る。

第六十五條第三項中「(昭和三十七年法律第六十号)」を削る。

第六十九條中「及び雇用促進事業団」を「雇用促進事業団及び協会」に改める。

第七十條に後段として次のように加える。

この場合において必要な関係規定の技術的読替えについては、政令で定める。

第七十二條第一項中「三万円」を「十万円」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 第二十三條第一項又は第二十五条の四第二項の規定に違反したとき。

第七十二條第二項中「三万円」を「十万円」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 第六十二條の規定による報告をせず、又は偽りの報告をしたとき。

第七十二條第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 地区協会が第二十五条の三十第二項の規定に違反したときは、その行為をした地区協会の役員又は職員は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

3 協会が第二十五条の四十七第二項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その行為をした協会の役員又は職員は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第七十二條の次に次の一条を加える。

第七十二條の二 第二十五条の三十第三項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第七十三條中「一万円」を「五万円」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 第二十三條第二項、第二十五条第一項若しくは第二項又は第二十五条の三の規定に違反したとき。

第七十三條に次の一項を加える。

第七十三條の二 地区協会が第二十五条の四十七第一項の規定に違反して報告せず、又は偽りの報告をしたときは、その行為をした地区協会の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

第七十三條に次の一項を加える。

2 地区協会が第二十五条の四十七第一項の規定に違反して報告せず、又は偽りの報告をしたときは、その行為をした地区協会の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

第七十四條第一項中「五千元」を「三万円」に改め、同項第一号中「第十四條第一項」を「第二十五条の二第二項」に改め、同条第二項中「五千元」を「三万円」に改め、同項第一号中「第九條第三項」を「第二十五条の五第二項」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第六十一條第二項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第七十四條に次の一項を加える。

3 第二十五条の三十一の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第七十五條第一項中「前三條」を「第七十二條第一項若しくは第四項、第七十三條第一項又は前条第一項若しくは第二項第二号若しくは第三号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七十五條の二 協会が次の各号のいずれかに該当するときは、その行為をした協会の発起人、役員又は清算人は、三万円以下の過料に処する。

一 第二十五条の十第一項の規定に違反したとき。

二 第二十五条の十二第一項若しくは第二項又は第二十五条の四十一に規定する業務以外の業務を行つたとき。

三 第二十五条の十七の規定に違反したとき。

四 第二十五条の三十第一項に規定する講習を受けさせないで、役員又は職員を雇用調整業務につかせたとき。

五 第二十五条の三十三第一項(第二十五条の

五 第二十五条の三十三第一項(第二十五条の

五 第二十五条の三十三第一項(第二十五条の

五 第二十五条の三十三第一項(第二十五条の

五 第二十五条の三十三第一項(第二十五条の

五 第二十五条の三十三第一項(第二十五条の

五 第二十五条の三十三第一項(第二十五条の

四十五において準用する場合を含む。の規定に違反して、同項に規定する書類を備えて置かないとき。

六 第二十五条の三十八第一項（第二十五条の四十五において準用する場合を含む。）の認可を受けずに財産を処分したとき。

七 第二十五条の四十六の規定に違反したとき。

八 第二十五条の三十九又は第二十五条の四十五において準用する民法第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求をしなかつたとき。

九 第二十五条の三十九又は第二十五条の四十五において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

十 第二十五条の三十九又は第二十五条の四十五において準用する民法第八十二条第二項の規定による裁判所の検査を妨げたとき。

十一 事業報告書、貸借対照表、収支決算書又は財産目録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

第七十六条第一項中「一万円」を「三万円」に改め、同条第二項中「第九条第二項」を「第二十五条の五第一項」に、「第十四条第二項」において準用する第九条第二項若しくは第三項を「第二十五条の五第四項において準用する同条第一項若しくは第二項」に、「十円」を「一万円」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第二十五条の九第二項の規定に違反した者（法人その他の団体であるときは、その代表者）は、一万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

（日雇港労働者の範囲に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この法律による改正前の港労働法（以下「旧法」という。）第二条第六号の常用港労働者として雇用され、常時港運送の業務に従事するに至り、当該雇用期間が同日以後にまたがる労働者であつて、この法律による改正後の港労働法（以下「新法」という。）第二条第五号に該当するものは、同号の規定にかかわらず、当該雇用期間（その雇用期間をこえて引き続き同一事業主に港労働者として雇用されたときは、その引き続き雇用された期間を含む。）内は、同条第七号の常用港労働者とみなす。

（日雇港労働者の直接雇入れの禁止に関する経過措置）
第三条 事業主が施行日前に旧法第十六条第二項の規定により公共職業安定所に届け出て雇入れ、同日前に日雇港労働者として港運送の業務に使用するに至つた労働者であつて、当該雇入れに係る雇用期間が同日以後にまたがるものについては、当該雇用期間（その雇用期間につき、同日前に旧法第十七条又は第十八条の規定による公共職業安定所の承認又は指示があつたときは、その承認され、又は指示された期間）内は、新法第二十三条第一項の規定は、適用しない。

（処分等の効力の引継ぎ）
第四条 施行日前に旧法（これに基づく命令を含む。）次項において同じ。の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新法（これに基づく命令を含む。）次項において同じ。の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

2 施行日前に旧法（これに基づく命令を含む。）の規定により交付された日雇港労働者登録票、日雇港労働者手帳、常用港労働者証その他処分、手続その他の行為を証する書面は、それぞれ新法の相当規定により交付された日雇港労働者登録票、日雇港労働者手帳、常用港労働者証その他処分、手続その他の行為を証する書面とみなす。

（地区港労働協会の設立の準備手続）
第五条 地区港労働協会の設立の準備のために必要な手続その他の行為については、施行日前においても、新法第四章の規定の例により、行なうことができる。

（名称の使用制限に関する経過措置）
第六条 施行日において現にその名称中に港労働協会という文字を用いてゐるものについては、新法第二十五条の九第二項の規定は、同日以後六月間は、適用しない。

（雇用調整業務に関する経過措置）
第七条 地区港労働協会は、昭和四十九年三月三十一日までの間は、新法第二十五条の第三十一項に規定する講習を終了していない者であつても、新法第二十五条の十三第一項の雇用調整業務につかせることができる。

（納付金の額に関する経過措置）
第八条 新法第三十五条第三項の規定は、施行日以後において離職した常用港労働者であつて、当該離職の日が雇用された日から六月以内であるものに係る納付金（施行日以後に係る分に限る。）について適用する。

（労働者設置法の一部改正）
第九条 労働者設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四十条第三十八号の五を第三十八号の六とし、第三十八号の四の次に次の一号を加える。

三十八の五 港労働法に基づいて、中央港労働協会及び地区港労働協会に対し、認可その他の監督を行なうこと。

第十條第一項第三号の三の次に次の一号を加える。

三の四 中央港労働協会及び地区港労働協会の監督に関すること。

（地方税法の一部改正）

第十條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第一号中「並びに中央技能検定協会」を「中央技能検定協会」に改

め、「都道府県技能検定協会」の下に「並びに中央港労働協会及び地区港労働協会」を加える。

第七十三條の四第一項に次の一号を加える。

二十七 地区港労働協会が港労働法（昭和四十年法律第二十号）第二十五条の十二第一項第二号に規定する業務の用に供する不動産

（港運送事業法の一部改正）
第十一條 港運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項第二号中「第十六條第一項若しくは第十七條」を「第二十三條第一項」に改める。

（所得税法の一部改正）
第十二條 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中損害保険料率算出団体の項の次に次のように加える。

別表第一第一号の表中中央技能検定協会の項の次に次のように加える。

中央港労働協会 港労働法

地区港労働協会 港労働法（昭和四十年法律第二十号）

（罰則に関する経過措置）

第十四條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

港務労働者の雇用の安定と福祉の増進を図るため、事業主を構成員とする港務労働協会を設立して登録日雇港務労働者に係る登録、紹介等の業務を行なわせ、事業主がその共同の責任において登録日雇港務労働者の雇用の機会を確保する態勢を整えるとともに、常用港務労働者の臨時使用を制限する等港務労働者の雇用の調整を適正かつ円滑に行なうための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○田川委員長 提案理由の説明を聴取いたします。労働大臣加藤常太郎君。

○加藤国務大臣 ただいま議題となりました港務労働法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

港務労働法は、港運送の必要労働力の確保と港務労働者の雇用の安定その他福祉の増進をはかるため、一定数の日雇港務労働者を登録し、優先的に雇用せしめるとともに、港務労働者の雇用の調整を行なうことを目的として、昭和四十年に制定されたものであります。

最近におきましては、コンテナ輸送の増大等港務における輸送革新が著しく進展し、港務労働力に対する需要に大きな変化が見られますが、港務荷役における波動的に伴う臨時的な労働力需要の充足について、日雇港務労働者に依存しなければならぬという事情は、法制定当時と基本的には変わっておりません。このような事情にもかかわらず、登録日雇港務労働者の就業状況は逐年悪化しており、港務労働法の目的とする港務労働者の雇用の安定にとって好ましくない事態を招いております。

このときあたり、昨年十一月には港務調整審議会から、また、本年一月には中央職業安定審議会から、それぞれ労働大臣に対して、今後の港務労働対策に関する建議が提出されたのであります。

政府といたしましては、これらの建議の趣旨を尊重し、港務労働対策を一そう強化するため、港務労働法を改正する必要があると考え、中央職業安定審議会にはかり、その答申に基づいて、この法律案を作成し、提案した次第であります。

次に、その内容の概要を御説明申し上げます。第一に、事業主が共同して登録日雇港務労働者の雇用機会の確保その他雇用の安定をはかるようにするため、港務労働協会を設立することであり、港務労働協会は、港務ごとに事業主を会員として設立される地区協会とこれらの地区協会を会員とする中央協会の二種類としております。

地区協会は、労働大臣が定める港務雇用調整計画に即応して、日雇港務労働者の登録、登録日雇港務労働者の紹介、訓練、雇用機会の確保等の業務を行なうこととしております。また、中央協会は、会員に対する指導及び援助等の業務を行なうこととしております。

第二に、港務労働者の雇用の調整を適正かつ円滑に行なうため、港務労働者の雇用の規制を強化することであり、

その一は、六カ月以内の季節求人については登録日雇港務労働者をもって充足させるため、六カ月以内の期間を定めて雇用させる港務労働者も日雇港務労働者として取り扱うこととしております。

その二に、日雇港務労働者の雇入れ秩序を確立するため、天災等の場合を除いては、地区協会あるいは公共職業安定所の紹介によらないで日雇港務労働者を使用することを禁止することとしております。

その三は、登録日雇港務労働者の雇用の安定をはかるため、事業主が港務労働法の適用されていない他の港務で使用している労働者を登録日雇港務労働者の就業状態が悪化した港務において臨時に使用することを禁止することとしております。

その四は、常用港務労働者の雇用状態の改善をはかるため、雇用された日から六カ月以内に離職

した常用港務労働者についても、その雇用期間に応じ、事業主から納付金を徴収することとしております。

以上のほか、この法律案におきましては、港務雇用調整計画の確かつ円滑な実施のため事業主に対して必要な勧告等を行なうことができることとする等所要の規定を設けております。

以上この法律案の提案理由及びその概要につきまして御説明申し上げます。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

〔委員長退席、竹内（繁）委員長代理着席〕

○竹内（繁）委員長代理 この際、天然痘発生に関する問題について、厚生大臣より発言を求められております。厚生大臣齋藤邦吉君。

○齋藤国務大臣 先般真性痘患者が発生いたしましたので、真性痘と決定するまでの経過並びに措置、将来の見通し等につきまして申し上げます。

真性痘と決定いたしました患者は、郵政省電波監理局に勤務しております塚原君という方でございまして、この患者は三月十八日、パングラデシムから東京国際空港に到着いたしました。三月二十三日発病いたしました。当時の熱は三十八度であつたわけですが、郵政省に出務をいたし、その間夕方、参議院の予算委員会において青島議員の質疑がございましたので、その際、参議院予算委員会の入り口周辺において立っておりまして、その後国会を出まして郵政省に戻り、自宅に帰ったわけですが、三月二十三日発病いたしました。二十四日、二十五日、三十九度・七度の発熱でございまして、二十四日、二十五日は自宅において静養し、二十六日入院をいたしました。

東京通信病院に入院いたしましたのでありますが、当時の熱は高熱四十度になっております。東京通信病院に入りまして、三十一日に至りまして天然痘の疑いを病院において感じましたので、直ちに厚生省並びに予防衛生研究所に連絡がございましたので、その日の夕方、午後五時、本人を直ちに隔離することとし、東京在原病院に隔離収容いたしました。家族も同時に収容をいたしましたわけでございます。直ちに三十一日、専門の先生方に検診をお願いいたしましたところ、臨床上間違いなく真性痘とありと判断されたのでございしますが、病原菌について、さらに電子顕微鏡において検査する必要があるため、一日その顕微鏡において診断いたしましたところが、その病原菌が明らかにいたしましたので、四月一日真性痘と決定いたしました次第でございます。

こうしたことになりましたので、三十一日、四月一日、土、日の二日間に徹底的な防疫体制を全国にしくことといたしました。

まず第一に、この飛行機に同乗いたしましたまいりました乗客百三十四人、乗務員十三人、この乗客は東京都外十四道府県に及んでおりますので、この方々に対し、一斉に検病の調査を行なうように全国に指令を發しました。幸いに、乗客百三十四人、乗務員十三人には健康上異常がないということが、きょうの時点における状況でございます。

こうした乗客並びに乗務員に対する検病の調査を行ない、同時に、先ほど申し上げましたように、患者の家族は都立在原病院に隔離し、同時に患者が生活をいたしました郵政省公舎周辺並びに郵政省の役所並びに国会において、それぞれ消毒を徹底的にいたしました。

それと同時に、将来の感染を防止する意味において、臨時予防接種を実施いたしましたのでございまして、臨時予防接種用のワクチンといたしましては、東京都に痘苗九千人分を配布いたしました。郵政省には痘苗二千八分、参議院には痘苗五百人分を配布いたしました次第でございます。一斉に臨時予防接種を実施いたし、ほぼ完了に近い状況に相なっております。

なお、念のために、厚生省所管において保有いたしましたワクチンの備蓄の状況を申し上げます。

げますと、乾燥痘苗二百九十万人分、大体三百万人分を備蓄いたしておる状況にあるわけでございます。

そうした防疫体制を全国的にしていまいったわけでございますが、この患者の危険な接触の日にち、二十三日発病いたしておりますので、隔離いたします三十一日までが間違いなく接触感染のおそれのある時期であるわけでございます。すなわち、空気伝染ではございまして、接触感染でございますから、二十二日までには発病いたしております。発病いたすと同時に、口の中その他に発病を起すわけでございます。その本人のそばその他が飛んだりしますと、空気を流れていくということになるわけでございます。そういうことで、二十三日から三十一日までの間に接触いたしますと、これが感染のおそれがあるわけでございます。患者につきまして二十三日から三十一日までの期間に接触した方々の追跡調査をいたしておるわけでございます。

その結果、私どもとして今後注意しなければならぬ対象として考えられますのは、家族でございます。それから二十三日国会に参りますときは、郵政省の電波監理局長と一緒に自動車まで来ておりますから、そうした方々は要警戒と考えるべきであると考えます。さらに東京通信病院に二十三日入院いたしまして、三十一日までおりましたので、その期間中における看護婦、医師その他の方々が接触の可能性があったわけでございます。さらに兵庫のテレビ放送記者が二十三日日本人と対談をいたしております。これも昨日になりました追跡の結果わかりましたので、この者については家庭において静養することにしたしておるわけでございます。

以上申し述べました方々がまかり間違えば二次感染を発生せしめる可能性があるわけでございます。そので、厚生省におきましては二次感染の発生の可能性が全然ないと言をするわけにはまいらないわけでございます。なるべく感染をしておはしくないとはいえませんが、第二次感染の可能性は

あるという前提に立って、個々人につきましては行動の監視をいたしておるのが現状でございます。

したがって、二十三日から三十一日ということになりますと、二週間の潜伏期間ということになりますから、早く感染したものがあらわれるとすれば四月三日、三十一日に感染したとすればおくれ四月十四日ということになりますので、要警戒の期間は四月三日から十四日、この間が発生するとすればあらわれるであろう期間でございます。この期間は、先ほど申し上げましたような方々について、十分監視をいたしてまいりたいと考えております。

それとともに、第二次感染者が出ないことを望みますが、どんな場合でも私どもは第三次感染だけは防ぎとめなければならぬ、こういう考え方で目下努力をいたしておりますことを申し上げる次第でございます。

○竹内(斐)委員長代理 ただいまの厚生大臣の報告につきまして、質疑の申し出があります。これを許します。橋本龍太郎君。

○橋本(龍)委員 いま厚生大臣からの説明によりまして、今回の痘病患者の発生以来迅速に防疫対策が進められておることは一応了解をいたしました。ちょうどきょうから、もし二次感染の患者が発生するとすれば、その危険な時期に差しかかるわけでありまして、これ以上に流行が拡大するこのないよう、防疫体制の上で今後一そうの御努力をお願い申し上げたいと思います。

ところで、今回の問題の中から、実は幾つかの問題点が出てまいります。たとえば、現在厚生省として認可を行ない、接種を行なっている痘苗そのものの性質、その量のいかに、こうした問題も当然考えていかなければならない問題点であります。きょうは非常に限られた時間で各党それぞれに質問をさせていただきますので、私は問題点を一つにしぼってお尋ねをしたいと思います。

それは、今回の患者の場合に、たまたま航空路という非常に時間的に短い期間で異なった地点への移動をする交通機関を利用した。従来のように船舶を利用すれば、あるいは中間で発見できたものが、国内に入ってから発病したという事例であります。そういう状況から考えてみると、空港の検疫というものが、一つの大きな今後の防疫対策の上での問題点であります。

現在検疫所の職員そのものの数も必ずしも十分ではありません。この空港検疫の現状は一体どうなっているのか、これがまず第一点にお尋ねをしたいことでありまして、同時に、国際交通の激増に伴い、今回のような事例は今後も発生し得る可能性を常に秘めておるわけでありまして、しかもそれは天然痘だけではなく、コレラその他の伝染病においても同じ危険があるわけでありまして、こうした観点から、今後空港検疫というものを一そう強化していかなければならないという感じが私にはいたしますが、これらの点について、厚生省として、今回の問題を契機に、どのような考え方をとっていかれるか、私はこの一点に限り、お尋ねをしたいと思います。

○齋藤(國)大臣 御承知のように、国際交通の激増に伴いまして、空港検疫を実施することの必要、それを強化する必要、お尋ねのとおり、ごもっともでございます。

今日まで私どもは、空港検疫におきましては、乗客並びに乗務員につきましては、そのつど視診、目で見ると、あるいは問診、必要に応じて質問をいたしたりいたしまして、いたしてまいりましたわけでございますが、今回の痘病の教訓を生かしまして、この際コレラと相並んで、質問票を乗客にお願いをいたしまして、その協力のもとに、天然痘発生を防止するようにいたしたいと考えております。

WHOにおいて汚染地域となっておりまして、エチオピア、インド、パキスタン、バングラデシュ、すなわち南回りの航空機につきましては、こうした地域から乗られる方々に対し、十四日間のこう

いう地域における滞在などを明らかにしていたかどうか御協力をお願いいたして、御質問票を交付する、提示を求める、こういうふうなことをいたしまして、さらに一そう空港検疫の強化をはかっている所存でございます。

○橋本(龍)委員 特に定員等を含めて、なお一そうの御努力をお願いを申し上げます。

○竹内(斐)委員長代理 川俣健二郎君。

○川俣委員 あらましの緊急報告が大臣からなされましたが、この問題は近く医療問題の法案で全般的に審議になる予定でありますので、深めたいのですが、ただ一、二点緊急にお伺いして、要望と、一つ要求しておきたいと思っております。

時間がありませんから项目的にまず伺いたいたしますが、日本における過去の発生状況をひとつ簡単に知らせていただきたいと思います。

それから二つ目は、どうもきのうあたりからのマスコミによると、二次患者の発生のおそれはない、薄らいだろという印象が与えられておるんだが、いまの大臣の報告によると、そうではないやうなで、その辺を聞かせてもらいたい。

それから三番目は、にわかには、この防疫体制、特に保健所の体制なんです、いわゆるわれわれが常日ごろ言う、保健所をもっと強化せよというのは、そのことを言っているのですが、その深みの入った質問は健保その他で、医療問題全般でやりますが、こういって十分だったかどうか、当局から率直に聞かせてもらいたい。

それから四つ目は、いまワクチンがこれだけあるという手持ちの量を報告されたが、そうしますと確認しておきませんが、今回は二次発生を防いでため押しするまで、ワクチンは十分であるということを確認しているのかどうか、この四つをまづ質問しておきます。

○加倉井政府委員 第一点の御質問でございますが、わが国におきまして痘病の発生患者の状況は昭和二十年から三十年までに及んでおりまして、二十一年の一万七千九百五十名を最高といたしまし

て、二十年が千六百十四名、以下ずっと減りまして、最後の三十年には一名の発生を見ております。それから第二点の二次患者の発生のおそれでございますが、先ほど大臣もお答えになりましたように、私も、私どもといたしましては、患者の接触状況からいたしまして、二次患者の発生のおそれは十分あるということのもとに、いろいろの体制をしいてございます。

第三点の保健所の体制でございますが、この問題につきましては、かねて私どもといたしまして、予防接種に関係いたしましたいろいろな種痘の問題も同時に検討いたしております。したがって、その体制等につきましても議論の中にいろいろ出てまいっております。たとえば各県におきまして検診班等の編成等につきましても十分体制は整っておりますというふうに考えております。しかしながら、末端の保健所におきまして若干痘瘡の発生に経験のないところもあるかと存じますが、この問題につきましては今後十分その体制のとれるように持っていきたい、かように考えております。

第四点のワクチンにつきましては、現在厚生省の手持ちといたしまして三百万人分所有いたしておりますが、一応私どもといたしましては、これで十分ではないかというふうに考えております。○川俣委員 それで問題は、これからの海外旅行者との行政指導の関係もあるのだから、はたしてパングラデシユが発生源であったのかということとを突きとめておるのかどうかということ、それから、一体御本人、塚原さんでしたか、ワクチン注射をして行ったのかどうか。

それにちなんで、いまだろな方式に接触関係者の注射を急いでおるわけですが、このワクチン注射の効力ですね、効力期間というのか、それは二次感染を防ぐ効力は十分なのか、その辺を少し聞かしてもらいたいのです。

○加倉井政府委員 パングラデシユにおきまして痘瘡が発生しておりますことは、私もWHOからの情報も刻々入っております、流行地であること、あるいは流行地としての指定がなされてお

ることは十分承知いたしております。ただし、御本人につきましては、それが痘瘡の流行地であるかどうかということの認識につきましては、確かめてございせん。

それから第二点の、御本人がワクチン注射をやったかどうかということでございますが、これは一月九日に接種をいたしてございまして、それからワクチンの注射の効力期間の問題でございますが、大体接種をして一週間目に効力が発生するという学説になっております。したがって、現在私どもが予防接種を臨時的に実施いたしておりますのは、当然第二次感染を防止するという意味もございまして、また、予防接種をすることによりまして完全に発病の防止はできないまでも、若干の、もし不幸にして発病いたしました場合には、その症状をできるだけ軽くするという意味もございまして、現在行なっております予防接種につきましましては、一応私どもの体制といたしまして、疑問のないことというふうに考えております。

○川俣委員 時間制限の質問ですから、最後に要望しておきますが、どうも注射と効力との関係が多分に安心できないものがあります。そこで要望しておきますが、けさの新聞によると、齋藤厚生大臣が、わしもこわいとお元締めの子防疫接種をやっておる写真が大きく出ておりますが、国会とか官庁それから家族、住居地域は予防接種、液体消毒等やっておるようですが、どうもウィルスの経路というのか、塚原さん本人の足どり、いまだにまだつかめていないのはタクシーの往復。それらはさらに追跡をゆるめるべきではないと私は思います。

それから二つ目は、その防疫に当たっている医療従事者、その家族、これはかなり陰に陽に犠牲的精神を払っておるんだと思います。みんなおっかなびっくり近づかないように気をつけまされども、その医療従事者の、やはり何らかの対策をこの機会に要望しておきます。

それから三つ目は、これで終わります。三つ目は、防疫体制の問題、さっきの保健所じゃない

ですが、一べんこの騒動が落ちついたところで、医療問題、防疫問題からのてんまつ記というのか、これを一つの報告書にして、これは率直に、こういうところはやはり不備だった、こういうところが非常に不注意だった、こういう面を、特にこの当事者委員会ですから、社会労働委員会が明確にしてもらいたいと思いますが、大臣、その所見をひとつ聞かしてもらいたいと思います。

○齋藤厚生大臣 私も、こういうことを体験したわけでございまして、いろいろ反省すべき点があると思っておりますから、終末いたしましたら、さような報告書をつくりまして提出したいと思っております。

○川俣委員 終わります。

○竹内(斐)委員長代理 田中美智子君。

○田中(美)委員 時間が少ししかございませんので、いままでの質問と重複しないよう、また現在の時点の問題はだいたい厚生大臣からも言われましたし、その中で質問はありますけれども、観点を改めて基本的なことを、二、三質問をしたいというふうに思います。

まずパングラデシユに天然痘が発生していたということはわかっていたということでしたけれども、他の地域、他の国、インドとかそういうところにも発生していないかどうか。どういうところから発生しているかということをお聞きしたいというところが一点です。これをしないと、いまの二次感染を防ぐというだけでなく、次々また新しくあいつ患者が入ってくる、帰国した人に発生するということがあり得るわけですから、それをまずしていただきたいということです。

それから検査の問題になりますけれども、いま三月三十一日の日を一見見ましても、一日に八千人から九千人、約一万人近い乗客が入り出しているのに、検査官がわずか二十七名、医者が七名というふうに非常に少ないということです。これもやはり緊急に考えなければならぬことだと思います。それが第二点です。特にいまの点ですけれども、ラッシュのところでは、それこそ六千人

ぐらいの乗客に対して検査官がわずか六名、医者が一名というような、そういう状態ということを考えていただきたい。この質問が第二点です。

それから第三点は、そういう現地のほうでまずチェックするというのが先ではないか。羽田でチェックする前に、現地にこちらから検査官を派遣して、それぞれの発生して日本人が多く行くところ、それから向こうから来るというようなところの現地に派遣して、そこで防疫体制をチェックして、こちらと連絡をとりながらやるということをしなればいけないのではないかと思いますけれども、その三点について質問いたします。

○加倉井政府委員 第一点の痘瘡の発生地でございますが、先ほど大臣の答弁の中にもございまして、エチオピアそれからインド、パキスタンそれからパングラデシユ、これは絶えずWHOのほうから報告が参っております、発生状況は把握いたしてございます。

それから第二点の検査官が少ないという点は御指摘のとおりでございます。検査官を確保することは、つまるところ、特に医師の確保につきましては、私どもといたしまして、なかなか苦心、困難をいたしておるところでございますが、できるだけ今後やはり航空機の増発等に伴いまして、その事態に備えるべく私どもは増員に努力をいたしたい、かように考えております。

それから第三点の、チェックのため現地に検査官を派遣するという問題でございますが、これも先ほどの定員の問題と関連いたしまして、理想的にはそういう形態をとりたいと思っておりますけれども、なかなか現地に派遣するということもできませんし、またこれは外国の問題でございますので、やはり先ほどの情報ということを早くキャッチいたしまして、国内の防疫体制を固めるということが必要ではないかと考えております。

○田中(美)委員 それではその点十分に、根本のところ二度とこういうことが起きないように対策を至急にいたしたいというふうに思います。

○竹内(黎)委員長代理 坂口力君。

○坂口委員 久々に天然痘の患者さんが出たわけでごさいます。先ほどからいろいろお話がございました。これは防疫体制の問題になると思ひます。しばらくの間この防疫体制というものが、特にバンダラデッシュとか、インドですとか、パキスタンとかいうような非常に流行地域からの出入りをなせることについての防疫体制というものを、具体的にどのよう強化されるか。たとえば非常に流行が盛んなところについての旅行というようなものについては、ある程度制限をするとかというようなことをお考えになっているのか。その点をひとつお伺いしたいと思います。

○加倉井政府委員 防疫体制の強化につきましては、先ほど大臣もお答え申し上げましたように、国内の検疫体制につきまして十分配慮をいたしたいと思ひますが、第二の渡航の制限につきましては、私どもといたしまして、これを制限することはできないというふうにお考えしております。

○坂口委員 もう一つは、おとなはほとんど植えばうそをやっておりますし、子供はほとんど専門家のいろいろな御意見が出ていますと思ひますが、現在成人男女、これが伝播する可能性、この人たちがかなり伝染をされる可能性ですね。免疫というものがかなり落ちてきているかどうかというようなことについて、どういうふうな見解をお持ちでございますか。

○加倉井政府委員 免疫効果につきましては、いろいろ学説がございますが、現在の段階におきまして、私どもといたしましては大体ある程度免疫は保持されているというふうにお考えしております。○坂口委員 それから種痘の問題でございますが、かなり長い間国内ではやるといふことがなかったのですから、種痘については任意にしているかどうかという意見が出ておったやさきでございしますが、小さい子供さんをお持ちのお母さんというのは、この病気に對する恐怖と、それから種痘禍による心配との板ばさみになってお見えになると思ひますが、ちょっと場違いでござい

すが、要するに種痘の株に對する研究ですね、これに對しては現在かなり進んでおりますでしようか。

○松下政府委員 四十五年に種痘の副作用につきまして、たいへん問題がありまして、それで厚生省といたしましては国立予防衛生研究所を主体といたしまして、副作用の少ない痘苗ワクチンの開発につきまして鋭意研究を進めております。なお実用化される段階にまでは至っておりませんので、今後ともさらに今度の経験を教訓といたしまして研究の強化をはかってまいりたい、このように考えております。

○坂口委員 ぜひその研究の強化をお願いしたいと思います。

それからもう一点だけお聞きをしたいと思ひますが、バンダラデッシュをはじめインド、パキスタンというようなところに流行があるということでごさいます。日本として、これらの国に医療団を派遣するように国際協力をするようなお気持ちがないかどうか。最後にそれを一点お聞きをしたいと思ひます。

○加倉井政府委員 両国より要請があれば喜んで私どもは協力したいと思つております。

○竹内(黎)委員長代理 関連の申し出がありますので、これを許します。山本政弘君。

○山本(政)委員 先ほどの話では、一月九日に種痘をされたというのでしよう。一月九日に種痘をされて、そして今度発生をしたわけでしょう。そうすると効力期間からいへば、一月九日にやったことだったら、当然効力があるはずですね。それがなぜ病気になるのか、つまり痘苗が悪いのか、あるいはそういうことは考へべきことじゃないかもしねけれども、本人が種痘をしたということにして種痘をしなかったのか、その点が明らかにならなければ原因が究明されないと思うのです。その点どうなんですか。

○加倉井政府委員 種痘をいたしましても、完全に発病を防止するということではできないと思ひます。と申しますのは、その接触した人の受けるビルスの量の多少によりまして発病するかしないかの決定のかがありまして、この場合、塚原さんの場合にはおそらく多量のビルスに接触した。したがって発病した。しかしながら、その症状その他非常に軽かった、こういう結果だというふうにお考えしております。

○坂口委員 国際協力をこちらに申し入れられまして、積極的な協力をお願いいたしまして、終わりたいと思ひます。

○竹内(黎)委員長代理 天然痘発生に關する質疑は以上で終わりました。

○竹内(黎)委員長代理 引き続きまして、労働関係の基本施策に關する件につきまして調査を進めます。

「竹内(黎)委員長代理退席、委員長着席」

○田川委員長 質疑の申し出があります。順次これを許します。山本政弘君。

○山本(政)委員 昨年の五月の三十日に政府の見解が出ました。これまでもこの当事者能力の問題については私どものかつての同僚である後藤君が四年くらいやって解決がついてない問題でありますけれども、五月三十日政府見解でこう述べております。労使双方から実情及び意見を聴取する場を速急に設ける。それでその具体化として、内示対象の特殊法人労使にアンケートを実施する。こういうことについて私もかつて質問を申し上げたわけですが、その後大蔵省あるいは労働省が中心となってヒヤリングをやる、こういう話でありましたけれども、その後、五・三〇政府見解以後、政府は一体どういふような努力をなされておるのか。そしてもう春闘が始まっておるわけでありますけれども、労働省として一体いつ結論を出しになるつもりか、この点をまずお伺いしたいと思ひます。

○石黒政府委員 昨年の五月三十日の政府見解の発言以後、ただいまお話しのごとくアンケート調査をまずいたしまして、それからアンケート調査

を終わりました後にヒヤリングをいたしております。毎月二ないし四団体くらいヒヤリングをしておるといふ状態でございます。その間、昨年の賃金につきましては従来の方式をおおむね踏襲したわけでございますが、その中におきましても内示の時期の繰り上げ、あるいは内示内容の弾力化というような点につきましては、大蔵当局におきまして種々御努力をなすっております。現在はヒヤリングを続行しているという段階でございます。

○山本(政)委員 これはもう労働省のほうの見解がすでに出ていましてありますけれども、政府のほうとしては、自主交渉あるいは自主解決の方向が望ましい、こうおっしゃっておる。そう言う以上は、使用者側としても少なくともそれに対応する形でやらなければいかぬと思うわけでありまして、アンケートに對して使用者側の回答は一体どんな回答をなさっておるか。簡単にいいですから要点だけをひとつ聞かしていただきたいと思ひます。

○石黒政府委員 アンケートの結果につきましては、こまかいことはいろいろ問題もございしますが、大別いたしますと、現行の内示承認制度を維持すべきであるという意見、それから現行の内示承認制度を尊重しつつもその運用を改めるべきであるという意見、それから現行制度を大幅に改めるべきであるという意見、大きく別けてこの三つに分けられると存じます。

○山本(政)委員 内示の問題にいろいろありますけれども、一体内示の性質といふことが拘束力といたしまして、政労協関係の給与関係についての大蔵省の内示といふのは、この範囲内で給与改定を考へては思ふわけでありまして、希望にすぎないという行政庁としての希望にすぎないという考えをお持ちなところもある。法的な効力といふことが拘束力を持たない行政指導にすぎないと思ふのですけれども、労働省は一体どういふふうにお考えになるのか、これが一点であります。

と申しますのは、使用者側のほうも内示につい

て、これは行政監督権に基づく事実上の行為であることを認めておる。御承知だと思ひますけれども、埼玉の地労委の理研事件についてもそういう問題が出ておる。それから中労委の石井会長もそういうことを言われておる。それから私の知った範囲では、関係の労働法学者あるいは行政法学者もそういうふうな見解をお持ちになっておる、こう思うわけでありませう。その点についてかつて労政局長は四月の十八日ですかに本委員会で見解をお述べになったことがありますが、あれも、あらためてどういふふうにお考えになっておるのか、この点をお伺いしたいと思います。

○石黒政府委員 内示の正確な性格につきましても、あるいは大蔵省からお答えするのが適當かと存じますが、私もいたしましては、政府関係特殊法人の予算あるいは給与支給基準といったようなものについては、主務大臣の認可、承認というふうなものにかかわらねられておる。これは法的な拘束力を持つものでございませう。内示というものはその事前、この範囲のものであるならば大蔵省としては主務大臣から協議があった場合に承認する用意があるという行政措置であるというように考えております。

○山本(政)委員 大蔵省の見解を聞かせてください。
○吉瀬政府委員 ただいま労政局長がお答え申し上げましたとおり、大蔵省の行なっている内示というものは、財政との調和をはかるために、一つの積算基準を示すという形をとっております。したがって、そういう面からいいますと、内示そのものは法的な拘束力はないのではなからうか、こう思っております。ただ従来から議論されておりますとおり、政府関係機関の職員の勤務内容なり形態が国家公務員と非常に類似している、そういうようなことから、政府関係機関の職員の給与につきましては、人事院勧告を待ちまして、それとのバランスをとりましてやっていくというふうな感じを持っていただいております。ただ私もやはり政府関係機関、一部勤務形態も類似

しておりますが、それと同時に、やはり財政補助なり補助金あるいは出資なりを受けまして運営しているわけがございます。政府関係機関につきましては、御承知のような財政の運営に關しまして大蔵大臣との協議事項が定められております。そういうものを踏まえた基準でございませう。もしそれを著しく逸脱したような結果があるとすれば、財政面からの制約といひますか、そういうものが加えられるのではないかと考えております。

○山本(政)委員 労政局長にお伺いしたいのですけれども、団体交渉権というものは労働組合の権利として確保されなければなりません。その点まずお伺いしておきます。

○石黒政府委員 団体交渉権は憲法並びに労働組合法によりまして、労働者及び労働組合に保障されております。

○山本(政)委員 そうすると、労働組合法の七条ですか、使用者が雇用する労働者の代表として団体交渉することとを正当な理由なくして拒むことはできないということだろふと思うのですけれども、労働法上においてはつきりしてある、憲法上においてはつきりしてあるというお話である。そうすると、組合側が使用者側に対して団体交渉をする場合に、いわばいまの公社、公団の特殊法人関係の理事者というものは実力を持っておらぬという事です。その上に、背後に監督官庁がある。それが大蔵省。ですから大蔵省の内示を伺って、そして内示どおりの返答しかできない、こういうことですね。そうすると、それは正式な団体交渉になるのかどうか、この点は労政局長よりかむしろ大蔵省に私は聞きたいと思つたのです。労政局長からは何回も聞いているわけですから、大蔵省の見解を聞かせてほしいのです。重ねて申し上げます。要するに労働組合法と、それから労政局長は憲法にもあるように、こうおっしゃっている。大蔵省は一体どういふふうにお考えですか。

○吉瀬政府委員 団体交渉の法的な性格は、まさに御質問のとおり性格を持つておると思ひま

す。ただ、私も重ねてお答え申し上げますとおり、当事者としては団体交渉の場の交渉権を持つていられるわけですが、一方、政府関係機関は財政面のチェックも受ける、そういうことから一つの制約を受けるということではなからうか、こう考えます。

○山本(政)委員 いや、話を進める前に大蔵省にお伺いしたいのですが、そうすると、内示というのは命令ですか。命令であるか命令でないかということだけ……。

○吉瀬政府委員 命令ではないと私は解しております。

○山本(政)委員 命令でなければ、法律上には従ふ必要はないということですね。

○吉瀬政府委員 先ほどお答え申し上げましたとおり、拘束力はないと私も解しております。ただ、一言申し上げておきたいことは、これによりまして、各当事者ないし理事者の一つの判断基準を示すわけですが、やはり各政府機関のいろいろなバランスとか、それから財政運営というふうなことから自主的な財政面からの一つのチェック、制約があるのではないと思ひます。

○山本(政)委員 後段のほうはあとであらためてもう一べん御質問申し上げますけれども、命令でなければ、要するに従う義務はないということ、つまり行政指導であるということですね。そう理解してよろしうございませうか。

○吉瀬政府委員 そう理解していただいてけっこうであります。

○山本(政)委員 そうすると、財政的な云々という話があったけれども、そういうことによつて事実上の圧迫を加えることは、大蔵省の権限ではないと思つたのですが、その点についてどうお考えですか。

○吉瀬政府委員 権限といひますか、理事者が行動すべき一つの基準を非常に求めておられる、そういうことを受けてやっておる行為であります。

○山本(政)委員 そうすると、かつて大蔵省は、七〇年の十月九日の衆議院の社会労働委員会、本

委員会でありましたが、内示をこえた給与改定は認めないと公言したことがある。ここにちゃんとその議事録の写しを持ってきております。あなたの言うことと、そして七〇年の十月九日の本委員会であつたことは、私は違ひがあるというふうに理解をいたしますが、その点どうなんですか。

○吉瀬政府委員 先ほど申し上げました後段の財政的な一つの運用といひますか、そういう立場から内示をこえまして給与水準がふくれ上がるということにつきましては、財政的立場から認められない、こういう趣旨でございませう。

○山本(政)委員 そうしますと、つまり承認権ということが問題になってくると思つたのですけれども、政府の言う考え方をそのまま理解をすれば、政府は、労働三権が承認権によつて制約をされておる、そういうふうにおっしゃつておられるような気がしてならぬわけですね。逆でしょう。承認権が労働三権によつて制約されているというのがほんとうじゃないのですか。だから労政局長も、憲法の上において、そういうことばを使つた、こう思ふのですよ。まさに逆だと思つたのです。基本権である労働三権というものが承認権によつて制約されておるというのが、現実の姿です。そうじゃありませんか。そしてそれに藉口することが、実は財政というものがあつたからということに藉口されておる。その点どうなんですか。

○石黒政府委員 労働組合側には労働三権が保障されていることは御指摘のとおりであります。しかしながら、使用者側の理事者の立場につきましても、財政上の理由、その他いわゆる特殊性法人の公共性、特殊性に基づきまして、理事者側にはかなり強い制約が加えられておるという状態でございませう。

○山本(政)委員 要するに主務官庁、大蔵省が財政上の理由によつていろいろな制約を加えておるという、そういう制約、それと労働三権とはどちらが私は尊重されるべきかと思つたのですけれども、その点どうなんですか。

○石黒政府委員 労働三権は、労働省として、最

も尊重すべきものであると思います。しかしながら、政府関係特殊法人はまさに特殊法人であります。まあ政府の仕事の代行をしているというような面が非常に強いと思います。したがって、理事者の権限、行動につきまして制約があるというところもこれまたやむを得ない。それでちょっと私見を述べさせていただきますと、その二つの調和をどうするかということが非常に問題である。その調和の問題につきまして現行法上はつきりした規定がないということで、いろいろ問題が出てくるんだと思います。

○山本(政)委員 承認権といいますが承認行為といいますが、一般的な理解というのはこういうことじゃないでしょうか。公共性を持つ企業とか事業とかあるいは研究所、そういうものの運営というものを法律によって継続的に担保する。そうしてその資金は実は税金でまかなわれておる面がある。だから予算執行の適正をはかるという点から何らかの監督権が承認される、こういうことだろうと思うのですよね。そうしてその一方法として実は承認権がある。しかし、承認権というのは私は監督権ではないと思うのですよ。つまり私が一般的理解としていま申し上げたのはまさに監督権だろと思う。一般業務の運営というものを円満に遂行するということは監督業務ではありませんよ。そうしてその中に実は承認権が一つの方法として承認をされておることじゃないだろうか。ですから私は、大蔵省が政府関係特殊法人というのに対して監督権を持っている、このことは否定しません。しかし、承認権というものは監督権とは同じではないでしょう。その点はどうなんですか。大蔵省の方にお聞きします。

○吉瀬政府委員 監督権の一つの形態として承認権があるという山本委員の御指摘は、そのとおりでございます。全般的に一緒だと私も考えております。

○山本(政)委員 じゃ、もう一べん確認いたしますけれども、承認権というものは監督権ではない。特別の法律規定に明文の根拠を持った独立の監督

の形式だ。そうでしょう。だから、単なる業務一般の監督権ではないはず。承認権とは別に——だから、業務運営に関する一般の監督権と利というものは別にあるはずですね。だから私は官庁に承認権がないなどというのを申し上げるつもりはないのです。要するに承認権はある。それは申し上げたように、国民の税金を使っているということから承認権はあるだろう。しかるがゆえに、要するに国民のそういう税金を使っている以上は、民主的な統制というものをやはりやらなければいかぬだろうということだろうと、こう思うのです。そうすると、問題は承認権の性質になつてくるわけです。承認行為にどんな制約があるかということがまさに問題になるわけです。そうすね。そういう意味でいけば、私は先ほど申し上げたように、国民の税金、そうしてそれがあがゆえに民主的な統制が必要だ、こう言ったのだけれども、したがって、そういう意味では、予算の運用というものを適正ならしめなければいかぬということが出てくる。そうすると、予算の運営を適正ならしめるという場合に、一体必要とされる場合に予算を流用することは適正ではないのだからどうか、その点はいかがなんでしょう。

○吉瀬政府委員 流用の適否は、その流用の必要性の具体的事実を踏まえた判断によるべきであると考えております。

○山本(政)委員 つまり、みだりに行なつてはいかぬけれども、一定の枠内における流用の禁止に違反しなければ流用してもいいということですね。そうすね。そうすると、組合側と使用者といひますか理事者側といひゆる正当なる交渉において成立したものか、みだりにこれを行なつたことになるのだからどうか、この点はどうなんですか。

○吉瀬政府委員 私ども、理事者側が組合側と交渉する基準をお示しするわけでございます。理事者側がその基準を頭に置きながら組合側と折衝し入るわけでございます。先ほど来申し上げましたとおり、正当な交渉の結果で上がった形は私

ども尊重していきたいと思っております。ただ再三申し上げますとおり、政府関係機関全体のバランス、それからそれが当年度以降の財政に及ぼす影響等を考えまして、やはり私どもが内示いたしました基準を越えてそういうものを行なうということにつきましては財政上制約があつてしかるべきじゃないか、こう考えております。

○山本(政)委員 大蔵省は財政上の制約があつてしかるべきだ、こういうお話を言っているから、私は予算の流用についてみだりに行なうという、みだりにということばを使つたわけですね。ですから、正当な交渉によって客観的に、たとえば民間の賃上げというようなことがあつて、それを参考にしながら、それに基づいて、要するに交渉の結果できたそういう金額というものを、それがかりに内示を越えたときに、それがみだりにということばに妥当するかどうかという見解の問題になつてくると思うのです。これまで内示を越えた労働双方の妥結ということとはなかつたわけでしょう。常に内示もしくは内示以下だということになるわけでしょう。内示を幾らかでも越えたらいかぬというのかどうかということですね。それがみだりにということばに該当するのかどうか。千円こえた場合に、それはみだりになるのかどうか。千円こえた場合に、それは私はお伺いしたいのですよ。

○吉瀬政府委員 非常にむずかしい御質問でございますが、私ども当事者の当事者能力をできるだけ尊重していくという立場から、こしはばくの間、内示はいたしますが、内示の上に弾力化ということを進めておるわけでございます。いまの山本委員御質疑の千円でもこえたらどうかというきわめてむずかしい問題でございますが、全体のバランスをはかる意味におきまして、私どもは内示でお示ししました基準のうちでおさまることを期待しておるわけですね。ただ、いま御質疑のあるようなそういう基本問題がございますように、御承知のように昨年来どういふあいにくこの労働関係の法律、それから政府関係機関のいろいろな制約

というものを調和せしめていくべきかということにつきまして、労働当局と一緒に、また政府関係機関の組合と理事者と討議を重ねておる、こういうような実情でございます。

○山本(政)委員 どうも肝心のところになるとばかりしてこられるのですけれどもね。つまり、あなたのおっしゃっていることは、よくは非常に形式的論理的になつておると思うのです。そういうおっしゃり方は、たとえば私の質問をしたことが答弁するのになつていへんむずかしい問題だというふうにお逃げになつておるということばは、逆にいへば、承認権をあなたの方が依然として乱用しようとするお心持を持っているんだというふうにしかり、私には理解できないわけですね。繰り返して申し上げたけれども、承認権の行使というものが労働三権を一方的に制約し続けたわけではございません。労働三権、そして承認権を中心とするいろいろな制約がある。この中で、かつて、労働三権が承認権を越えて、そうして労働者側の意見がある程度通つたというためにはないわけですね。調和はむずかしいというけれども、調和というものがあつたためしは承認権というものがあなたのおっしゃるよう弾力性を持ったというんだらう、私は理解ができませんよ。しかし持つておらぬという現実が過去にあるわけでしょう。そして承認権ということによって労働三権を押えつけてきたという問題があるわけですね。ところが、弾力性ということがあつてたいへんむずかしいということではあつたけれども、むずかしいということとは、むずかしいからやりませんとということではなくて、解釈上むずかしいというお話だと私は理解しているのです。いままでの筋からいへば、そうしたら、その調和というものが一度や二度くらいあつたといひはつた。それがかつてただの一度もないといひことなんですよ。そして私が知る限りにおいても、後藤君が四年にわたつて質問をしているけれども、なお解決をしておらぬという現実がある。それなら、弾力

性というものをとあなた方が認めになって
いいはずだと思ふのですけれども、その点はどう
なんです。

○吉瀬政府委員 繰り返すような回答になりまし
て恐縮でございますが、私も後藤先生の数次に
わたる御指摘等もありまして、たとえば内示ので
きるだけ早期実施とか、あるいは内示にあたって
の基準の運用の弾力化等をはかってきた次第でござ
います。見解の相違になるかもしれませんが、
結果におきましては、人事院勧告で保障されてい
る一般の公務員の民間との権衡を持った給与上昇
ということが、政府関係機関にも毎年保障されて
いる結果になっていることはあると思ひま
す。ただこれが労働三権にかかるとの団体交渉、
こういう結果の自由な展開ということにつきまし
ては、山本委員が先ほど御指摘になりましたと
り、財政上の制約からこういふ結果になっている
ということをお願いしております。

○山本(政)委員 財政上の制約からこういふこと
になっているというの、あなた方の論理だとい
うように申し上げておるのです。私がそう申し上げ
たんじゃないですよ。

それじゃお伺いしましょう。大蔵省の内示があ
るまでということ——私がいま手元に持ってお
る中では、ここに水資源開発公団労働組合に対す
る水資源開発公団の回答がある。この中にも、要
するに内示がない限りは返答がない、こういう意
味のことが書いてある。つまり大蔵省の内示があ
るまではゼロ回答を続けていくということなんで
すね。そして長期にわたって実質的な交渉を回避
してゼロ回答を続けておる。それは大蔵省の内示
があるまでという理由によってであります。

労働局長にお伺いしたいんですが、長期に
わたってそういう実質的な交渉を回避しているとい
う実態というものは、労使のノーマルな関係で
あるのかどうか、この点はいかがでしょう。

○石黒政府委員 一般民間企業でありますなら
ば、そういう事態というのはいへん好ましい事
態であるというふうに申すわけにはまいらないと

思ひます。こういう政府関係法人につきましては、
先ほど来いろいろ大蔵省からも申し上げておりま
すように、まあいろいろ問題はあつたけれども、目
下のところはやむを得ないんじゃないかと思ひま
す。

○山本(政)委員 いろいろの問題というのを聞
かせください。いろいろな問題があるけれどもと
いう、その問題点はどういう問題ですか。

○石黒政府委員 いろいろの問題というのを具体
的に私に申し上げる立場にはございせんが、
先ほど申し上げましたように、労働権と監督
権、承認権との調和をどうするかという問題に帰
するんじゃないかと思ひます。

○山本(政)委員 たとえば三公社というのを例に
とってみましょう。三公社というのは、要するに
公労法十六条のような法的な規制がありますね。
しかもその十六条には、資金の追加支出に対して
は国会の承認を要するということがあつた。そうす
ると、私はこれはたいへん——たいへんという
う言ひ方というのはおかしいけれども、政府関係
特殊法人と比べれば、規制というものがむしろ非
常に強いというふうに見えていだらう、こう思
うわけです。その点はどうですか。

○石黒政府委員 規制が強いのか弱いのかというこ
とは、これは見方の相違でございまして、十六条の
点につきましては、国会にかけるという点で、単
なる主務大臣あるいは大蔵大臣の承認というもの
よりは強い点があるわけでありまして、また実際
の慣行という点におきましては、御承知のごとく
仲裁裁定はすべて実施しておるという慣行にな
っております。

規制がゆるやかな特殊法人について、これすら認
められておらぬという点は、大蔵省の、主務官庁
の当事者としておかしいと思ひになります。ま
か。三公社ですらこの程度のことかやれる。

もう一つ申し上げましょうか。専売公社も同じ
ことをいっていますよ。「生計費物価などのよう
に、現在或程度明確になっているものについて協
議をすすめていく」、三公社というのは、これは、
常識的に見れば特殊法人より規制のワケがやは
り強いと見なければならぬはずですよ。なぜなら
ば、労働三権というものが否定されているのだか
ら。全面的な回復、復活というものをいまだ進め
ておるのですけれども、しかし現実にはそういう
ものになっている。そういう三公社というものが、こ
れだけの回答をやっておるにもかかわらず、特殊
法人関係というものはすべてゼロ回答ということ
は、常識的に考えておかしいと思ひませんか。こ
れはむしろ労働局長よりか、私は大蔵省の方に
伺ひたいのです。つまり、客観的に見て、そう
いうやり方は一般的に常識の線を逸脱していな
いかどうか。その点いかがですか。

○吉瀬政府委員 私どものほうの基準の内示に伴
いまして、各理事者はそれを判断の基準といたし
まして最終的な交渉の妥協を見るわけでございま
すが、先ほど山本委員が引かれた水資源公団
の例でございまして、私も内示の前は一切交渉
が進展してはならないという考えは持っていない
わけでございます。交渉としては進んでおる。た
だし結果におきましては、内示を最終決着で待つ
ということになるのだと思ひます。

○山本(政)委員 だから、内示を最終決着で待つ
ということとは、幾らそういうことの中で進めてお
るといっても、進めておることにはならぬわけ
でしょう。あなたは、国から補助を受けておる、こ
うおっしゃった。受けてない特殊法人があるじゃ
ありませんか。受けてない特殊法人ですらゼロ回
答ということとは、それじゃどういふことになつ
てくるのですか。あなたの論理を進めていくならば、
受けてなければ自主交渉をやれますね。やれるは

ずじゃありませんか。なぜそれが進められていな
いのですか。名前を申し上げましょうか。独立採
算でやっているところがありますよ。かりに一步
譲つても、補助金とか何とかというものがあつ
ていないところがあるにしても、ちゃんと独立採
算制でやっているところすらゼロ回答になつて
いるというところは、どういふ意味ですか。あなた
のおっしゃることはつじつまが合はぬじゃありま
せんか。それが一つ。

もう一つは、法人は国と独立した機関じゃない
ですか。政府関係特殊法人というのは、政府に全
く従属している機関なんです。独立した機関
じゃないのですか。時間がありませんから私も簡
略にしますけれども、第一点は、あなたのおし
やることは結果としては全く違うことになつて
いる。その点いかがですか。

○吉瀬政府委員 私、先ほど、補助金、補助金あ
るいは政府の出資等を受けて運用している法人が
相当多い、それはすべての法人がそういうものを
受けているという趣旨で申したわけではございま
せん、そういうような国の財政支出によって相
当助成されている法人が多い。それと同時に、給
与準則その他につきまして大蔵大臣の協議を受け
るということとは、やはり性格が一般の行政機関と
きわめて類似しているということを申し上げた
かったわけでありまして、独立採算なるがゆえに
すべて基準を離れて、お互いのバランスがござい
ますので、きめていいという考えは、私も、
も、いまのところは持っていないわけではござい
ます。

それから後段のほうの自主交渉の問題でござい
ますが、重ねて申し上げますと、私も、私どもの基
準が示されるまで自主交渉が進展してはならない
ということは申していないわけでありまして。
○山本(政)委員 ですから私が伺ひしておるの
は、自主交渉の結果出てきた回答というもののつ
いて、大蔵省がみだりに拘束する必要はないの
ではないだらうか、こういう質問をしているのです。
みだりに拘束する必要はないと私は思ふのです。

その点はどうなんだということです。

もう一つ、あなたたちがそんなことをおっしゃるんだら、昭和二十七年五月十四日、大蔵委員会が国民金融公庫の法改正があったときに何と云っていらっしゃるか。これは大蔵省の当事者が答えているのです。給与関係については大蔵大臣その他の制約を受けることなしに、今後は団体交渉の当事者になり得ると書いてあるじゃありませんか。大蔵省の監督というものは現在のところ業務上におきましますところの監督というものを主体として、こういうふうに続けて言っている。内部の身分関係等については総裁の権限の問題である。なお委員が確認したことに対して、内部規定その他によって職務内容に応じて、責任に応じたところの給与並びに旅費の支給をなし得る、かように御了承願います、何回も言っているわけですよ。いつ、このことが変わったのですか、あなたたちの見解は。法改正のときには、あなた方は法改正することだけに頭が置かれておいて、いわば言いがかりにこの答弁をなさったのかどうか。大蔵省の存続する限り、大蔵省の言ったことはちゃんとどこかで変わりましたということがなければ、続いているはずでしょう。それならどこで変わったのですか、教えていただきたい。

○吉瀬政府委員 当事者が団体交渉の当事者に当然なれるというところは事実でございまして、申し上げますが、私どもの基準が示されるまで団体交渉が継続できないということではないと思えます。その二十七年、非常に古い話でございしますが、一般的なことにございまして、予算の調整権を大蔵大臣は持っているわけにございまして、予算の調整権の発動としての一つの基準、こういうことが現在行なわれているわけにございまして。山本委員御指摘のとおり、これが自由な団体交渉権の結果において財政の立場から制約していることになっているというところ、私も、いなめないと思えます。ただ、団体交渉の当事者に当然なれるという立場も、一方においてあるわけにござい

回答として非常に不十分かもしれませんが、お答えさせていただきます。

○山本(政)委員 大蔵省は、この質問の初め、ときに、みだりに予算の流用というものはこういうことではございませぬ、ねと、いう確認をしたのです。それはいま私が申し上げた委員会の速記録の中にこういうことがあるからです。大蔵大臣の金融公庫に対する監督権が、これから先は承認権の問題になると思うのですが、「そういう給与、旅費規則の制定の場合に、やはり承認を求めるとか何とかいうのが出ておるのにはございませぬか」という質問に答えてこう言っておる。有吉さんという人です。説明員です。「先ほど公庫の総裁から御答弁がございました通り、予算の枠というものの一応縛られますが、その簡冊内におきまして、公庫の予におきまして給与規程というものを作るということに相成るわけにございませぬか」と言っておる。補正予算を私はつくれとまでは——本来ならそういう要求をしたわけでは。論理からいえばそうなるというわけでは。その点一步譲つても、予算の中で流用できるものだったら流用ができるというところをちゃんとこの中で示しているじゃありませんか。そうしたら、内示額というもので予算に縛られても、かりに一步譲つて予算に縛られておるとしても、この簡冊ならできるといふそういう裁量権というものが公庫、公団の総裁にあつてしかるべきでございませぬ。それをもしいま縛っているというものが現実じゃないですか。それは内示というところによって縛っているじゃありませんか。そんなことを言つたら、あなたのおっしゃっていることは論理的に通じませぬよ。

○田川委員長 ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○田川委員長 速記を続けてください。

○山本(政)委員 そして最後に「大蔵大臣の承認という形はございませぬ」とこの速記録は書いておるのです。だから承認権というものは、この速記録は、そうではないということをおっしゃるわけです。速記録ですよ。そうしたら、あなたのおっしゃっていることと違ふじゃありませんか。一つには、独立採算制でないというところの中に、そういうものもありますという答弁になつておる。承認権の問題では、いまおっしゃつたような答弁になつておる。だけれども、この速記録によれば、承認というものは、大蔵大臣の承認というものはございませぬとはつきりなつておる。

〔委員長退席、橋本(龍)委員長代理着席〕

そうしたら承認権というものは、私が冒頭に申し上げたように、予算の流用に対して適正であれば当然効力を発揮し得るものでしょう。その点いかがなんでしょうか。

○吉瀬政府委員 最初のほうにお答え申し上げましたとおり、流用も必要に応じて判断されて適正なものであればできるということになっております。

それから繰り返すようになりますが、先生の御質問の、「みだりに」ということではございませぬが、私も財政調整の全般の見地から一つの基準を示しているわけにございまして、その基準を越えるというところは、現在遺憾ながら私も「みだりに」と解釈せざるを得ないと考えております。

○山本(政)委員 基準というものはどういう基準ですか。あなたの方の内示を越えるものと理解していいですか。

○吉瀬政府委員 内示の簡冊内の弾力的運用はみだりに越えたことにならないが、内示上示しました額は最高限度であるというぐあいに考えております。

○山本(政)委員 私はいいにくいけれども申し上げます。特殊法人の役員と退職金の比較を見てもらなさい。一年間つとめて公社、公団の役員退職金が二百五十九万円、大学卒業の人たちが一年つとめて退職するときは幾らもらえると思ひますか。四万四千四百円ぐらいいいかも思ひます。五年つとめたら千二百九十六万円。大学卒業の人は幾らになるだろう、二十八万八千円ぐらいいいでしょう。十年つとめたら二千五百九十

二万円、大学卒業の人は八十九万円。しかも四十八年二月六日、大蔵省主計局「特殊法人の役員特別手当加算率の改定について」で、「期末・勤勉手当の加算率が改定されたことに伴ない、特殊法人の役員特別手当の加算率を下記のとおり改定する。」とある。この率は上に厚く下に薄いじゃありませんか。これも内示ですか。役員は二五%、が一九%、職員は九%が一%になる、そういうことの中にあなたたちの内示が入っているかどうか、それから聞かしてください。

○吉瀬政府委員 この問題につきましては個別の相談に依りまして、公務員の改定率に準じまして指導しております。

○山本(政)委員 つまりあなたの方に都合のいいときには個別の相談になり、都合の悪いときには内示という承認権を以てして十分な労使の意思の疎通までもさせないということになっておる。その妥結の結果というものが出てくることを押えておる。そんなばかなことが一体どこにあるんですか。私はほんとうは出したくないから言わなかったのだけれども、あなたの方はどの点をついてもまたもな返事をなさろうとしないから私は申し上げているのです。しかも関係係所別の役員等の天下り率を見てもらなさい。一〇〇%というところがあるじゃありませんか。九五・五%というところがあるじゃありませんか。つまりあなたの方は役員に対してはなれ合いをやるとおっしゃるのか、そして職員に対しては内示というもので規制をなさるつもりなのか。一体どこの世界にこういうことがあります。答弁してください。

○吉瀬政府委員 ただいまの手当等の問題その他、これは結局一般公務員の改定に準じまして行なつていくということで、私も、も格別に基準的なものを全部に示しませんが、すべて一律のやり方によつてやられているわけにございまして、バランスはとれている、こういうぐあいに考えております。

○山本(政)委員 それでは天下りのほうはどうな

んですか。一〇〇%、九五%、八五%、九四・五%、八六・七%、ほとんどと言っているけど、八〇%以上じゃありませんか、天下りは。その点はいかがです。

○吉瀬政府委員 全般の人事行政に関する問題でございまして、私どもの確かな答えはできないと思いますが、たとえば新設直後の法人などにつきましては、官庁から理事及び職員の前当部分が行くということもあり得ると思います。

午後二時一分休憩

午後四時十五分開議

○田川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。質疑を行ないます。山本政弘君。

○山本(政)委員 先ほどから質問申し上げておるのですけれども、公社、公団側が、内示がなければ回答ができませんというゼロ回答が続けられた、そして内示をこえた給与規程はできませんと、内示が出たときにはそう言う。つまり労使の間では団体交渉というものが全く無意味だということですよ、その限りからいえば。そうすると、労使間に、労働三法という基本権を認めて、そして団体交渉というものを是認をしている根拠というものが一体どこにあるのか、たいへん私は疑問に思うのですが、その点ひとつ見解を聞きたいと思うのです。

○吉瀬政府委員 団体交渉—実は私どもの内示でございまして、人事院勧告を待ちまして、それに比準した基準をつくるわけにございまして、その前に労使の団体交渉が行なわれていることを否定するものではないわけにございまして。先ほど来山本先生の御指摘もございまして、私も今後内示にあたって弾力性をさらに付与していこうかというのを考えております。と申しますのは、昨

年、初めてでございますが、政府関係機関の内示にあたりまして一定の率プラス額ということをやったわけにございまして。その額につきましては、先生御指摘のいわゆる自主交渉の対象と私どもも考えております。もちろん、この額が総額で定められていることに對しましていろいろ御批判はあるかと思いますが、いま御指摘に基づきまして、私ども、場合によりましてはこの額の範囲をさらに検討するとか、あるいはそれにかわるべき何らかの方法というものをいろいろ考えていきたい、こう思います。

○山本(政)委員 本会議のあとで少しばかり前向きな御答弁をいただいたのですが、公団、事業団の根拠法上では、賃金の支給基準の変更については主務大臣の承認を要するという規定がありますね。しかし、この承認の客体になる賃金の原資というものは実は補助金とか交付金に依拠してある。その使途にかかわる承認というのは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律というものがあって、それが適用されることになっている。

そこでお願いしたいわけでありましてけれども、二十四条に「不当干渉等の防止」というのがあります。補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する国又は都道府県の職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して干渉してはならない。そうしますと、内示の規制というのは、補助金等の交付目的をこえた不当干渉にはならないか。つまり二十四条の違反行為にはならないか、私はこう思うのです。その点について御意見を聞かしていただきたいと思います。

○吉瀬政府委員 不当に遅延せしめるという「不当」の解釈だと思います。私も、内示制度の実施にあたりましてはできるだけその促進をはかるというところで、この数年間、内示の時期を、事務の能力の許す限り繰り上げてくるという方向で対

処してきております。今後とも、内示制度の実施によりまして、非常におくれるというのを防止いたしていきたいと考えております。

○山本(政)委員 それでは、いま、賃金要求は三月十日に出しました、回答が三月の三十日に出るという話でありますけれども、回答の内容はおそらく、公務員の給与改定があればやります、あるいは内示が出たらすぐやります、こういうことになるだろうと思うのです。そうしますと、かなり時間がかかる。そうすると、労使の間で紛争が起きてくる。あるいはゼロ回答をめぐって紛争が出てくる。当然ストライキなども多発してくるでしょうし、長期化の傾向も出てくるだろう。これは決して好ましいことじゃないと私は思うのです。

そうすると、第一点は、使用者への判断基準というものを、民間の大勢がきまる。ところで、四月の下旬か、あるいは五月上旬ごろになるんじゃないかと思っております。その時分に示すことができないかどうか、この点いかがでしょう。

○吉瀬政府委員 政府関係機関の給与の基本と比準しております人事院勧告、これは八月に出るわけでありまして。ただ、いま御質問の点は、民間比準で人事院勧告が出ているのであるから、春の段階で民間の賃金水準が決定された際に、その民間の水準を比準して政府関係機関にも一つの基準が示されていいんじゃないか、こういう御質問かと思っておりますが、私も、政府関係機関の業務、これが公務員の業務と非常に類似している。民間の製造業とかその他のものとはいくぶん違った面も持っているというところで、やはり民間比準ではございまして、人事院勧告を待ちましてきょううという考えでございまして、このような考え方がつきまわっている御議論もあると思っておりますが、私もさういう形で、なるほど九月一日に持ち越されましても、その時期をできるだけ早くめというところで対処していきたいと思っております。

○山本(政)委員 そうしますと、たとえば労使交渉でかりに合意を見出したとしますのです。そうした場合に、要するに申請行為があったときに、一体承認行為というものがそれに相応じて行なわれるものかどうか、この点はいかがでしょう。

○吉瀬政府委員 労使間で一つの適正な基準が合意されまして、これに基づいて申請があったというわけにございまして、私も、さういうものを人事院勧告以前にいたしまして、それがはたしていわゆる公務員に準拠する政府関係機関の給与として適正かどうかという、今度はこちらのほうの判断基準がなかなか得にくいんじゃないだろうか、こう考える次第でございまして。

○山本(政)委員 私は、先ほど申し上げました。特殊法人の役員と職員の退職金の比較を先ほど申し上げました。たとえば五年たった場合に、片一方は千二百九十六万、片一方は二十八万八千円。総合的な判断をしてきめたんだというけれども、私は、さういうことからいえば、官庁のさういう給与の基準というのが常識的にいってたいへんおかしいという感じがするわけなんです。

〔甲田委員長退席、竹内(繁)委員長代理着席〕

しかも天下りというものが、建設省に至っては八二・七%、農林省八五%、文部省九五・五%、労働省も九四・五%、厚生省一〇〇%、外務省八六%、大蔵省もここにあるのですよ、あえて申しませんけれども。さういうことを考えると、特殊法人の退職金それから天下り、これはきわめて非常識であると思うのです。そしてその中でさらに出てきたのが、特殊法人の役員の特例手当が、上級の人間に対しては一五%から一九%、四%ですよ。一般職員は九%から十二%、三%。上厚下薄というはかたはなし。そうすると、それ自体考えてみても、きわめて常識的でないということになる。それと内示規制ということも考えると、どうも私は一般的に考えると常識というものを欠いているというふうな、少なくとも給与の基準からいえば考えられる。しかもその中で紛争というものが行なわれて、先ほど私が質問いたしました判断基準というものを、民間の大勢を見きわめた上でさう

きめるということに對しても、できない。そして大蔵省として、勞使交渉で合意を見出したときに、その申請があつたときに、その承認行為というものは必ずしもできない。一、二も全部できないということになる。まさき、勞使交渉の結果というものは効果がない、あるいは効力がないということになる。そうするとこの一、二もできないわけですね。

とすると、大臣にお伺いしたいのであります。そのどれもできないということになってくると、紛争というものは先ほど申し上げますように多発するだろうし、長期化するだろう。そうして政府のほうはそのことに對して態度を表明できないということになる。その責任は一体だれが持つことになるのでしょうか。その責任は一体だれが持つことになるか。(毎年毎年同じことだ)と呼ぶ者あり)毎年毎年というお話がありますが、これで五年目です。それが第一点。

第二点は、具体的にどうなさるか。大蔵省とそれから労働省は、一体的に、五年もかかってまだ解決できない問題に對してどうなさるおつもりなのか、これを提示してもらいたいと私は思うのです。

○加藤國務大臣 山本委員の御指摘の、公団、公庫、事業団、この問題はなかなか、いままでも、山本委員から私お聞きいたしますと、再三再四御指摘があつたが、どうもすっきり解決できない。先ほど政府委員から答弁のように、労働三権ははっきりしておる、そうして三権ははっきりすれば、勞使の賃金の問題は当事者が自主的に解決する、これが原則であることは、これはもう労働行政の基礎であります。しかし、やはり国家公務員のほうは国民に奉仕するといつて、そこでいろいろ制限がありますが、ここには制限がない。といひながらやはり、独立採算制の団体もありますけれども、政府が出資しておる。そして主務大臣のいろいろ関係もあり、また大蔵省の予算の制約もある、交付金その他の問題。こういう関係で、やはり人事院の報告が出てくる。おそくなる。そ

れまで待てぬ。昨年五月の三十日に、衆議院社勞委員會で前大臣もこの点について、もう少し何とか前向きにこれが改善をしたい、こういうのでアンケートなり、いろいろな問題を聴取する、こういうので関係省とも連絡をとりまして、これが資料のいろいろな進め方、連絡等もやっておりますが、しからば本年度のいろいろな問題に對して、いま多少大蔵省の政府委員から答弁がありました。が、やはり労働省がその中に入つて、主導権を握るといふのが、これがなかなか特殊な関係で、主導権をとつて、こうせいという強い指示権が遺憾ながらないのは御承知のとおりであります。が、やはり労働省の、これは何と云つたつて労働者の、事業団などの方々は傘下でありますので、なお一そういろいろの点をよく検討して、そして関係各大臣とも連絡をとつて、十分これに對する対策を、今後山本委員の御意見を踏まえて、尊重して、善処いたす所存であります。

○山本(政)委員 私の質問に對しては、第一点については第二点についても、大蔵省は否定的な答えをなされておる。そうすると、この紛争の要するに責任というものは、一体だれがお持ちになるんだらうか。大蔵省もお持ちにならない、労働省もお持ちにならない。そして公社、公団も持つことができないとするならば、一体だれが持つんだらうか。

○石黒政府委員 現行の制度につきましては、大蔵省から申し上げましたように、改善をはかつておりますけれども、基本的に解決の方法にはまだ至つておらないわけでございます。それによりまして勞使の紛争が長引くということ、これは非常に遺憾なことでございます。私どももいたしましては、いま大臣も申し上げましたように、この労働三権の問題と、予算その他の監督権の問題との調和をいかにするかという問題について、非常にこれはむずかしい問題なことは山本委員も十分御承知のとおりでございますが、それにつきましては、私ども何とか現状よりもっと円滑にいく

方法を考え出したいと思ひまして、昨年来鋭意努力しておりますし、今後でもできるだけすみやかに、いい解決案を得るよう努力いたしたいと考えておる次第でございます。

○山本(政)委員 五年目なんですね。五年目だとすると、もう一べん春闘があつて、そして来年も紛争が起こる。大蔵省とそれから労働省に御答弁を願ひたい。いつまでをこのめどにして、そして具体的な案というものを御提示いただけるかどうか、それを聞かしていただき。最後の質問にしたいと思ひます。

○石黒政府委員 実は、アンケート、ヒヤリング等も、私どもが予定いたしました日程よりは、関係者が非常に多いわけでございますから、関係者の意見等も調整しながらやっております。実は予定よりもかなりおくれしております。したがうして、いつまでに必ず回答ができるというお約束はいたしかねるわけでございますが、できる限り早くするという決心で私どものほうはおります。

○山本(政)委員 大臣、公社は公労法の規定、制約があるのです。政労協、政府関係特殊法人というものはそれがないので、だから団交権がある。そうすると、政労協の、要するに労働三法という基本権があるということに對して、片一方は予算上の問題で法的な制約があるということ、これは次元が違ふと思ひませんか、思ひますか。そのことだけ。——次元が違ふと思ひますか。労働三権というのは基本権でしよう。要するに人権にかかわる問題の一つなんですよ。その点どうでしょう。最後の質問ですよ。大臣の自主的な判断でおやりなさい。

○加藤國務大臣 労働三権の問題は、これは先ほど私から申し上げたとおり当然持っております。ところが、いまの給与の関係の進行状況であります。これは予算なり、いろいろの従来からの事業団、公団の特殊性から観点が違ひますので、三権とこれとは別途の問題でありますから、この点はひとつ御了解をお願いしたいと思ひます。

○山本(政)委員 ですから、基本権ではないわけでしょう。法律上、財政法の問題というのは要するに基本権から比べれば主たる問題ではないでしよう。——逃げてはいけませんよ。大臣からですよ。最終的なたいへん大きな問題なんですよ。

○加藤國務大臣 あとで私からまた……

○石黒政府委員 先刻も申し上げたとおり、労働基本権というのは憲法二十七条に基づく非常に重要な権利でございます。で、財政問題あるいは監督権というものはそれは異なる観点からのものでございます。

○山本(政)委員 ですから、とにかくもう四年も五年もかかつておる問題なんですよ。大蔵省にもお願いをしたい。ことし中というより、今春闘中に要するに結論を出すように努力をしてください。毎年こういうことをやることはおかしいと思ひます。しかも、毎年そのことに對して変わった意見はないわけですよ。ですから、論理的に言えば監督権と承認権とは全く違ふものです。財政法上からいって、承認権というものは、あなた方には適法に出ないといふことがちゃんとあるのです。それを阻害しておるのは、あなた方が要するに、私をして言わしめれば、あなた方がチェックをしていないと思ひませんか、あなた方がチェックして、とにかく早く結論を出していただきた。来年は少なくともこういう質問というものが出ないよう措置をしていただきたと思ひます。終わります。

○竹内(衆)委員長代理 この際、参考人出頭要求に關する件についておはかりいたします。

電気通信設備の工事における労働安全の問題について、本日、電信電話工事協会会長平井始君に参考人として御出席願ひ、その意見を聴取いたしたいと存じます。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○竹内(衆)委員長代理 御異議なしと認め、さよ

う決しました。

○竹内(衆)委員長代理 島本虎三郎。

○島本委員 きょうの本会議では、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案、これの提案理由の説明が大臣から堂々と行なわれたわけであり、その内容、質疑の中でいみじくもまた出てまいりましたのが郵政省関係、電電公社のマンホール事故であります。私もそういうような中で、きょうは何としても、労働省では所管事務でありますから、他の官庁に対しても労働安全に關しては十分主導権を発揮するのになければならぬし、指導力を持つものでなければならぬと思います。大臣はその点は十分肝に銘じておかなければなりません。その見地から、私はここに大臣に、二回つてみたいと思います。

従来は労働基準法の中に特に第五章として、「安全及び衛生」として章を起して定められておったのです。そうすね。ところが労働安全及び衛生について特にその必要性を認めて、四十七年の十月一日に施行の法第五十七号によって労働安全衛生を独立して立法化したのです。独立したのはどういう意味か。大臣、これは大事なんです。というのは、基準局長、みんなおりますけれども、最近の経済の高度の成長の中で事故が多発してきた。したがって、その事故に対して未然防止の方法並びに手段を十分とおきなさい。そして起きた労働者に対しては十分手厚くこれも治療してやりなさい、こういうようなことから労働安全の重要性が社会的に認められたのです。これが要請されたにはかならない、それで単独に、労働基準法から分離していまの労働安全衛生法ができた。できた以上、できるだけの価値がなければなりません。またできた以上、労働省もその見地に立って労働安全衛生を指導するのになければなりません。したがって、安全衛生関係で、法制定以来災害の防止についてどういうようなことになっていくのか、どのような対策を講じているのか、これ

をひとつ報告願いたいのであります。

○加藤国務大臣 島本議員からお尋ねのように、従来は基準法であらゆる問題をあれしたのでありますが、最近のいろいろな経済の発展、また機構の複雑化、科学の近代化等によりまして、安全衛生の問題につきましてもいろいろ複雑多岐にわたりましたので、基準法で足りない点を安全衛生法で規定したのは島本議員の御指摘のとおりであります。それについて御質問の趣旨は郵政関係、電電公社の問題であろうと思いますが、いままでの細目のいろいろの点については基準局長からお答えさせます。

○渡邊(健)政府委員 昨年十月安全衛生法が施行されて以来、労働省といたしましては、新しい安全衛生法に基づきまして管理体制の確立、それから安全衛生教育の徹底、あるいは新しく新法によりましていろいろ規定されておりますところの指導行政の推進、あるいは昨年新しく設けられました安全衛生融資の活用等によりましてところの中小企業に対する財政面からの援助等々の施策を極力強力に進めておるところでございます。

○島本委員 法第十条によって総括安全衛生管理者を置く、こういうふうにあります。それが政令に定められる規模の事業所に置かなければならぬという設置規定もあります。数の制限もあり、限定もあります。第一種に属するものは百名以上、これは建設、林業、鉱業、運送・清掃関係、以上の業種にあるのです。第二種として、これは三百名以上のところで、これは通信、電気、ガス、水道、製造業関係のほうにこれを規定しているわけですね。第三種として、一千名以上になっておりますが、これは商業、サービス関係一般、デパートの従業員なんか適用されるようになっていいます。これで見られるように、危険度の高い業種を重要視しているのです。これは危険度の高い業種を重要視した法律なんです。したがって安全委員会——労働者の安全の基本となる事項の審議、調査のために安全委員会をつくらなければならぬのでしょう。これは法十七条によって、一号また

は二号は、常時百名以上の事業所に設置が義務づけられているのです。大臣。そうしてその委員会の開催についても、安全衛生規則二十三条で月一回以上ということにこれも定められているのです。それから構成単位についても労働組合の推薦に基づいて事業主が指定することになっているのです。労働組合のないところは、過半数を代表する者の推薦に基づいて指定するわけでありまして、こういうふうにしてみますと、やはり安全衛生規則並びに政令を含めて、法関係においては一応できておるのであります。はたしてこれが末端まで全部行き渡っているかどうか今後問題なんでありまして、この監督権は労働省にあるはずであります。私は、そういうような点からして電電公社の請負業者に総括安全衛生管理者を任命しなければならぬようになっておると承っておりますのでありますけれども、こういうような点等については労働省いかがなものでございませうか。

○渡邊(健)政府委員 昨年十月の施行以来新法に規定されました、いま先生御指摘のような諸条につきましましては、極力関係労働者に新法の趣旨の普及徹底につとめておるところでございます。私ども、かなりこの新法も普及いたしましたので、一般に多くの事業場においてすでに守られてつとある、かように考えておりますけれども、なお今後とも監督を厳重にいたしまして、もしまだ新法の規定を十分守っていないところがありましたら、十分に監督指導いたしまして、すみやかに安全衛生法の趣旨がすべての事業場で守られるようにいたしてまいりたいと考えております。

○島本委員 これはいかがなものでしょうか、安全衛生管理者は製造業等においては常時五十名以上の事業所に置かなければならないのであります。電電公社等においてはこれを実施しているのでしょうか。またこういうようなものはつくっていないのを知っているのでしょうか。これは各下請業者を含めてどのようなになっておりますか、その詳細を御説明願いたいと思います。

○中久保説明員 お答えいたします。先生御指摘いただきましたように、最近私どもの電気通信設備の請負工事におきまして事故が多発しておりますことを私どもはなほ遺憾に存じておるところでございます。

いま先生御指摘の労働安全委員会等につきましては、私も請負業界に対しまして、安全委員会あるいは安全担当の部の強化、そういったことを指導しておるところでございます。公社内におきましては、先生いまお話のございましたように、五十人以上の事業所におきましては全部労働安全委員会を設置して安全対策に対処していただくようございまして、なお、先生御指摘のように私どもさらにそういった指導について強化していきたいというふうに存する次第でございます。

○島本委員 私の手元にある若干の目に触れた事故だけでも、電電公社の下請関係が意外に多いのであります。本会議においてもこの点の指摘がきょうあったんです。

昭和四十八年二月五日の毎日の夕刊には、「左官、屋根までビーン 真下に子供部屋 ケーブル工事 メタン引火」これは大阪の東住吉の事故であります。長くなりますから見出しだけで済みます。同じようにこれまた四十八年二月九日、読売の朝刊になりますと、「また人間ロケット マンホール噴射 4人吹っ飛ば 死亡2負傷2 倉庫越え民家の屋根へ」これは京都の事例です。今度は四十七年六月十一日の朝日です。「マンホールに有毒ガス 作業員4人死ぬ」これは京都です。今度は前橋です。これは四十六年十二月二十二日になりました。前橋の電話工事現場、四人が重傷、作業員のたばこから引火?」こういうような事故がまたあるわけですね。ずつとたくさんあります。マンホール点検中、「2人死ぬ」信越の事故です。四十八年一月三十日、今度は「下請け含む四人 正月気分ふき飛ばす 爆発で即死 四国では正面衝突」これもまた事故としてあげられておるわけですね。こうやってずつとやってみますと、数限りなく北海道から九州までずつとあるわけですね。おそ

らく沖繩まででしょう。私の手元にもこれだけあるのです。最後に、四十六年九月の十八日は松戸で「中心街で圧縮空気爆発、鉄板も吹飛ばす」電話線埋設現場、二人即死五人けが、いろいろやってみると枚挙にいとまがないと思われるほどこういう事故が出ています。惹起しているわけですから、いま労働省では、こういう事故をなくするために、基準法から特に法を別にして、点検とそれから調査、指導を完全にするようにしているはずで、ところがそれをやられた以後でも依然として出ているわけです。そういたしますと、ここに何らかの欠陥があるのではないかと、こういうふうに思うわけであります。

労働省のほうに伺いますが、中小零細企業もこの法の適用に入っているのですか、いないのですか。これはどういふふうに運営していますか。

○渡邊(健)政府委員 もちろん安全衛生法の対象には、中小企業も入っております。中小企業に比較しては、従来から大企業に比較しては災害の発生率が多いことが問題になっておるところでございますので、これまで中小企業は特に重点的に監督指導を実施しておるところでございます。先般の安全衛生法も、中小企業などについては監督指導とともに、さらに安全衛生を守るためにはやはりあわせて行政指導あるいは財政的な援助、技術的な援助、こういうことも並行してやるのが非常に効果をあげるために必要なんだということで、そのためのいろいろな諸規定も設けられておるところでございます。労働省といたしましては、新しい法律の精神に従いまして極力中小企業についても、今後災害を大幅に減少することを目標といたしまして、安全衛生行政を現在進めておるところでございます。

○島本委員 法は完備している、行政指導もりっぱだ。効果があがらない。この原因は、大臣ごににありますか。これは監督官の不足ですか、それとも他のほうで労働省の言うことを聞かないのですか、どちらですか。

○加藤国務大臣 いま御指摘の点は、基準監督局に専門官も置いておりますけれども、本年その補充は八十五名で、その上、中で半分ぐらゐがその専門員と私承知いたしておりますが、多少御指摘のような点もなきにしろあらずであります。なお一そう下部機構も動員して、まだ法制定以後日にも浅いものでありますから、関係業者並びに関係方面においてももう少し徹底、強化という点について欠けておる点もありません。その意味でこの問題は今後、本日本会議でも御質問がありました。が、やはり労働者の基本的人権を守るためには、人間尊重といったって災害が起きてあつてもおそれるのであります。やはりいろいろな場合に工場なり職場を回つて、かような災害が起きないように、いろいろな事故が発生しないように、特に危険な爆発などに対しては、今後監督指導いたしまして、私からも下部機構に対して厳重に通達を出す所存でありますので、多少御指摘のようないろいろな欠陥が伏在することなきにしろあらずと、こう御答弁せざるを得ないのであります。今後御趣旨に沿つて大いに前向きに積極的の推進いたす所存であります。

○島本委員 地方へ参りますと、業者の中には、地方の基準監督官は都市ガスの関係や酸素欠乏、酸欠について認識度が薄く、こうさへ言っている人のことを聞いてまいりました。監督官が八十何名、これは日本国じゅう全部で八十何名ですから、そうすると一県に何ほになるのですか、まだまだこれじゃ十分じゃない。それにこれには技術も十分でない人がいるというところは、まだまだ法はできても体制が整っていないというところになるのじゃないですか。これはもっと検討させないといけない、こういうふうに思います。

そのほか共同溝——共同溝は政府がむだを排除するために共同溝にして、電気もガスもいろいろなものを中に突っ込んでおるのです。この共同溝の完全指導と安全衛生管理はどこでやっていることになっておりますか。

○渡邊(健)政府委員 共同溝につきましては、ガス管、電力ケーブル等が布設されておりますので、ガス爆発、感電等のおそれがございますし、また溝内作業におきましては酸素欠乏の危険などもあつたわけでございます。このため、労働省といたしましては、昨年制定されました労働安全衛生法に基づきまして、それに基づく各規則などにもこれらの問題に対するいろいろな災害防止のための規定を設けておりますので、それらを順守させるよう十分監督指導を行ないますとともに、関係労働省の安全衛生教育それから作業場所の事前点検の徹底等の措置をはかりまして、共同溝における労働災害の防止にできる限りの努力をいたしておるところでございます。

○島本委員 これはどうもはつきり答弁にはなっていないようですが、これは安全衛生は、共同溝に於いては総体的な管理はだれがやっているのですか。

○渡邊(健)政府委員 共同溝の管理責任者は、建設省、都道府県知事等の道路管理者でございます。

○島本委員 だから結局、マンホールの事故は管理者の不行き届きというところになり、建設省が全面的な責任を負うべきなんですか。

○渡邊(健)政府委員 いろいろな場合があると存じますが、共同溝の中で工事を行なつておりますものが事業者といたしまして安全衛生法に基づき各種法令の規定等を十分順守しておらないためにそういう事故が起きたような場合には、これは当該事業者も責任があるわけでございます。

○島本委員 そういふ仮定の問題じゃなくて、現に起きている問題が一つや二つでなくて累積しているのです。こういうような場合に、これはどちらかのミスでなければ起きないわけでしょう。管理権は建設省にあるというのでしたら、建設省の管理が悪いから起きるといふことになれば、管理を完全にすれば起きないといふことになるでしょう。また取り扱いが不徹底だとするならば、労働衛生関係の管理が不行き届きだといふので、やつたほうにまた責任が行くでしょう。これがどっち側になるのか、それははっきりしていただけますか。

○渡邊(健)政府委員 いろいろな事件によつて、個々の場合にやはりいろいろな違いがあると思ひます。たとえば共同溝に入るような場合には、事前のガスやなんかの点検を行なつて労働者を入れるべきことが規定されておる場合に、十分な点検を行なわずに労働者を入れたために、中で中毒等であつた、あるいは酸素欠乏症にかつたといふような場合には、やはり必要な点検を行なわなかつた基準法の責任はその当該事業者の使用主にあると思ひます。

○島本委員 その場合使用方法またはいろいろな安全方法に対して具体的に指導してあるのですか。

○渡邊(健)政府委員 安全衛生法に基づきます安全衛生規則等におきましては、たとえば共同溝におけるような事業につきましては、電気工事等の場合に作業指揮者を選任して一定のことを作業指揮者に行なわせるべきこと、あるいは酸素欠乏症防止規則などにおきましては、共同溝等の作業におきましては、当該作業場における酸素の濃度を事前に測定すべき義務等々の義務が課せられておるわけでございます。それらの規則は当然事業者主として作業にあたりまして守つていかなければならないわけでございます。

○島本委員 最近の事業は電電関係の下請だけの問題ではなく、第三者への危害も続発しているのです。一業者の被害だけではなく、必ず月に平均一名以上第三者への危害が及ぼされているのです。そうすると、一つの重大な社会問題化しつつあるのです。こういうような行き方が、したがつてもしそうだとする、よくわかりましたが、これは労働省の工事の指導基準、こういうようなものは完全に守られるように指導してあるものであり、守らないほうが悪い、こういうふうにわれわれ

といふことなんです。が、どうも仮定にばかり答えるようで、普通のところへ行つたらそれでいいかもしれないけれども、この委員会では基準局長その答弁じゃだめだといふことはあなた知つておるでしょう。もう少し具体的にしてみてください。

これは認識しなければならぬと思いますが、そう
ですか。

○渡邊(健)政府委員 御指摘のように、共同溝に
おける作業等はきわめて危険度の高いものでござ
いますから、私もそれらの諸規定の順守につ
いては十分指導、努力をいたしておるところでござ
います。事業者等におかれましては、これは
もちろん法令で定められた危害防止基準というも
のは十分に守っていただいて、やはりこれら危険
の高い作業については災害の防止のために努力を
していただかなければならないと存じます。

○島本委員 それならば電電公社関係のほうへ。
法の関係や安全並びに衛生関係の指導、こうい
うようなものは一応は整っているようでありま
す。もしそうだとすると、これらの事故は電電公
社の指導がまたは認定業者、こういうような方面
にそれぞれの責任があるのじゃないかと思われる
のです。四十七年の六月から四十八年の二月ま
での間に四十七名の死亡事故、こういうようなも
のは全部で六十名近くになっているのです。かつてな
いことです。こういうようにして見ると、年々こ
れがふえてきているという事態に対してもう少し
メスを入れて、労働力は売ってても命は売って
ないはずであります。それに対して、売らないはず
の命が召し上げられているということ、こうい
うようなことはまさに重大だと思えます。

私そういうような点からして、次に電電公社関
係のほうに次の点を伺っていきたい、こう思うの
です。

まず昭和四十八年三月の八日に衆議院の通信委
員会が開かれました。その衆議院の通信委員会の
席上で社会党の森井忠良委員のほうから、七項目
にわたって公社の建設請負の安全労働について質
問してあります。それに対して郵政大臣並びに公
社総裁を含めて皆さんが関係者が、十分にそれに
対処するといふ答弁でございました。どのような
ことをなさいましたか、これに対してどなたでも
よろしゅうございますからひとつその経過を発表
してください。

○中久保説明員 お答え申し上げます。

ただいま先生から私どもの工事に対しまして事
故が発生いたしましたことについて強くおしかり
を賜りまして、私どもその責任を痛感しておる
次第でございます。

私ども、かねてから安全確保につぎましては、
先ほど労働省からもお話がございましたように、
諸法令を順守していろいろ安全工法を施工してい
くとかいう点で配慮いたしておるつもりでござい
ます。たとえば電気通信設備の請負工事に際しま
しては、請負契約書によりまして関係諸法令に定
めるところによつて安全の確保につとめるという
ようなことを義務づけておる次第でございます。

ただいま先生から御指摘賜りました、先般国
会で御指摘を賜りました項目につきまして、そ
の後私たちが検討しておる概要についてちよつと
申し上げさせていただきますと思ひます。

先般御指摘いただきました安全対策につきまし
ては、より効果的な安全対策を促進したいという
ことから、私も公社それから関係労働組合並び
に工事業者等による安全対策につきましての研究
審議会、そういった場を設けるように現在積極的
に検討いたしておる次第でございます。これは早
急に実現したい、というふうに思っております。

それから足場等の安全器具あるいは柱上作業
車、マンホール対策、こういったものの御指摘を
いただきましたが、これらについても安全をいか
にすべきか。マンホールというものはガスが貯留
しておる、あるいは酸欠空気が貯留しておる、
そういった危険の強いもの、まず危険だという認
識に立って、それらについて安全対策をどうすべ
きかというのを現在積極的に検討いたしております
。結論が出次第実行に移すつもりでございます。

なお、そのほか、業界への安全対策指導とかあ
るいは安全訓練について御指摘をいただきました
が、これらもさらに積極的に推進しようというふ
うに思っております。事故が多い業者に対してどう
いうふうに対処す

るのかという御指摘もございましたわけですが、
これらにつきまして一定期間指名停止、そうい
ったことで今後事故の再演を防止する、反省を求
めるといふような措置を強化していくというふう
に思っております。

なお、安全に対する作業あるいは機器に対する
研究機関について考えろという御指摘もございま
したが、これは昨年筑波に建設技術の開発セン
ターを発足させまして、安全に対するそういった
対策について早急に研究開発していくというよう
な取り組みをやっておりますところでございます。

以上、お答えいたします。

○島本委員 三月八日の通信委員会で、責任者で
ある郵政大臣、電電公社総裁並びに局長クラスの
皆さんが、再び事故を起こさないということを聞
いてみて、やはりそういうようなことですか。し
かし、事故が頻発しないということに対して事故
が頻発しておるといふことは、これはどうしたわ
けなんですか。三月八日以来ないはずの事故が六
件発生しています。そして三名死亡、五名重傷で
す。そのうち、死亡者の中には第三者である子供
と学生がおるのです。これは安全防止等の欠如、
そのままだと依然として反省なしに行なわれている
ということじゃございませんか。一たん大臣が
責任をもつて、公社総裁が責任をもつて、もう事
故は起こしませんと言った、したがって起こらな
いのがあたりまえだと思ふのです。それは三月八
日にそれを言って、それ以来現在までの間にいま
のような事故が起きておる。私の手元で調べただ
けで六十件近く起っております。そして死亡者、重
傷者、このような数になつておるわけですか。これ
はやはり根本的な防止策の欠如があるのじゃない
か。これに対する心組みと取り組み方が欠けてお
る点があるのじゃないか、こう思ふのですが、
これはもう、せつかく大臣と総裁が答弁してから
こうなんです。これは事務当局がいかん言っても
起きたのは現実なんです、事実なんです。これに
対して、どういうわけですか。

○秋草説明員 電電公社に関する直接間接の工事
におきまして、先生御指摘のように昨今立て続け
に事故が多発し、しかもそれが人身事故も含めて
非常に頻発したことに對しまして、ほんとうに申
しわけない、遺憾の意を表する次第でございます。

私の思いますのに、十年二十年前あるいは大正
時代の災害の問題と昨令の問題は、かなり様相が
変わってきているような感じがいたします。こと
にマンホールの問題、ガスの問題というものは、
もう過密都市におきましてはほとんどいかなる
ところでもガスが入っているんだという、まあ地雷
原の中で工事をするような心がまえでない、と
ほんとうにもう大きな事故が頻発する危険性が常
にあるような感じがいたします。そこで、つい一
カ月前に通信委員会が大臣、総裁がお誓い申し上
げましたにかかわらず、こうした事故が起きます
ので、とりあえずいま中久保君が申しましたよう
な措置を講じておりますけれども、何ぶんにもこ
の点は全国に直営、請負を含めて十程度の労働
者が常に働いておりますので、この方々に末端ま
で徹底するというにつぎましては、単なる工
法とか技術上の案内とかいうものよりも、むしろ
心がまえなり注意というふうなものが非常に徹底
しないと、ほんとうの完全な安全確保というの
はできないのではなからうかと思ひます。ただいま
中久保君が申しましたようなものもなかなか時間
のかかるものもありますし、研究を要するよう
なものもございまして、一にも二にも早くこ
れを業界を通じ、また私も直営工事におきまし
ては機関を通して、くどいように徹底をさせ
るといふことが一番、おそいようであらう、
こういふふうに思っております。いづれにしまし
ても、昔のように強電力の感電の事故とか、あ
るいは高所の危険作業のようなものと違つて、
注意を怠るといふと、たとえばマンホールの中
に入るときに、ガスが必ずあるといふことで、繰
返し繰り返し注意深く検針して、つい一時間前
に検針したのもこれをまたもう一べん必ず確認し
て入るんだというふうなことが行き届かないと、

こういう問題は今後も続発するのではなからうか。いずれにしても、業界を通じ、また私どもの直営工事におきましても、繰り返し繰り返しの工事作業員の注意を十分喚起して、もちろん徹底的に教育の問題、それから作業工具の問題あるいはガスの検針の計器の開発とか、そういうものもできるだけ便利で安全なようなものも開発しなければいけませんけれども、とりあえず早くこういうような問題については現場に徹底させるということをおぼろげにこれから一そう努力しなければいけないと思っております。たいへん申しわけなく思っております。

○島本委員 やはりこれは人命に関することですから、再びこれを繰り返してはならないという前提であります。私が調べただけでも六十件、そしてここに八名の死傷者、中には第三者が死亡しているという重大な事件があります。そして、郵政務次官も来ていますが、労働大臣、これはもう大臣の言明なんです、再び起こさないというのは、起こさないと言っていて一カ月たってまた起きていたということですから、やはりはっきりこの点については今後起こさないだけの体制をとらなければならぬのは当然でしょう。責任もこの際はずきりしておかなければならない、これも当然でしょう。ましてや近畿道では重大な事故を惹起して、そして注意を受けて一カ月たってまた起こしているというふうな事例があるので、す。再び三たびこういうふうにしてやるのでは、基本的に何か指導体制が十分じゃないのじゃないか、こういうふうにも思うわけがあります。もうこういうようなことを労働省でも十分知っていないではないのです。大臣知っていないけれども、大臣知っていない。こういうふうなことをいまままで知ってなかったでしょう。大臣知っていたか……。

から、これは仕事で、常に毎日それに従事したしておりますと、なれ過ぎるということが事故の発生の問題の重点だと私は思います。電電公社の下請でありますから、いろいろの零細企業と違って企業者はその危険性は十分熟知したしておると思えますけれども、やはり、なれ、そういうような関係がありますので、今後、その発生したのが労働省の責任とかそういうことは抜きにいたしまして、よく下部機構を動員してその趣旨の徹底として注意のしかたの徹底、こういう点を十分徹底させるように監督指導を行なう。そして、ただ労働省だけがいかにか力を入れますと、なかなか困難な点もありますので、関係各省も協力をいただくことが——これは間違いないと思います。今後よく相談いたしまして再びかようなことが起こらないように対処することは当然だと思いますので、いま島本君からお話があったように全然知らぬということはありません。従来からこの点はよく新聞にも出ておりますし、私は御承知のような関係でありますので、通信関係のことについてもよく聞いておりましたので、この点についてはほんとうに心配いたしておりました。今後十分対処いたします。

○島本委員 私は大臣が一番よく知っております。うことはわかりました。それと同時に、なれ過ぎの結果だから気をつけねば直るようには大臣はおっしゃっておる。そこがやはりわからないのじゃないかと私は言っているのです。というのは昭和四十三年から昭和四十七年までの電電公社の事業量を金に見積もって、四十七年度は年間一千四百億、四十七年度になると約三千億になっているのです。二倍以上になっているわけですね。

〔竹内(衆)委員長代理退席、委員長着席〕

ところが人員の増は昭和四十三年から四十七年までの間に二万五千よりふえていない。六万の人員が八万若千よりふえていない。こうだとすると、仕事量だけが二倍以上になっても、人員も二倍になれば十二万にならぬとだめなんです、これは逆に人員がふえておらない。したがってこれを下請、下請とすつとよろしく結果の事故じゃな

いか。こういうような一つのメカニズムを十分考えておいて事故対処に当たらなければ——これは単なるなれ過ぎではないということとは自明の理なんです。ですからこの点等においては十分私は対処していかなければならないと思うのでございませう。この工事量の増大に対して人員増は、電電公社の認定業者、下請業者、孫請業者並びに一般業者まで入れて、これはもう十分対処できるような人員増になっているのでしょうか。この点について。

○中久保説明員 お答え申し上げます。その前に、先ほど先生のいろいろの御指摘に対して、私ちょっととばが足りなかったので補足させていただきますが、私建設局長着任以来日は浅うございませうが、とにかく労働災害防止に對しましては、作業者はとにかく電気通信工事の一翼をになつておる大切な人という認識を持ちまして、人間尊重という精神で末端までいろいろ安全を徹底していきたいということで業務を進めておる次第でございます。

ただいまの工事能力につきましては先生の御指摘でございますが、私どももいたしましては、先般五五五年計画も早期に設定いたしましたし、計画の設定を早期にいたしまして、これに伴って請負業界で技術者を増強してもらい、あるいは訓練の強化をはかって工事能力をアップしてもらい、あるいは機械化を進め、あるいは機械器具、あるいは整備を行ないまして、工事能力を増強するように指導するということを強力に推進しておる次第でございます。で、私どもも公社自体といたしましては、工事を山あり谷ありというふうな発注のしかたですと、能力がフルに発揮できませうと、工事の発注の平準化を行なうようにいたしております。また施工方法についても能率アップのために、従来は、たとえば一例を申し上げますと、マンホールなんかはコンクリートを現場で打つようにいたしておりましたが、プレハブ式と申しますか、組み立て式にいたしまして、現場ですぐ組み立てれば完了するというような技術開発

をいたしまして、能力のアップにつとめておるところでございます。今後とも、御指摘のように工事能力には大いに問題がございますので、強化をはかっていきたいというふうに考える次第でございます。

○島本委員 したがってこの際、こういうふうにして十分やっても事故が起きるという現状からして、これを機会に全業者に対して安全性に対する総点検をすべきではありませんか。そしてわかつたものに対しては、ほんとうに不足している場合にはその工事を停止させる、これが安全性を確保するための最大の妙案じゃないかと思ひます。この点いかがなですか。郵政省でなく電電公社……。

○秋草説明員 特別な総点検と申さなくとも、この点は常々業界を通じて、また契約を通じて強く要望していただいております。先ほど中久保局長が申されたように、できるだけ早く請負業者それから労働組合それに学識経験者も入れてこれに対する根本的な、大小を問わず根本施策に対する審議会をまず設ける。これは労働安全法に基づくものではなくて、公社の一つの大きな立場からまずこういうものを開いて、常時この情報なり事故の原因等も分析して対策を立てる恒久的な機関をつくる。それからもうすでに業界全体の幹部にお集まり願って、きょうお出ましたいただいた会長さん、また公社の建設局長もこの点については全国レベルで強い指示と訓示を発しておる次第でございます。現場の総点検と申しましては、器具の点検なりあるいは脆弱な通信施設の点検とかいうものではなくて、やはり常時の作業態度とかいうものが非常に大きな影響をいたしますので、これは常にやはり各業界を通じて、また公社の直営工場等を通じて注意深く繰り返し、根気強く指示するということ以外にはないと思っております。

○島本委員 平井協会会長さんもおいでになっておられますが、この際、事故撲滅、人命尊重という見地から電通共闘が結成以来、昭和四十年から協会側へ労働安全と雇用安定について話し合いを持

つべきであるというこの申し入れが再々あったというのを伺っておりますが、前向きに検討されておるものか、どういうように存じております。しかも昨年、一昨年、電通合理化の計画と労働安全の関係について電通共闘と協会で話し合いの場所を持つというのを再三申し入れたようであり。しかしこういふようなことに対してはどういうふうになっておりますか、その事情も御説明願いたいと思います。

○平井参考人 お答え申し上げます。

かつて、全電通、それから国際電通、共済会あるいは電気通信労組等で組織しております電通共闘から、私もしばしば会見しておりますが、そのときに安全衛生についての会合を持たないかというお話がございました。これは事実でございます。それで、それにつきまして私も慎重に検討いたしました結果お断り申し上げたのも事実でございます。

理由をこれから申し上げます。

実はそのときのお話では交渉形式でいたしたい、こういうお話がございました。実は私も考えまして、工事協会は業界の私もまあ工事業者が主体でございますが、その会員の協力によりまして各種の調査研究等の活動をいたしまして、それによって業者の社会的地位の向上、ひいては電気通信事業を通じて国民に奉仕するために設立されました社団法人でございます。それで交渉形式によって話をしたいというお話がございました。検討いたしましたのですが、安全の問題につきましては、私もいまい取り上げております問題は、こまかい多種多様な原因に基づく災害に対してまして一つ一つ対策を立てていく。そしてそれがすべての人間に理解され、実行に移されていくということが最も必要だと考えました。それには私もいろいろといたしまして、交渉形式によつていたしましたが、工事協会は当事者能力がなく、それを各社に強制するといふ力がございませんので守り切れないわけであるかと考えましてお断り申し上げたわけでございます。しかし、その後の多発する事故に

つきましては全く私どもの責任でございまして、まことにその点申しわけなく存する次第でございます。まして、協会のやむを得る範囲におきまして、最大の努力を払ってこの撲滅に努力をいたしたいと考えておる次第でございます。

以上、お答え申し上げます。

○島本委員 ひとり撲滅に努力すると言っても、これはお経を読むようなもので、これは自分だけわかっておいても、事故はだんだんふえてきていくというふうなこの事実、それと、きょうは呼んでおられますが、私が聞きたいことのひとつは、電通公社の認定業者のトップ、業界のトップに立っている会社があります。そして昨年よりも五割も増して受注を受け取っているところがあります。そしてそれが昨年は九名も死亡しております。一昨年、その前も死亡率は業界のトップでありました。あわせて労働適用者の数も断然トップであります。そしてそれが、労働組合が再三にわたって話し合いの場所を設けようと言っているにもかかわらず、労働組合が法に定められた正当な手続を踏んでも交渉に応じない、こういうような経過があるようでありまして、これでは私としては納得できないのであります。一体こういうようなのはあったのですか、ないのでした。この点等においては私はどうも理解に苦しみますので、ひとつはつきりここで説明してもらいたいと思います。

○平井参考人 お答え申し上げます。

ただいま先生の御指摘のような例は私は聞いておりません。企業内におきまして労働安全衛生委員会をつくりまして、そして企業内の組合と経営者とがたいていの会社でやっておると聞いておりますので、先生御指摘のような例は私は聞いておりませんので、ちょっとそれだけ申し上げます。○島本委員 もし聞いておらないというなら、これは協和電設であります。もうそういうような点については、死亡者の数も一番多い、受注も一番多い、こういうような状態で、安全衛生も完全にやっているとということにはなりませんので、その点では多大に疑問があるということでございます。

はたしてそれをやっているとするならば、私はむしろその内容を聞きたいほどです。私はやっていないと聞いている。これはやっておられるとするならば、後日あらためてこの内容等についてはつきりしていただかないといけないと思います。私は、そういう点からしてこの場合には協和電設を呼んでおいてもらいたい、この点だけは申し述べておきたい、こういうふうに思います。

最後に、電通公社のほうにも伺いたします。

この業者一体の安全対策、まさに労使一体の安全対策、これは今後の一つの命題です。そのためには公社自身も、電通共闘というせつかくの組織もあるわけでありまして、全国組織です。そして中央に共闘会議があり、地方には地方組織、地方共闘会議がある。その場でやりたいというならば、このような安全の問題に対しては、進んでやってください、応じますというのが業者の態度でなければならぬと思うのです。当然これはやるべきだと思っておりますが、会長いかがでありますか。

○平井参考人 お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘になりますように、災害の防止というのは私どもいまだ最大の課題でございます。また人命というのは何ものにも増して大事であるということも痛感しております。私どもの至らないところを痛感しておりますので、私どもの、ただいま御指摘ございましたような点につきましても、前向きに検討させていただきます。うにいたしたいと存する次第でございます。

○川俣委員 関連質問。先ほど来の質疑応答を聞いておりますと、これは基準局長に、昨年、安全衛生法をつくる際に、こういう場合は――当事者能力云々というのを協会の会長さんおっしゃるのですが、こちらのほうでは労働組合側として共闘の組織をつくっておるわけですよ。そういう場では必ず労働安全、災害の問題は優先的に取り扱って話し合うというのを確認しているのです。それに対してどうなんですか、行政指導は。おかしいと思うよ、これは。これは一字一句これからやってもいいんだけど、関連質問だから

その点だけを追及しておきます。これは必ず交渉に應じなければならぬんですよ。安全衛生委員会もつくらなければならぬというところまで私は言いたいんだけど……これは話し合う必要があるんですよ。どうですか、これは。

○渡邊(健)政府委員 労働安全衛生法では、先生御承知のように、一定規模以上の事業場においては安全委員会あるいは衛生委員会を設けなければならぬことになっておりまして、その委員の半数は労働者の代表を加えることになっておるわけでございます。それはその規模に該当する事業場であればそういう委員会を設けなければならぬことは、法律の定めるところでございます。

○川俣委員 関連です。それからやめますが、この労働安全衛生法をつくるときにはかなり時間をかけてやったんだ、十五条をこれだけの膨大な衛生法にしたわけだから。その際に、工事をやるものとかあるいは官庁関係はまだそれが徹底してないから、労働省は責任をもって行政指導するということになってるんだ。それを周知徹底してないところに協会長の発言で、われわれは当事者能力がないから交渉に應じなかつたっていうんだという発言になるんだ。その辺を少し、局長言ってみてください。

○渡邊(健)政府委員 労働安全衛生法の趣旨徹底については、法制定以来極力つとめておるところでございますが、まだ法施行後期間も浅いためにあるいはその趣旨が十分徹底していないところがあるといえます。今後は一そうその趣旨の徹底につとめる所存でございます。

○加藤國務大臣 いろいろ島本議員なりまた関連のことを考えまして、特に天下の電通公社の下請の関係でかようなことが多発するということは大問題で、ほかの中小企業、零細企業の場合には、なかなか先ほど言ったように手が回りがわるいような点もなきにしろあらずであります。今後かようなことが再発しないように、いま安全衛生法の法律のいろいろな徹底の問題並びに技術的な問題――労働省にも専門家もおりますし、電通公社

のほうにも特に多年の経験を積んだ専門家もおりますから、一度、ただ目先だけでなく、電電公社のほうからも出向いて、これが法の趣旨並びに今後の災害防止のいろいろな協議会を持って、今回の衛生法のいろいろな点についても、私はこれはただもうおさなりでなく、連絡的ないろいろな会をつくって、そしてかようなことがないように万全の策を立てるように、大臣名で電電公社にも要請いたしまして、ただおさなりでなく、正規の会を持って推進したいという所存をここでお願いいたします。

○川俣委員 きょう理事会できめた制限時間がございいますから、もう一つ出かせぎの問題で私質問を予定しておりましたが、天下の電電といみじくも大臣がおっしゃいましたけれども、協会で、そして何とか株式会社で、さらにその下の下請で、その下請で働く労働者は電気の知識も何もないやつを入れておるんだよ。これはこの次にしたいと思ひます。したがって、いま言われた、大臣に、要望じゃなくて、強い要求というか、通達に近いものを電電公社に出して行政指導をやってもらいたいことを要求して終わります。

○島本委員 それで、最後になりますけれども、電電公社のほうでは、やはりこういうようにして事故が多発しているという現状からして、工事量並びに下請関係の人員増、こういうようなところから見まして、公社といわば認定業者——認定業者は七十社でございいます。そしてその下には協力会社それぞれあります。その下には今度孫請があるようでございいます。ことばは適当でないかもしれませんが、普通孫請。その下にはこれまた個人請負業者があるのがあります。公社から認定業者のほうに委託して請負させて、それから協力会社へ行き、それから孫請へ行き、それから一般業者のほうへやられるとするならば、やはりこれは末端のほうへ行くと、労働安全衛生法ということに対してはまことに知識が希薄になっているわけでありまして、この末端までこれを行き渡らせないと、事故は必ず起きる。どこで死んでも人命はとうといのでありますから、こういうようなことのないようにすべきである。したがって私は、この責任は電電公社としても公社とこの認定業者の線とどめておいて、下のほうにまで全部責任を負わしてしまふならば、これはもう全然事故はなくなるんじゃないのじゃないか。したがって、安全管理と安全施策の責任、事故が起きた場合の補償、これをあわせて公社と認定業者がまず責任を持つことであって、協力会社以下の末端のほうに對しても十分責任を持たして、それで突っぱねることがないようにするのが事故をなくする一つの行き方だと思ひます。それに対してこの際はっきりしたお考えを承りたいことです。

もう一つは、やはり公社の場合には訓練施設にりっぱなものを持ってあります。しかし認定会社や下請にまゐりますと、はたしてそれが十分な施設であるかどうかかわりません。人格が異なつておつても、安全対策には違いはありません。公害対策や安全対策、すべてこれはもうそつちの対策のほうで優先するのです。これが現在の常識です。したがって、いま公社の持っている訓練施設、こういうようなものに対しては通達労働者にも十分開放してやつて、そしてあらためて安全衛生のための機構を十分に——新しい機械の開発、これも大事ですが、そこに働く労働者の生命の安全というところがそれにも増して大事でありますから、この点を十分に考えて処置されるようにすべきであらう、私はそう思つてゐるのです。

いまの場合の二つについて、これはまことに重要でありますから、この点については郵政省、公社の責任者の御答弁を承りたいと思ひます。

○秋草説明員 確かに先生御指摘のように、この問題の根本問題はやはり請負制度のあり方というか、孫請の、あるいはまたそのまた下請、そういうものになりますと趣旨が徹底しなくなる。そこで責任問題でございまして、これは一応公社と請負業者との間におきましては、そういうものの一切の責任を強く監督しながら契約金額に盛り込んであるわけですね。それをまた孫請が受けてやつた場合にはどうなるかということでございますが、これが一がいには——事故の原因なり作業状況等によって判断しなければなりません、また孫請がそうした災害に對して人命の損害賠償とかいふことが不可能のようなことにどうしてもなるという場合には、私は請負業者が最終的な責任を持つというところに、契約上明快にはできませんけれども、最終的にはそういうことも考えなければならぬという配慮を請負業者に強く命じて、日ごろの監督を十分にすること、これが大事なことだと思つております。

それから教育の問題につきましては、もうすでに工事協会もりっぱな訓練所を持っておりますし、また私どもの技術者なり安全管理の責任者が講師としてお手伝いするということは、常日ごろやつております。また、公社の学園なり訓練所を開放するというのはまだやつておりませんけれども、この点は公社、工事会社一体でございまして、この点につきましては有無相通じて、場所なり教官の相互融通は大いにこれからまた強化して差しつかえないと思つております。

それだけでございまして、

○鬼丸政府委員 ただいま島本委員から御指摘の件につきましては、私も全く同感に存じます。郵政省といたしましては常々事故防止、安全対策につきましても公社に對して強く慎重、十分な配慮をするように要請をいたしておりますところでありまして、御指摘のように最近、事故が多発しております、まことに遺憾でございまして、いま副総裁からお話もありました、特に請負業者の末端まで安全管理、事故撲滅の訓練を徹底するということ、これは郵政省といたしまして今後公社側に具体的に指導監督の面で強く要請し、十分努力をいたす所存でございまして、

もう一回繰り返して見る必要がある。それと同時に、電電公社の関係工事は建設業として法の基準に合致しないものが多いということ、これがやはり一つの盲点になっておるようでありまして、(川俣委員)「事故が多いことは事実なんだから」と呼ぶそのとおりだ。事故が多いことは事実なんだから、そういうのとあわせて、法制定の意義に欠けるものがありますから、そういうような点を十分とらえて、盲点であつてはなりません、谷間にしてはなりません。したがって、法的にも十分実態に合うようにこれを検討し、今後指導の実をあげるように心から要望しておきたいと思ひます。

以上要望して、私の質問を終わります。

(委員長退席、竹内(黎)委員長代理着席)

○竹内(黎)委員長代理 田中美智子君。

○田中(美)委員 先日、三月六日に、性による差別年制のことについて質問いたしました。そのときに労働大臣は、かような問題に對して断固たる態度で臨む所存であるというふうに言われました。裁判にも判然といたしておるのでありますから、その方向に従つて指導監督いたす所存であります。と、断固たる態度で臨むというふうに言われたわけですね。それから約一カ月たつてゐるわけですが、それからの約一カ月たつてゐるわけですが、お答えをしていただきたと思ひます。

○加藤國務大臣 あのとときにお約束いたしましたとおり、私から政府委員をして——名古屋放送のほうもだいたい前非を悔いて善処するということに責任者も約束した返事が役所にも参りました。だいたいよくなつておると思ひますが……

○高橋(展)政府委員 ただいまのお尋ねの件につきましまして、その後さつそく大臣の命を受けて名古屋放送のほうに就業規則の改正を再三申し入れをいたしておりました、名古屋放送でも誠意を持って検討をしておられる、そのような状態でございまして、

○田中(美)委員 いま、前非を悔いてというふうなことを言われました。それで、改善するといふふうに労働大臣言われましたけれども、そういう

ことで私は会社の労働者のほうに聞いてみました
が、いま労働者のほうも全然そのようなことを知
らないわけですね。どういふ書類が来ているのか、
会社側として労働省に対してどのような返答をし
ているのか、提出していただけないでしょうか。
○高橋(展)政府委員 名古屋放送に對しましては
私も婦人少年局がその折衝に当たっております
が、いままでのところでは、東京支社長の方に再
三お目にかかって、お互いに口頭でお話を合っ
て、こういう状態でございまして、したがいま
して、書いたものをちょうだいする、そのような
ことはございません。

○田中(美)委員 それでは前非を悔いて改善す
ると言われているのは、一体それはいつなのとい
うこと。大木さんの場合はもう四十四年から切ら
れているのですから、それが——労働省では嚴重
にやると口頭で言っている。前非を悔いてい
うならば、これはすぐになさなければならな
いことだと思ふのです。それは一体いつなされる
のか。あしたとかあさってとかいうのか、そ
こら辺のところをはっきりしていただかないと、
いつまでと言つても、指導しては、向こうは
前非を悔いては、だけれども労働者はもとに
は戻らないということでは、これは真意を疑わ
けです。

○高橋(展)政府委員 私ども接触している限り
におきましては、誠意をもって検討しておられ
るということでございますが、就業規則の改正とい
うことはかなり重大な問題でございますので、社
としても検討を重ねておられる、このようなこと
であるかと存じます。

〔竹内(繁)委員長代理退席、委員長着席〕

○田中(美)委員 誠意をもってやっていると、社
のほうでもやっていると、言われますけれど、
も、いま私が聞いているのは、めどとして——そ
れは何月何日というふうには質問しませんけれど
も、めどとして一体いつごろ職場に復帰させるの
かというように、明らかなにない限りは、
それが明らかにならないければ、私はいつまでも

これをやらなければならぬというふうに思うの
です。

○高橋(展)政府委員 この点につきましては、先
生も重々御存じのように、法律違反という事案で
もございせんので、私どもいたしましては、強
権をもって直ちに改正せよと迫ることは不可能で
ございまして、納得すべく理解していただき、そ
のような方向に改正方をお願いする、このような
姿勢で臨んでおりまして、それに対して、名古屋
放送の当局としましてはこの問題を慎重に考へて
おられるということでございます。それを、私
どもとしてはあくまでも改正方を申し入れてい
るところでございますが、先方では慎重に検討して
いる、こういう状況でございます。

○田中(美)委員 それではいまのところでは、労
働省としては断固たる態度で臨んだけれども、い
ま検討中で、まだ何のめども立っていないとい
う結果になりますね。そういうことですね。

○高橋(展)政府委員 再三申し入れをいたしてお
りまして、いまもその回答を待っているというの
が正確な状態でございます。

○田中(美)委員 それでは、その回答が一日も早
く下されるようにしていただきたいと思うわけ
です。

ただ、私としては、誠意を持ってというのはだ
れが誠意を持っているのか、労働大臣が誠意を
持ってやられているけれども、向こう側は誠意を
持ってやられているのかどうか非常に疑わしい点
が、そのあと出てきているわけですね。

それは清水さんの問題で、賃金の上
昇分というものの、賃上げ分というものを昨年の四
月から払っていたわけですね、会社側が。その話
は、それらも御存じだと思ふので簡単に略して
しますけれども、結局それが払い過ぎであったと
いうことで、これを取り返すというふうな——も
とに戻るものであれ、当然賃上げがあるはずなん
です。その賃上げの六〇%までは認めて払うけれ
ども、それ以上は払わないというわけですね。そ
うしてその前に払った分をさかのぼって返せとい

うことで、ことしの三月十六日の月給日に、五万
百六十円という大金を返せ返せと盛んに言ってい
たわけですねけれども、三月十六日の月給からこれ
が差し引かれてきたわけですね。そうしますと、清
水さんの月給袋には二万六千二百五十九円しか
入っていないわけですね。こうしますと、こ
れは労働基準法の第十七条で、そういう借金だ
とかいふものを賃金と相殺してはならないとい
うこともありまして、それから民事訴訟法の六百十八
条で、賃金からそういうものを引く場合には四分
の一をこえてはならないというふうな法律もある
わけですね。それにもかかわらずこういうことを
やっているというところは、これはどう考えまして
も、労働省の指導に対して会社側が誠意をもって
臨んでいる態度というふうに私たちは、労働者は
思えないわけですね。その点はどういうふうにお考
えになりますか。

○加藤(國)大臣 いま田中議員のお尋ねで、私
局長を通じてさうく交渉させたのでありますが、
向こうもやはりいいと言わない。よくお話を聞
いて善処いたしますと、こういうので、これは当
然だといふような御返事じゃなかったから、私も
ちょっとことばが、前非といふことばを使いま
したが、向こうが言ったのでなくて、私の想像でそ
う思った、こういうことばでありますので、前非
前非と言われると、ちょっと私の失言のような関
係になりますので、この点だけはひとつ御了解願
いたいと思ひます。

○田中(美)委員 それじゃ、労働大臣が想像して
ちよつとことばをすべらしたということ、それ
を訂正なさったということですね。

そうすると、誠意をもってやっていると、も
うわらず、このようなことがあれば後起きていると
いうことはどういふふうにお考えになりますか。

○高橋(展)政府委員 たいまおあげになりまし
た清水さんという方の場合でございますが、これ
は私が寡聞にしてその経緯を存じておりません
ですが、私の理解では、その方は前にやはり若年定
年の適用を受けて退職を迫られ、そして仮処分

申請をされ、仮処分の判決でその解雇が無効であ
るという、地位保全ですか、その判決を得た方
であらうかと思ひますが、その仮処分の内容が、
結局あれは地位保全とそれからその間の給与で
ございまして、そのようなことであつたかと存じ
ますが、ただ私もその仮処分の詳しい内容がわ
かりませんので、その判決の効果というものがど
の程度に及ぶものか存じませんので、いまのお尋
ねに對しましては、お答えをいたしかねます。

○田中(美)委員 それでは、そういう誠意をも
って検討しているはずの会社が、これが判決では、
職場に戻せ、そして賃金を払えというところで、賃
金は払っているわけですね。その賃上げ分をこ
ういふ形で労働基準法十七條に違反し、訴訟法六
百十八條に違反することを平気でやっているとい
うことは、どう考えても、誠意をもって清水さん
や大木さんや柳崎さんに当たっているというふう
には思えないわけですね。

いまそちらではこれを御存じないということ
です、至急にお調べになって、これが違反して
いるならば、これは裁判所でありませぬから、私
はこの間からもたびたび言っておりますけれど
も、強権発動せよといふことを言っているわけ
ではないわけですね。できないことをやれとは言
いませんけれども、労働省としては強硬な態度で
臨むと言っているわけですから、少なくともいつ
ごろに返事をもらえるかと、そういうふうなこ
とをはつきりと回答をしていただきたいと思います
です。その検討がいつまで続くのかというよう
なことをはつきりしていただきたいと思います。こ
れは次々といふ問題が起きてくるということから
私が強々言っているわけですねけれども、いま婦
人労働者は、御存じのように三人に一人は婦
人になつておりますし、そして単なる職場の花で
はなく、ほんとうの労働者として日本をしょっ
て立っているわけですね。それだからということ
ではありませぬけれども、そういう現状の中で、
三十歳の定年制が堂々とまかり通つてい
うことは絶対に許されぬことだと思ひます。こ

れが指導できないというならば、労働省お手あげで、労働大臣はもうお手あげだというふうにはつきり言っていたかと思うのです。できるならばどこまでできるか、そのところをはっきりとしていたか。いまその決意をはっきりお聞きしたいというふうに思います。

○高橋(展)政府委員 先生のおことばにもございましたように、今日婦人は非常に職場に大ぜい進出したしております、日本の経済、社会をささえる大きな力であるばかりでなく、婦人自身にとっても職業というものの意義がきわめて大きい、こういうふうに私も認識いたしております。したがって、婦人が職場で生きがいを持って働くことができるような環境を整えるということが、きわめて重要なことだと思います。そういう意味合いで、この若年定年という制度は明らかに望ましくないことであると思われまふので、私どもは従来からその姿勢は変わっていませんが、今後とも一そうこの若年定年のような不合理な差別というものについては強い姿勢でその改正ということに取り組みでまいりたいと考えています。

○田中(美)委員 強い姿勢ということに対しては、私としてはいまの時点では信賴できないわけですが、結果的に何も効果が出ていないわけですから、きわめて強い効果を出していただきたいというふうに思います。

それで、女子若年定年制の改善についてということで、昨年の十二月九日付で労働省の婦人少年局婦人労働課から出しているこの書類は御存じだと思えますけれども、こういうものがマル秘になつていくというのはどういふことなのでしょう。簡単にちよつとお答えいただきたい、今後のことで参考になりたいと思いますので、なぜこういう改善をせよというふうなことが、政府の資料としてマル秘になるのか、非常にふしぎに思いますので……

○高橋(展)政府委員 私どもはこの若年定年、それ以外にもございますが、婦人の能力の有効發揮を妨げるような不合理な雇用慣行、

職場慣行等については、それを是正するべきであるという趣旨の通達には、これは単独の通達もござりますが、また労働婦人福祉法の施行通達にも明記いたしまして公の通達としてお出ししたしております。その公の通達に対しては、これを秘扱いにするという筋のものではないと思いますが、ただいまお示しになりましたものにつきましても、公のものでございせんし、また私の関知しないものでございせん。

○田中(美)委員 それでは、これはどこが関知しているのですか。労働大臣は御存じないのですか。それでは、これはどこから出しているのですか。

○高橋(展)政府委員 公のものとしてはどこから出ておりません。

○田中(美)委員 公でなくて——これは婦人労働課と書いてあるわけですね、こういうのがマル秘で出ているのですか。ですから、労働省というものは何かおかしい。誠意があるとか何とかいいながらも、こういうマル秘で——中身はいいものなんです、改善せよということなんですから、それを全く関知しないということはどういふことなんでしょうか。

○田川委員 速記をとめて。

○田川委員 始めてください。

○高橋(展)政府委員 ただいま事務の者に問いましたところ、この件に關しましては、民放連盟に對してその傘下の事業所における若年定年の指導ということを行ないましたときに、こちらの趣旨というものを明確にしたいからという意味で、こちらの係の者が口頭で申しましたものをお書き取りになった、このようにいま説明を受けました。

○田中(美)委員 それでは、全く関知していないことじゃないわけですね。こういうふうに印刷になつていくわけですからね。

○高橋(展)政府委員 印刷は先方になつたというところでございせん。

○田中(美)委員 それは間違いないわけですね。こういう指導をしたということは事実だったわけですね。これは日にちが十二月九日になつております。

○高橋(展)政府委員 これは民放連盟に對しまして御指導いたしました、そのときのものでございせん。

○田中(美)委員 こういうことを実際にやっているというふうな、形だけのことをやりながら実際には——形だけだったもので、具体的な効果が出ていないわけですね。少なくとも私が質問し始めてから、ないわけですね。

そのあと三月二十三日に今度は日産自動車の中本ミヨさんという方がやはり東京地裁で勝訴しているわけですね、この方がやはり差別定年制で、こういうふうな形で出てきているわけですね。そうすると、ちよつとも解決しないで次々という問題が出てくる。裁判で勝つてもとへ戻さないというふうなことになるのは、労働大臣は一体どうお考えになるのですか。

○高橋(展)政府委員 ちよつと具体的なことがからんでおりますので、私からお答え申し上げます。民間放送連盟に對して御指導申し上げて——十二月ごろでございますが、その効果は、この前の社労で先生が御指摘のように、その後若干の民放の事業所におきまして、それまででありました若年定年制を改正なさつております。そのような効果はあると思ひます。

それから最近の日産自動車の件でございますが、これはまた私どもがこの前先生の御指摘がございましてこの改正方に取り組み前に発生した事件でございまして、直接その効果というようににおっしゃられてもちよつと困る点がございせん。

○田中(美)委員 これは二十三日にあった事件です。ちよつと次々とこういう事件が起きてくるわけですね。それが前からちよつとも解決されていかな。こういうふうなことで、私は女の執念で、労働省がやるまで何回でも社労でこれをやり続けていく以外にないというふうに思ひます。そのおつもりで労働大臣にいたいただきたいというふうに思ひます。

こういう婦人に対する差別というものが、ほんとうに日本の場合はひどいわけなのです。これはやはり労働省が本腰を入れないと、世界に對しても、この間のニューズウィークでありまけんけれども、非常に恥をかいてゐる、先進国だといながら実際には封建制がそのまゝ残つてゐるようなことがあるわけですね。これは衆議院では非常に婦人の議員が少くないし、どうしても私はがんばり続けなければならぬというふうな思ひが強いわけですね。次々とこういう資料がたくさんありまして、どこから手をつけていいかわからないほどこういう問題があるわけですね。ですから一つ一つ取り上げたものを労働省は徹底的にやつていただきたいというふうに思ひます。

いま、もう一つ来ておりますのが銀行関係。金融関係では女子の差別賃金が非常に多いわけですね。それはもう十分高橋さん御存じのことだと思ひますけれども、その中で差別賃金をとつてゐるところは、私が調べたところではこれは一〇〇%です。全くないというところはいくつにあるわけですね。しかしこまかくいへば見解の相違というところも出てきますので、その中で非常にはつきりしている問題を一つ申し上げたいと思ひます。

これは日本信託銀行で、二十八歳以上の男子で、高卒十年、大卒六年働いた方に対しては特別手当というものを月四千円出してゐるわけですね。しかし女性には一銭も出さないというのをしているわけですね。これは制度上から見ましても明らかに差別賃金になつてゐるわけですね。これについて労働大臣はどういうふうにお考えになるのでしょうか。

○加藤国務大臣 あとで全部答へます。

○渡邊(健)政府委員 先生御承知のように、基準法の第四条におきまして、使用者は、労働者が女子であることを理由に賃金について差別をいたしませんことは基準法違反として禁ぜられておるところでございます。私どもも基準法施行という意味におきまして、幾つかの最近の例におきまして

うならそうだとだけ答えてください。その後の労働省の見解については、あなたのようにどんどん先取りされてやられますと、非常に今後質問がしにくくなって、こっちが組んでおるやつが次々にくすっていくのです。

それで、労働省の見解については大体いとお話しになったので、今日の新聞に発表された労働省労働衛生課の談話というのは、大体あなたのような見解なので、これは労働省の見解と見ていいわけですね。それではこれを前提にいたしまして質問をいたします。

これによりまして、「テストの手ぬかりが明らかになれば、会社側に厳重な注意を申し入れることになる」と、こういうことになりまして、いまちょっとそのことに触れましたけれども、会社側に厳重な注意を、申し入れたのか、入れたとすればいつそれを行なったのか、これをお伺いしたいと思ひます。

○渡邊(健)政府委員 三月二十九日に会社側に対して厳重に注意を与えております。

○石母田委員 そうしますと、やはりこのテストに大きな手ぬかりがあったからということになると思ひますけれども、さらに私は、このパッチテストという方法のやり方がまずかったというだけではなくて、このパッチテストというのは皮膚に張りつけて、薬品中毒の有無、程度を判定する方法だそうだけれども、これを行なった二・四・五TCPとかあるいはPCPというものは、非常に毒性の高いものであるというふうに聞いておりますけれども、この毒性の程度について、関係当局の答弁を願ひたいと思ひます。

○豊田説明員 先ほど先生御指摘の二・四・五T、トリクロルフェノキシ酢酸、このものにつきましては劇物に指定しておるものでございますが、実験に使われました二・四・五TCPでございますが、これは二・四・五Tというものの原料でございます。この原料の毒性につきましては、現在われわれのほうでは文献によるものしかわかっておりません。経口毒性といたしましては非

常に弱いものでございまして、体重一キログラム当たり二千九百六十ミリグラムという毒性のものでございまして、それからPCPでございまして、これは先生御指摘のように、ペンタクロルフェノールというものでございまして、すでに除草剤として使われておったものでございまして、これも毒性につきましては、ラットの経口毒性、LD50グラムは二百二十五から二百三十三ミリグラムというものでございまして、これはすでに劇物として指定されておるものでございまして。

○石母田委員 三月二十八日の参議院の公害環境特別委員会、二・四・五TCPというものはベトナムでの米軍の「枯れ葉作戦」に使った農薬ではないかというふうなことがいわれておりますけれども、こういうふうに使ったと聞いているか、あるいは使われる可能性のあるようなものなのか、そういうことについてお伺いしたいと思ひます。

○豊田説明員 先ほど御説明いたしましたように、二・四・五TCPは二・四・五Tの原料でございまして、二・四・五Tが、先ほど御指摘になりましたように、枯れ葉作戦に使われた薬剤でございまして。

○石母田委員 そういふ「枯れ葉作戦」に使われるくらいですから、高い毒性を持ったものと思われましますけれども、そうしたものの検査を行なう、しかもこれはすでに製造中止されているものです。この製造中止されたものを、その工場にいる障害が出て、組合や労働者のほうからも要請があつて、その問題を会社では非常に問題にしなければならぬということですが、この毒性の強いPCPやあるいは二・四・五TCPやあるいは二・四・五TCPを張りつけてやるということについて、これはやり方の問題がまずあったのか、そういう有毒なものをそういう方法でやること自体がもうすでに間違っているんじゃないか、被害が出てゐるものをまたからだに張りつけてやるという、こういうものについて、労働省としてはこれは明らかにただやり方だけの問題だというふうに見ているのかどうか、お伺いしたいと思ひます。

○渡邊(健)政府委員 この感作料品といわれる種類のそれらの薬品につきましては、特定の敏感症の人について特に強く作用するものでございまして、健康管理上一定の敏感症の該当者であるかどうかということとを調べまして、作業配置等につきましても敏感者はこれを避けるといったような措置が必要なのでございまして。そういうことの二環といたしまして、今度の場合も熊本大学医学部の野村教授の指導のもとに、それらの薬品の非常に薄められた液を、直径一センチ大の円にしみ込ませたガーゼを絆創膏で貼付いたしまして、二十四時間経過後の観察等を行なったものでございまして、もちろんこういういわゆるパッチテストをやつていいもの、そういうものをやるべからざるもの等もあるわけではございますが、私どもが専門家から聞いておりますところは、今回のこの薬品は、そういうパッチテストをやつても別に特別な場合ではない、やつてもいい種類のものに入るのであるというふうにお聞きをしております。

ただ、もちろんそういうものをやりますについては、十分いろいろな注意をして、必ず経験のある医師が行なう等のほかに、その被験労働者に対しては、試験の目的、反応の程度、試験中における必要な注意等を具体的に周知徹底せしめまして、かつそういうことを実施することについて御本人の承諾を得て行なうように、私ども従来から指導いたしておたわけではございますが、今回の場合につきましては、それらの注意あるいは本人の同意を得た上で行なう等々、やり方について、私どもから見ましても確かに遺憾な点があつた、かように考えましたので、厳重な注意をいたしたところでございまして。

○石母田委員 いまの答弁を聞きますと、こういう薬品のパッチテストが許されていると言われましますけれども、PCPでは許されているのですか。特定化学物質等障害予防規則というのがありますけれども、この中でPCPパッチテストの問題は書かれてませんよ。どうですか。

○渡邊(健)政府委員 PCPについては、そういうパッチテストが行なわれることがある薬品だとしてございまして。

○石母田委員 この特定化学物質等障害予防規則では、パッチテストについてはPCPについて許されておりますか。

○渡邊(健)政府委員 特化則にはPCPについては特に規定がございません。

○石母田委員 ないでしよう。大牟田の労働基準監督署の久保山正信第二課長、その人ははっきりPCPの検査方法についてパッチテストは書いてないといつておるのです。ですから、先ほどの答弁で、専門家の話を聞いて、あなたは認められているというけれども、その点については間違つてゐるでしよう。あなたの先ほどの答弁、いま言つたように、薬品についてはパッチテストは認められてゐるというふうに聞いてゐると言うけれども、PCPについては違ひでしよう。

○渡邊(健)政府委員 特化則にはパッチテストの規定はPCPについては特にございせんけれども、PCPについてもパッチテストが行なわれておる薬品であるというふうな専門家は聞いております。

○石母田委員 間違つていたら間違つていた、知らなかつたら知らなかつたでいいんだ。いまうしろを向いてわかつたんだからね。非常に不愉快なんだな。何もその点は、お互いに間違ひがあるのだから、それで正しい方向に認識を改めたらそれでいいのです。

またもう一つ、熊本大学の医学部の野村茂教授の名前が出ましたけれども、いまのあなたの話ですと、この大学教授がやつたんだから、こういうふうに言つてゐますけれども、これはあなたも御承知のように、有機塩素系の薬品公害では有名な方です。この人たちが、教授が言つてゐるやうに、何でもございさらそんな毒性を調べんだ、こんなことをしなくてもPCPや二・四・五TCPの毒性はわかつてゐますよ、こういうことを言つてゐるのです。つまり、いまさら何で会社がそういう方法で検査をするのか。特に朝めしを食わせな

いで検査をしたということが検査項目にあるそうですけれども、こういうことは、教授や教室からいっても、検査目的がよくわからぬと言っているのです。この点についてはあなたは教授にまかせたからいいだろうということをおっしゃるが、しかしこの検査というものは工場がやったものであり、そしてまた、こういう検査の内容、方法についても工場がきちんと責任を負うべきじゃないかと思うのですけれども、どうですか。

○渡邊(健)政府委員 もろろん、これは工場が教授に依頼して行なったものでございますから、責任は工場のほうにあると存じます。

○石母田委員 そうしますと、私は、労働省がまず見解として発表した、詳しく調査して云々というふうには書いてありますけれども、いまのあなたの答弁を聞いても、詳しく調査をしたというふうには思えません。そしてしかも、そのパッチテストというものは、どう見ても、ガーゼにしみ込ませて背中の皮膚に張りつけるという方法です。そしてその張りつける内容のものがすでに何年も前に製造中止になり、毒性としてわかっておるのです。そしてその被害者が出ておる。その被害の程度を調べるのにまたパッチテストを使う。これは、私は明らかに、労働者の生命、健康というものをきわめて軽んじた工場側の姿勢であらわれておる。こういうふうには思いますが、この点については労働大臣、あくびをなさっておられますけれども、労働大臣に聞きましよう。いまあなたに聞いていて、工場がこういう毒性のよいなものを、パッチテストが許されるとか許されないとかいうものはあるけれども、こういう背中に張って、そして皮膚のかぶれを来す、そうやって労働者に実験をするということは、私は明らかに労働者の人権、生命、健康というものを非常に軽んじたやり方だ、こういうふうには思いますけれども、あなたはどう思いますか。

○加藤国務大臣 私、この点では化学的な頭が十分ないので、どの程度の毒性があるかということについてはちょっとわかりませんが、いまの話では……

○石母田委員 さつき聞いたでしよう、「枯れ葉作戦」に使っているんだということを。

○加藤国務大臣 まあ話を聞いてください。枯れ葉作戦に使ったとかいうようなことから、相当な危険な薬品であることには間違いないと思うが、健康管理の見地からこれを試用した行為ではあったけれども、どうも危険性がある。こういうようなことに対して、今後そのようなことがないように、健康管理の面からといったって、やはり、危険性のあることに対しては十分留意をするように通達を発したいと思えます。

〔発言する者あり〕

○石母田委員 いまうしろのほうで、枯れ葉にはあるかもしれないけれども、人体にはあまり毒はないのではないのかという言う方がいますので、もう一べん申し上げますが、二・四・五T C Pの中毒患者が三十五人すでに被患しておる、そしてそのうちの八人が熊大の付属病院に治療中である。P C Pについては三十二人が被患して、二十四人が治療中である。こういう薬品でこうした問題が起きておるから、今度の実験という問題が出ておるわけですから、そういうことについて労働省はもろろん知っておると思えますけれども、どうですか。

○渡邊(健)政府委員 二・四・五T C P及びP C Pにつきましては、御指摘のような障害が発生いたしておることは承知しております。

○石母田委員 こういう非常に重大な問題なんです。御承知のように、大牟田というのは、行ってみればわかりますけれども、公害の町なんです。これは、公害の発生する中で最も大きなものは、三井東亜化学といわれているのです。あの三井東亜川があの「七色の川」といわれて、日本でも最大の汚染の川となっている一つは、この三井東亜化学の廃液を流し込んだからです。そうして、この会社が爆発事故や有毒ガスの漏れなどで何回も事故を起こし、さらにこのように、製品を生産している中で、P C Pやあるいは二・四・五T C

P、ベンジン、そうしたもののために多数の職業病が出ており、労働者に被害を与えておる工場なんです。こういう公害大企業がまたしてもこういう問題を起こしたことに對して、労働省が、いま政府の全体の方向からいっても、この公害大企業に徹底的にメスを加えていかなくちゃならぬ。こういう問題が起きたときにこそ、厳重にやっつけなければならぬ。

ところが、いま話を聞いてみると、厳重に注意したと言われけれども、具体的に何にもないでしよう。そうして、むしろ、労働省の見解というものは私には弁護しているのじゃないかと思えない。この実態をほんとうにつかんでこれを追及していく方向でなくて、何かパッチテストは許されているんだ、だから医療上は問題ない、そういうような煙幕を張る方向に行っている。こういう大企業に對しては私は徹底的に追及して——このような労働者の生命、健康、それから公害を軽んずるようなそういう大企業に對しては、徹底的な追及をしていかなくちゃならぬ。そういう点では、この新聞に発表された、先ほど皆さんが発表されている労働省の見解、政府の見解というものは私はきわめて不十分である、こういう点をぜひともい言ったような方向で直していただきたい、ぜひ労働大臣の答弁を求めたいと思えます。

○加藤国務大臣 これは、私はまだ申しわけないのでありますが、十分お話を聞いたのでございしますが、福岡の労働基準局長もこれにタッチいたしておりますが、いま話を聞きますと、これはもうお説のとおりでありますので、私も御趣旨にほんとうに同感であります。本省のほうから、専門家と、そして政治的な考え方を持てる方と、お二人現地に派遣いたしまして調査をいたします。

○石母田委員 質問を終わります。

○田川委員長 小宮武喜君。

○小宮委員 最近週休二日制について、政府もそれから労働団体も非常に精力的に取り組んでおられることについては喜ばしいことでありますが、昨日労働省が取りまとめた四十七年の労働時間制

度調査によりますと、昨年九月末現在で、週休二日制を採用している企業は、前年の六・五%から一三・二%に倍増し、適用されている労働者も、前年より五割増の三六%となっております。しかしその実態を見ますと、企業規模や業種によってかなりのアンバランスが生じておまして、従業員千人以上の大企業では過半数が週休二日制に踏み切っているのに対して、中企業では二割ちょっと、小企業では九%足らずとなっております。また、週休二日制の内容にしましては、企業によって、月一回採用しているとか二回あるいは隔週とかがほとんどで、完全週休二日制を実施している企業は全体の二・八%、労働者数で五・八%となっております。したがって、政府は大体昭和何年ごろまでにこの完全週休二日制を実施しようとして考えておられるのか。公務員については昭和五十年までは週休二日制を採用したいということをおっしゃっておりますけれども、ただ公務員だけ実施をしたり、あるいは大手企業の労働者だけが週休二日制を実施してみても、これは意味はないのです。もっとも、やはり中小企業の方、こういった人たちがほんとうに完全週休二制に踏み切ったときに、私はこの週休二日制の意義があるんだというふうな考え方がおありするけれども、ひとつ労働大臣は昭和何年ごろまでに全企業の労働者が完全週休二制に踏み切るように行政指導するつもりなのか、まずその点からお伺いいたします。

○加藤国務大臣 経済社会基本計画にも、その期間中に大体完全週休二制に持っていく、当面、大企業の問題は五年ぐらいいのうちにひとつ完全週休二制を実施したいという行政指導——五年以内に持っていく所存であります。中小企業の問題、これが、企業の問題、いろいろなお得意先の関係、これがなかなか困難であります。しかし、だいたいこれは趣旨が徹底いたしまして、これはもう自慢ではありませんが、やはり労働省、政府は週休二日制をやりたい、こういう一つのしきの御旗を掲げておりますので、それを背景といたしまして、労使において相当な話し合いが進んでおり

ておりますけれども、やはり現在の社会になってくると、基準法自身はもう再検討する時期に来ておるのです。その意味ではいろいろな、たとえば審議会を設けて検討しても、大臣、どうでしょうか、とにかく二年や三年かかるわけでしょう。長いのは五年も六年もかかるわけでしょう。どうですか。もうそろそろ基準法をもう一度見直しすべきだ。そのためには早急にそういうような審議会をつくるか検討委員会でもつくって検討すべきだというように考えます。

○加藤国務大臣　いま審議会と言いましたが、現在その研究会があります。研究会でその問題にも、

いろいろな問題に入って研究いたしております。

〔山下(徳)委員長代理退席、委員長着席〕

これはまあいつだという、小宮さん二年先だとおっしゃいましたが、期限のことは何だか切りのうでありましたけれども、大体その方向がだいたいぶん機運が強くなってきたことはもう間違いないと思います。ただ、大臣がここで言うことは相当な影響がありますので、御趣旨の線に沿って進行しておる、こういうことは言えると思います。

○小宮委員 それから週休二日制を実施していく中で、週休二日制というものが普及されてきますと、やはりどうしても使用者側は、今度は所定内労働時間が制約を受けると、時間外労働のほうに、必ずそちらのほうで穴埋めをし、そちらのほうに逃げようとする傾向が出てくるのは、これはもう当然なんです。

そこで時間外労働については、大体何時間ぐらいが適当だと思っておられますか。

○渡邊(健)政府委員 時間外労働について、これが何時間が適当だということは一がいに申せませんので、先生も御承知のように、基準法でも労使が協定を結んで時間外労働をやることになっておるわけでございます。ただ週休二日制を導入いたしました場合に、せっかく週休二日制を導入したけれども時間外労働がふえるということでは、その意味がございせん。

私も週休二日制を指導いたすにつきましては、事前に、先生御指摘の賃金の保障とか、時間外労働がふえないようにするとか、そういう問題を十分労使で話し合つて、そういうマイナスの面、デメリットの面が出ないようなことを十分話し合つた上で進めるように労使に指導いたしておるところでございます。

○小宮委員 それではそういうような中企業、小企業で大体時間外労働を幾らやっていますか。傾向としては、何時間が妥当かということはないかなむすかしいにしても、傾向としては大体時間外労働時間が短縮されつつあることは事実なんです。普通の大手の労働者では大体六十時間もやっ

ておる、五十時間もやっておる、五十時間で協定を結んだところもある、そういうようなところを見ただけで、大体やはり一応の考え方というのにはきるはずなんです。だから、たとえば中企業、小企業で時間外労働時間は、まあ幾らあります、調査したことはあります。

○渡邊(健)政府委員 ちょっと規模別のは、いまうちに、調べないといわりますが、全体といたしましては大体数年前までは月二十時間ぐらいでございまして、だんだん減つてまいりまして、近ごろでは月十五時間ぐらいに、平均いたしますと、なつてまいっております。

ただ、先生も御承知のように、これは規模だけのほかに、業種等によりまして非常に違いが、あるいは業務の繁忙、たとえばニッパチのよう非常に非常に多いとき、あるいは年末のような非常に繁忙期、これによつても違ひますので、なかなか一律には言えないわけでございます。

○小宮委員 やはり時間外労働についても、その意味では私は、いまの基準法では現に時間外はうたわれておりません。しかし少なくとも上限くらゐは基準法で、大臣もいま言われておつたように、現在研究機関もあるし、研究もやっておるということでは、どうしてもやっぱり基準法というものは、中小企業においては労働基準法というものが、これは後生大事にこれを金科玉条のようにしていろいろ労働条件をきめていくわけですから、その意味では上限くらゐきめていくわけじゃないか。

たとえば一日の労働時間八時間、最低基準をきめておるわけですね。週四十八時間、時間外労働について、特殊作業についてはこれは弾力性を持たせてもいいのですけれども、一応上限くらゐ労働基準法の中でうたつてもおかしくないのじゃないか。そうして全体の中で日本人は働き過ぎといわれているので、働き過ぎないように、働かざるを得ない、やはり上限くらゐきめてもいいの、所見はどうですか。

○渡邊(健)政府委員 私どもも時間外労働があま

りに長いことは決して好ましいことだとは考えておらないわけでございます。行政指導におきましては、基準法三十六条の時間外協定を結ぶときには限度を協定するように指導もいたしておるところでございますが、なお、先生御指摘の、法律で、基準法の中に時間外労働の限度を設けていいた御意見も私もたたくさん聞いておりまして、検討すべき問題であると考えておるわけでございますが、先ほど大臣からも申し上げました基準法研究会等で基準法全般の検討をする中で、そういう問題も御検討をいただいております。

○小宮委員 それから、時間外労働についての考え方いろいろあるわけですね。だから、その意味では、現行の労働基準法でいう時間外割増し賃金は二割五分になっていまして、これもやはり時代の趨勢とともに、現行の二割五分というのはほとんどの企業においては、やはり労働基準法で二割五分最低限度と定めておられますから、それにみな押えられておるわけですね。それで現在では三割と三割五分の要求を出してやっておりますけれども、そういう意味では、労働者は企業のサイドに立つのか、労働者の立場に立つのかという、そういう発想の転換をやることによって、労働者が健康な、そして文化的な生活をするためにはどうあるべきかという、労働者自身が労働者サイドに立つて、いまの時間外割増し賃金についても、特に週休二日制に移行した場合に、使用者が労働者を時間外労働で穴埋めしようといふことを防止するために、また時間外労働に対しての考え方として、一つは罰則の意味もあるわけですから、そういう意味では公休出勤だとか、

時間外割増し賃金は現行は二割五分ですね。これだけは基準法ではっきり二割五分と最低をきめておるわけですから、こういったものは、少なくとも三割五分ぐらいに割増し賃金を上げるべきだ。これは基準法にうたえたいことを言わねども、基準法にうたわれないわけだから、これ

くらい三割五分に引き上げるべきだというふうに考えますが、その点についての考え方はどうですか。

○渡邊(健)政府委員 現行労働基準法は、先生御指摘のように、時間外労働、休日労働は二割五分増しの割増し賃金というものを規定いたしております。しかし企業におきましては、労働協約等でそれを上回る、たとえば三割とかいうような割増し賃金をきめておるところもございまして、諸外国には二割五分よりも高いものを法律で定めている国もあるわけでございます。現在の基準法で二割五分をもっと上げるべきではないかという点につきましても、そういう御意見も私も各方面から聞いておりますし、基準法全般の中では、将来にわたる問題点の一つであると考えております。そこで、基準法全体の検討につきまして、先ほど申し上げました基準法研究会などにおきましても、これらの点も御検討の項目になっておるわけでございますので、それらの結果を見ました上で、十分、今後私ども考えてまいりたいと存じておるわけでございます。

○小宮委員 それから、週休二日制と余暇の利用が非常に論議を呼んでおるわけでございます。

これは、私がある奥さんから聞いた話では、自分が一人のときは、昼めしでもあり合わせで何か食つておつたけれども、どうもおやじが二日間も休むと、なかなかそうもいかぬし、金がかかる。しかも、二日間もおやじがごろごろうちの中におられたのでは、掃除するじやまになるし、いろいろ小言を言うし、出ていけというとかバチンコ屋とかで金を使う、困つたものだということ、奥さん方には、この週休二日制というものはあまり歓迎されていない。それじゃ困るのですが、しかし、それは教育の問題もありましようけれども、とにかくこの余暇利用について何か名案は——大臣はすくいこいの村を言うでしょうけれども、ひとつ余暇利用について何か名案があったら教えてください。

○渡邊(健)政府委員 確かに、時間短縮、週休二

日制が進みますと、その余暇をいかに有効に利用するかということが非常に重要な問題でございませう。大企業におきましては、企業内福利施設を設けましたり、あるいはそういう余暇利用につきまして相談員を置いたり、あるいは研修機関を設けたりいたしまして、そういう対策を講じておるわけでございます。問題は中小企業であると存するわけでございまして、中小企業は企業内施設も恵まれておりません。なかなかそういう機会に恵まれませんので、私ども、週休二日制を進めるについては、中小企業についてそういう対策を講じなければならぬと考えております。

そこで、いま先生もおっしゃいました、そういう中小企業のための適正な料金による健康な余暇利用施設ということで、いこいの村といったような構想を立てまして、四十八年度に初めて予算がついたわけでございますが、今後もうこういうものをふやしまして、将来全国的なネットワークをつくりまして、中小企業の方々が適正な料金で有効に余暇を利用できるようにしたいと考えております。また、ことは実現するに至りませんでしたが、そういう中小企業の方々の余暇利用の相談に応ずるような何らかの機関というものも、将来にわたってつくつてまいりまして、そういう方々の余暇の有効活用を協力していくような方向に持っていきたいと考えておるわけでございます。

○小宮委員 いま局長が言われたように、大手企業はいろいろな企業内の施設があるから案外できるのです。しかし中小企業が週休二日制に移行した場合には、そういう施設がないのです。だから、いこいの村にしたって、これは全国で三カ所ですか十カ所ですか……（加藤国務大臣「いや、十六カ所です」と呼ぶ）そういうようなことで、これは長崎にぜひつくってもらわなければ困りますが、中小企業の福祉施設をどんどんつくってもらわなければいかぬ。いま局長があれだけ言われたんだから、来年度の予算あたりで楽しみにしておりますが、ぜひひとつ進めていただきたい。

昭和四十八年四月十六日印刷

それと、定年延長の問題ですね。これも労働省は、政府としても大体六十歳ぐらいまでと言っておりますけれども、現実には六十歳まで完全定年延長というのはほとんどないのです。普通は変質した雇用延長という形で、いろいろな問題が出ておりますが、そういうような問題についても、今度の予算で雇用延長促進のための、一人一年二万五千円だったですか、ああいうような助成費で、大体二万五千円もろうからといって、ほんとうに定年延長が実現するか、また実効をあげるかどうかということは疑問なんです。政府もこの定年延長についてはもっと本腰を入れてもらいたいと思いますが、いまのようなまぬるいようなことでは、また、企業にまかせて、ひとつやってくたさいというようなことでは、定年延長というのは百年河清を待つにひとしいようなことじゃないですか。そういうような意味で、労働大臣の決意のほどを具体的に聞きます。

○加藤国務大臣 お説のとおり、私担当いたしましたから、定年延長は掲げておりますが、実効がそう急速に進まない、多少遅々の感があります。これに対しまして、やはり人間の寿命も延びたのでありますから、従来の、五十五歳でまだ働き盛りのときにこれより首ちょん、こういうのはちょっと日本の現状に比べて不適当だと私は思います。そういう意味で本腰を入れます。

○小宮委員 私は、協力しまして時間どおりもうやめますけれども、しかし皆さん方、最後になる人はつらいのです。理事会で定められた時間は各質問者とも守っていただくように、委員長からも十分注意してもらわないと、最後になるわれわれはいつも困る。その点を特に委員長に要望して、私の質問を終わります。

○田川委員長 次回は明後五日木曜日、午前十時理事会、十時三十分から委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後七時九分散会

昭和四十八年四月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W